

一簡申進候殘暑之折御東下殊に重大之御用向被蒙仰日夜御配慮之儀察入候然者前便申述候牧野綱太郎被差登候に付閣老中より申越候義有之尙返書別紙之通申遣候處叡慮御挽回之儀實に重大之御事柄に而御自分に者當表之都合委細御承知之通中々以容易に相届可申とも不被存候且御使者柄に而天朝御尊崇之筋へ相響き益以上様思召相届申間敷歟と深心配致候間中納言殿へ老中差添登京被致候様申進候儀に候此趣意貴所篤と御領承爲國家幾重にも御盡力諸役人迄も御説得有之候様偏御頼申候右申進度如此御座候早々頓首

尙以時下折角御自愛候様存候家臣野村左兵衛へ申合候儀も有之候間同人より篤と御聞取可被下候以上○日附不詳但七月十三日後

是月六京都所司代牧野忠恭朝臣病を以て、請うて職を辭するに依り、幕府稻葉長門守正邦朝臣を之に代へ、越えて七月二十一日左の命を正邦朝臣に下す蓋し我公去る六月の稟請を實行せるなり、以來肥後守得差圖相勤候様可被致候

非常之節京地守護之儀は松平肥後守御委任被成候間御警衛筋等之儀は都而肥後守得差圖相勤候様大坂御城代並右に附屬致し候役々の外京地御固近國之諸大名且伏見奈良奉行始其他役々へ可被相達候時に朝廷曩に長門藩外船を砲撃せしより、有爲の諸藩必ずこれに倣ふべきを期せしも、聞として其報なきより、過激の堂上大にいらだち、直ちに諸藩に左の勅令を下せり、

海岸防禦之儀度々御沙汰之處往々不備之聞有之候に付今度紀州加田浦播州明石浦等へ被立監察使候是迄傍觀畏縮之藩有之趣に候爾後右様之輩有之候得者屹度御沙汰被召上官位候於列藩も其心得可有之御沙汰候事

七月

別紙之趣爲心得幕府へ御通達可有之候且親藩御一列中へも早々御傳達可有之候仍申入候也七月二十三日○我公宛野宮定功飛鳥井雅典兩傳奏署名是に至り、外様諸侯へは朝廷より直ちにこれを令し、親藩譜代諸侯へは幕府をしてこれを傳達せしむ、蓋し是等の處置を以て、漸次公武の疎隔をなさしめん



と過激堂上の謀りし處なり、我公即ちこれを幕府に報するや、幕府は再び長門藩の如き暴舉の所爲ありては、國家の累をなさん慮り、左の令を頒てり、海陸御警衛の儀に付ては、此程相達置候儀も有之殊に、此度京師より被仰出候趣も有之萬一非常之節傍觀畏縮之輩は、官位被召上候趣も被仰出候間猶此上海陸警衛充實爲致隣國應援等兼而手筈行届候様可被致候尤兵事は、彼是之曲直相正し候儀に付無謀妄動等は勿論進退攻守とも指揮を相守り可申事

既にして朝廷、因幡池田慶備前池田茂阿波、蜂須賀茂昭朝山内豊米澤上杉齊福、山阿部藩主等を召して、幕府攘夷の勅を奉ずると雖も、因循今に至りて事實行はれず、長門藩既に其端を開くも諸藩之に次ぐものなし、依りて御親征ありて、親しく大令を發せられんとす、宜しく其方畧を議して奏聞すべしとありしに、因幡侯等諸公卿未だ軍裝に馴れず、兵仗又整はざるべし如何と諸公卿こゝに於て又辭なし、因幡侯等又會津は守護の職にあり、且諸藩兵又在京するもの多し、宜しく先兵士の操練を演せしめ、親しく之を觀覽して、砲聲に馴れ兵裝を詳

かにし、然る後御親征の可否を議すべきなりと、公卿悉くこれを可とす、時に因幡備前阿波米澤の四侯等時々召されて朝議に參し、勅令の出づるもの概ね四侯の手を経と雖も、密議に至ては曾て與るを得ず、特に今此御親征の如き重大の件を議するに當りて、獨り守護職を召さず、蓋し此等の事情を前日賜ふ所の宸翰の旨に照すに、御親征に於ける、叡慮の眞否は敢て辯を費すに及ばず、是比前殿下二條齊敬公徳大寺公純公近衛忠房卿等は公武一和論の人々にして、過激の堂上等の最も忌憚する所なり、彼等が主張する親征の議も、叡慮之を好み賜はぬを漸く伺ひ知り、前殿下二條公等を威嚇して、漸次至尊に迫り奉らんとし、或は其諸大夫に暗殺を試み、或は無名の張り文を爲して、威嚇の手段至らざる所なし、尋いて二十二日二條公我藩臣を召すにより、我公家臣大野重英を遣して謁せしむ、齊敬公之に懇話す、當時重英が復命手扣、頗る當時政界の有様を知るに足る、

二條齊敬公懇話の大畧

此間中治部北小路治部權方へ迫り且一昨夜は無頼之投文致候是は陽明家



○近衛家 德大寺へも同様致候に付早速關白議奏へも届に及申候右書中姦吏に通じ賄賂を請候杯と有之候處幕府と格別の間柄には候得共大樹在京中閣老以下諸役人終に尋問に預候義は無之猶更賄賂等申請候儀は更に無之候然處右様所致候を遺恨に存じ余を威さんが爲ならん三郎召登せの次第は薩藩人等陽明家へ歎願致是非共御召不被下候而は一統存意も有之由申迫候に付存意之次第被相尋候一向不申氣込不一通如何にも事情切迫之様子に付宮川○中内府 ○德大寺 等申關白へ申出候處關白挨拶には眞木和泉守事國事係の氣にも入居候間彼者に相尋御挨拶可致との事に候其後和泉に相尋候處御親征之義に付被爲召候は、何の故障も有之間敷と之事に付議奏へ被談勅命相下り候義に候夫より二日後に水藩原市之進梅澤孫太郎参り島津三郎上京之義御周旋被遊候由如何様之御次第に御座候哉三郎義上京も致候は、諸藩群議沸騰致忽ち内亂も可生形勢に御座候と大にツ、カ、り申聞候に付薩州事情切迫之次第も有之候に付一列申談關白へ申入候迄に而採用は職柄の仁に在之候事故殿下へ可申入と申聞候處疾に申上候

處御殿へ可申上旨之御沙汰に付參殿仕候何卒御沙汰止に相成候様御取計可被成と申候に付既に勅命下り最早二日も相立候義に候得者今更致方有之間敷尤餘勅命輕々敷相成候間無據旨申聞候處無據罷歸申候儲其後宮中大議論にて既に關白議奏杯は三郎上京之義其儘被差置候は、群議沸騰致有志五百人屯致居候間右之者共如何成暴發致道路へ血を流し候様之義今も難測と余以下へ差迫るは必定と名を指して申さぬ斗りの仕合右之形勢故終に三郎上京之義は被召留候義に候  
 一御親征之義も御評議之處重大之事件故諸侯被召登御尋被成可然と申上候處かげに而只今時分右様優長之儀ごふもならぬなどと申者も相聞候處余が存意にては迎も一列ごもの力には難行届候間大あたまの大名に鳳輦出御之折きつと押もらひ度積に候然處備前因州など同様位の事申候に付先づにや、に相成詰りは久留米細川良之助○今の長岡護美 召登せ候事に相成申候是は察しには細川は轟久留米は眞木が居る故自由になるとの見込ならん



一御親征爲御用意廢絶之器械御手入被仰付候小栗下總守義爲御使被差下候處小身者之義に付叡慮も貫徹致兼可申候間此度は松平式部大輔伊豫松の世子御差下に相成候旨廻狀に而議奏より申來候

一誠之推察に候得共今度男山行幸を申立鳳輦を八幡へ奉居軍議被聞召と申十四五日も御逗留被遊浪華城へ被入不從者を征し五畿内を被召上候との密議有之歟之様にも被察候

一今日も水藩梅澤孫太郎來り關東より事情同役より申越候旨に而其大意は今度小笠原大膳大夫長州よりの援兵に不出則勅命に不應尤臺塲を領分へ長州より築き候を朝命は在之候共幕命無之候而は御請難申旨に而家老出府致候處幕吏共大に同意致長州を糺候杯の議論も有之候由素々攘夷之儀は幕府へ御委任之事なれば幕命則勅命に候間了管在之候者は假令朝命に而も容易に打拂等は不致は當然に候得共彼水人等は只々達勅とのみ申廉に執着致眞僞を辨候程の所存は無之候間右様之義申聞候と則因循とか姑息とか心得殿下三條杯へ申觸し候間近親の間柄に候得

共ケ様に深密之談は御名殿我公云ふに候此段厚相心得密々申上候様

一改而御頼申入候義在之候此間中外御用談と殿下も承知之上宮川一列宮中

内府徳大寺等度々前殿下近衛并宮杯へ參集候處中條中務大輔石藥

師に罷在候間始終往來之様子見聞致居候間大に心配致如形之振合に而

は堂上二派に相分可申との案事にて殿下へ罷出其段申入候處殿下も承

知之事故心付は誠に深切成義に候得共決而左様之義に無之候間心配致

間敷旨被申聞候由然處島津一條相起り候に付而は殿下を出拔一列申談

候様相響き大に不都合之事に候中務は正義正直胸中清冷に候間亦先之

勘考も無之ビョイと申出候間案外害之生ずるをば難測候間此段御

心得置被成深密之事は不被仰聞候様致度旨申上候様其外咄し致度義多

分有之候得共一朝一夕に難盡其内度々參り吳候様尤今日之談も種々込

入候而前後不都束之義も可有之と御懇之御事共にて暮合より四ツ少前

迄御懇談被仰聞候

是月二十日の夜賊あり火を高臺寺に放ちて之を焼く而して寺側に左の板



札を建つ、

高臺寺奸僧共朝敵春嶽寄宿差許の段不屈至極に付放神火燒捨候畢向後右様之者於有之者可處同罪者也亥七

是より先慶永朝臣が攘夷の勅命を辭し命を受けずして歸國せられしより過激の堂上浮浪の徒等朝敵春嶽と稱して名云はず之を厭惡すること最も深し然れ共我公是の多事の時に當り有爲の親藩を久しく封邑に屏居せしむるの不可を陳じて大に救解する所あり後見職以下老中の人々も亦以て然りとなし乃ち謹慎を解く然れ共未だ勅勘解除の命なし慶永朝臣上國之不穩を憂へ將に京師に至らんとす浮浪の徒等遂に是夜の暴舉に及べるなり後に聞くに梅村眞守伊藤益荒保母建因幡の石川一常陸の澁谷伊豫等の浪人の爲せる所なりといふは肥前島原の二十四日傳奏衆より我公に來る二十八日を以て建春門前に馬揃軍隊を天覽に供すべし且雨天順延たるべしとの勅命を傳へらる依りて我公先づ練兵の次第書を上る中に大小砲空發の條あり諸公卿議して之を許さず我公砲にして發せざるに於ては操練甚だ整はず故に僅に二三發を發する如何と啓する

も諸公卿稍臭砲聲共に禁内に觸るゝを厭ふといふを以て敢て肯んせず然れども強ひて論じて始めて許可を得たり既に親征を主張せるに猶稍臭砲聲を厭ふと公言して慚色なし我君臣只茫然たるのみ

既にして二十八日二十九日共に雨降り三十日又雨降る先に雨天順延の命あるを以て又順延すべきやを候す時に傳奏衆凡そ急の出陣は時日を選ばず雨雪夜間と雖も躊躇すべきに非ず今日の微雨辭すべからずと命せらる此往復に依りて天漸く未刻に至る我公即ち令を下し黒谷を發し士卒を急に凝華洞に聚む衆悉く甲冑を着け鉦鼓螺及び五方旗五色の信號旗を樹つる等皆藩の制に従ひ且つ傳家の參内傘の馬表并に白地に皇八幡宮加茂皇太神と書したる二た流れの旗を馬前に建てたり此參内傘の馬表は藩祖正之公が曾て上京して參内せし時に使用したる傘に其形を摸し製作して子孫に傳へ勤王の須臾も忘るべからざるを表して子孫を訓誡したる者なり隊伍肅々として御所の西北を繞りて練場に出づ場は建春門より北數十歩の所に於て高く天覽所を設け聖上之に御す其左右に公卿諸侯の陪覽席を設く各官位の品等に從て之に



候す、我君臣雨を冒し、泥濘を踏んで馳驅進止、操練一周にして日既に暮に及ぶ、依りて所々に篝火を焼くに、火光甲冑に映じて閃然たるに降雨之に灑ぎ、殆ど眞戰場の趣あり、時に命ありて之を止め、更に他日を期せしむ、明日詔ありて我公を召す、我公病あり中條信禮をして代りて參内せしめしに、左の恩賜を拜す、馬揃叡覽之儀雨天に候は、日送り之筈に候處俄に御覽可被遊旨被仰出聊も無差支大軍火急に差出候段兼而武備充實行届候段深く叡感被思召實に御頼敷思召候依之目錄之通下賜候事

御目錄

大和錦

二卷

白銀

二百枚

我公謹みて之を拜戴し、賜銀を士卒に分與す、士卒皆天恩の渥きに感泣し、報効の念益堅し、是日朝來降雨頻りに且は先きに雨天順延の命ありしを以て、過激の堂上の人々、必ず我藩の準備なからんを期し、俄に叡覽の命を下して其不意に出で、我藩の狼狽遲滯するを待ちて、大に武備不整を鳴らし、我公に怠惰の耻

辱を與へんどの結構なりしに、準備一も缺くる所なく、速かに大軍の操練を叡覽に供し、意外の賞賜を蒙り、事實は全く豫期する所と反せるを以て、是より彼人々我を憎む事更に一層を増せりといふ、

八月五日再び馬揃を催して天覽に供す、其儀總て三十日に同じ、我公前日恩賜の大和錦を戦袍に製し、これを着て軍隊を指揮す、會ま天氣晴朗日光戦袍に映じ、璨として恰も天恩を一身に荷ふの榮を耀かすの觀あり、薄暮事畢り諸隊肅々として場を去る、聖上特に我公を戎衣の儘御車寄の階下に召され、叡感の詔ありて、水干、鞍及び黄金三枚を賜はる、初め我藩の京師に入るや、人々東北の雄藩と傳稱すと雖も、未だ其實を見ざるを以て、竊に輕視する輩ありしも、今此操練を見るに及びて、進退肘の指を使ふが如く、且は兵仗具備の狀等始めて其虚しからざるを信せりと云ふ、是日我藩練兵の後、因幡米澤備前阿波の練兵あり、

山内豊信朝臣は、有力の公武一和論者なれども、其藩論二派に分れ、其過激論者に在りては、豊信朝臣殆んど駕御に苦めり、此比其家臣下許武兵衛生駒清次等我藩士廣澤安任等が寓居を訪ひ、語りて云く、老寡君容堂豊信朝臣の命を受け、京地



に來り事情を察し力を盡さんと欲す、同藩過激の徒舊來京師にあるものをば、老寡君盡く南歸せしめんとすれ共、彼等根據を過激堂上の間に有するを以て、老寡君意の如くする能はず、然ども今は其止まるもの十數人、武市半平、太平井、取次郎の輩のみなり、皆藩に在りては微賤のものなれ共、其私しに論ずる所を以て老寡君の意、一藩の定論として、過激の堂上を欺き、又堂上に迫りて老寡君に説き自己を登庸せしめんとす、老寡君深く徳川氏二百年來の恩を感じ、幕府を助けて尊王の實を擧げんと欲する事、貴藩と同じ、爾後願くは嫌を置くこと勿れと、始め豊信朝臣我公と其交情密なりしも、其藩臣の我藩臣と胸襟を披いて相談するものなし、爰に至り土佐會津の提携稍々緒に就く、

曩に小栗下總守、勅旨を齎らして東下せるも、幕府牧野銅太郎を上京せしめしを以て、敢て奉答の旨を授けず、後ち我公銅太郎を東歸せしめ、且野村直臣を遣し切に後見職、老中の上京を促がし、後見職は既に辭職を奏請せりといふを以て、之に應せざりしに朝議其請を允さず、且上京を促がせるを以て、後見職將さに近日を以て上京せんとの報あり、我公即ち殿下に就いて此由を内奏し、

其上京を待つ、時に京中流説あり、不日車駕大和に幸すと、既にして又大和行幸の後ち火を京中に放ち、以て還幸の叡念を斷ち、直ちに錦旗を函嶺に進め、幕府討伐の兵を擧ぐと、耳語相報じて人心漸く驚動す、我公これを怪しみ人を派して探らしむるに、某は錦旗製作の命を蒙れり、某所には刀鎗を造る者ありと、續々として報じ來るもの悉く證左あり、果して八月十三日傳奏衆より、攘夷祈願の爲め大和に行幸あらせられ、畝傍山及び春日社參拜畢りて、暫く同地に駐輦の上、親征の軍議を定められ、其上神宮へ行幸あるべしとの勅命を傳へ、且加賀薩摩長門肥後土佐久留米の六藩に課して、右の費用金十萬兩を徵す、此勅下るや我公は元より公卿中にも往々喫驚に堪えざるあり、依りて我公直に書を關東に送り、親征の勅及び目下京師の情況を報じ、終に國事の今は殆ど爲すなきに至れり、只一縷の以て望を繋ぐあるのみと、蓋し叡旨の在る所を知り密に大に決する所ありしを以てなり、抑も親征の議は、其始唱者は眞木和泉にして、長門の久坂義助、周布政之助、佐々木男也、肥後の轟武兵衛、宮部鼎藏、川上玄齋、土佐の武市半平、太吉、村寅太郎等之に賛同し、前に毛利定廣朝臣に入説して親征を



献議せるも、叡慮の之を採納あらせられざるを見て、毛利慶親卿に入説して親征の建議を爲さしめたり、慶親卿是比在國なるを以て益田右衛門介根來上總をして建言書を京師に送らしむ、

曩に姉小路少將の事ありしより、朝廷に充滿せる過激派の人々、薩摩藩に嫌疑を置き之を疎外ありしにより、中川宮近衛家等亦彼藩に親交ありし故を以て、私に憚りて常に朝議に參せず、これより長門藩俄に勢を得て、常に公卿の門に出入し、過激の論を主張せるを以て、浮浪の徒擧りて之を推重す、尋いて疎暴の外國船砲撃をなすや、彼等これを目して無比の盛舉と賞賛し、熾んに堂上家を煽動せしより、過激の堂上日に勢を得て、遂に關白傳奏を凌ぎ、勅を矯めて號令する事屢々なり、聖上之を悪くませたまふと雖も、勢如何ともなし賜ふこと難く、空しく憂悶の中に過ぎさせたまふ、過激派の人々等は、先きに島津三郎を召すの議ありしより、一旦叡慮をも枉げさせ奉りたれ共、事態の變せん事を恐れ、俄に關白傳奏衆に迫りて、大和行幸を勧め奉り、更に勅を矯めて御親征を宣告せり、

中川宮主上の爲めに最も信任せられ賜ふ、而して宮は熱心なる公武一和論の方なるを以て、激徒等宮に注目し、些末だも過失のおはさんには、乗じて以て退け奉らんと計れるも、宮には疾くも其奸謀を洞察し、恭謹翼々乗ず可きの機を與へられず、然るに我公の建議により、慶喜卿は西上の期近きに在り、激徒其着京に先んじ事を擧げんと欲す、然れ共宮を憚り、先づ宮を京師の外に出して後爲す所あらんとせり、月の七日宮の參内せられし時、長谷信篤卿等宮に迫り、九州に行き之が鎮撫をなさしめんとせり、宮之を聞き九州未だ動搖せるを聞かず、將た何をか鎮撫せんやと、十四日に至り長谷信篤卿宮に九州鎮撫使の勅を傳ふ、宮已むを得ず、天前に咫尺して後決せんと答へられき、

是月八月三日十薩摩藩士高崎佐太郎今風の正風我藩秋、月胤永等の寓居を訪ひ、謂て云く、近來叡旨として發表せられたるもの多くは偽勅にして、奸臣等が所爲より出でたるは兄等が知る所の如し、聖上之を知り賜ひ、屢々中川宮に謀り賜へ共、兵力を有する武臣の清側の任に當るものなきを歎き賜ふと聞く、我輩之を聞いて袖手傍觀する能はず、思ふに此任に當る會津と薩摩と二藩あるのみ、希くは



共に當路の奸臣を除き、叡慮を安せんと、意氣昂然たり、胤永等素より其意ありと雖も、私に協力を諾すべくもあらず、因りて直ちに馳せて黒谷に至り、是を我公に啓す、公素より其意あるを以て之を許容し、先づ胤永をして左太郎と共に中川宮に候して、事の由を白す、宮大に悦び、身を抛ちて宸襟を安んじ奉らんと誓ひ賜ふ、會ま聖上神事を親らしたまふより、宮未だ法體なるを以て宸儀に咫尺し給ふ事能はず、十六日神事終るを待ち、直ちに參内事の由を奏し、勅を得て事に従ふの結構なり、然れ共此大事を決行せんには、主上の御親任ある所の近衛前殿下御父子並に二條右府の贊助を得ざる可からず、薩藩士は近衛御父子に説くの負擔を約し、我藩士は二條公を説くことを約せり、我公即ち大野重英を二條邸に遣す、重英公に謁見して具に事情を陳述し、非常手段によりて革新を計るにあらざれば、國事遂に爲す可からざるに至るべしと、至情面に顯れて縷々數千言を陳ぶ、公稍々覺るの色あれども、會薩の兵力長州並に過激の浪士等を壓伏し得べきやを疑ひ、輒く賛同せられず、蓋し愨なる事をし出だして、不測の禍亂を醸さん事を恐れられしもの、如し、重英又往古皇極帝の御世に、御

先祖鎌足公が中大兄皇子を助け參らせて、賊臣蘇我入鹿を誅し賜ひし事を思召さば、今日の場合躊躇し賜ふべきにあらずと、色を正して申ければ、齊敬公膝をはたと拍き、汝が云ふ所如何にも最もなり、共に力を盡すべしと云はれけり、又前殿下御父子には薩藩士等の説を入れられ、是れ又賛同せられけり、初め我公上京以來、其旗下守衛兵薩藩之兵隊之兵半數の外、藩制一陣を以て在府常備の兵員とす、一陣の將は家老を以て之に充て、之を陣將と稱し、其部下に四隊あり、隊長は番頭とす、而して毎歲八月を以て交番の期とす、是月交番の兵會津より來るもの八日を以て着し、京師を去るもの十一日より、親征の勅下るや、使を馳せて其歸る者を呼ぶ、兵員歸京するの日、我兵は二陣即ち八隊の多きに至る、是より先浮浪の徒數十人、市民を煽動して堀川通糸間屋某の家に放火し、狼籍至らざるものなし、町奉行の同心等見て制止する能はず、蓋し糸間屋某は平生貪慾を以て人の惡む所となり、又生糸を外國人と貿易せるを以て、浮浪の徒此舉に及びしなり、町奉行人を馳せて、我兵を出だして鎮撫せん事を乞ふ、我兵至れば事既に鎮靜に歸せり、此他京師に於ける浮浪の徒の狼籍日として之な



きはなし、我藩歸途の兵を召還し、三陣の兵を屯在せしむるも人皆單に浪士鎮壓の爲となし、我に深謀あるを知るものなし。

十六日寅刻中川宮九州鎮撫使辭任の爲め、上奏するに裝ひ參内ありしかど、一人の之を疑ふ者なし、依りて宮密に奸臣を除くの議を奏上す、主上素より其叡念あらせ給ふと雖も、時機に於て未だ危疑し玉ふ所あるを以て、輒く許したまはず、辰刻に及びて宮遂に退出し給ふ、始め安任胤永等左太郎と中川宮に伺候せしに、宮未明に參朝し、早天勅許を得諸堂上の參朝せざるに先んじ、會薩の兵を以て禁門を堅め、勅許を得たる堂上にあらざれば、一人も入朝を許さずして事を謀らんとせり、然るに宮の未だ退朝なきに、堂上の人々中にも過激派の國事掛既に續々參内し、今は當初の策を施す能はざるに至れり、安任左太郎等事既に敗れたりとなし、一方には賀陽殿に候し、一方には急を黒谷に報じたり、既にして宮に謁し事の由を候するに、未だ以て事の敗れたるにあらず、されど此密議にして萬一洩泄しなば、宮の御身に取り由々敷大事となる事必せるを以て、宮も大に苦慮せられ、若し事の泄るに於ては、速に東行して名護屋に至るの

外なしと、大息せられしとなり。

是夕<sup>十六日</sup>主上宸翰を中川宮に賜ひ、因州會津の兵に令し、兵力を以て國家の害を除くべしと勅したまふ、主上殊に因州を指定し給へるは抑も故あり、先に池田慶徳朝臣叡慮のある所を知り、親征を諫め奉らんと、是を二條齊敬公に謀る、公も亦之を然りとし、中川宮と謀る、宮又内奏せられしに、朝廷に於て論議せしめ、依りて以て嘉納せられんとす、慶徳朝臣因りて池田茂政朝臣、蜂須賀茂昭朝臣、上杉齊憲朝臣と議し、共に參内して親征の不可を論議す、殿下及び過激の堂上等朝臣の議を聞くに及び一坐悦ばず、殿下怒りて退かしめ、暫くありて勅を四侯に傳へて、幕府苟且既に久し、故に朕が意決せり、汝等爲す所あらば之を爲せ、朕豈に此行を止む可けんやと、四侯恐懼して退く、叡慮は嘉納せられんとせしも、遂に叡意の如くなし、賜ふ事能はざりしとこそ畏けれ、慶徳朝臣叡意の有る所に惑ひ、眞の逆鱗に觸れしと思ひ、待罪書を出だされたるをありし、主上の特に因州の兵と詔り賜ひしは、上の事ありしに依ると云ふ、翌十七日夜中川宮近衛前殿下、同左大將、二條右府、徳大寺内府等同志の人々、急に令旨を下して非



常の大議あるを以て、守護職所司代各人数を率ゐ、翌十八日子の半刻を以て参内すべし、且薩摩藩にも此旨通達すべしと、これに依りて我公兵を率ゐて急ぎ参内す、中川宮近衛前殿下、二條齊敬公、徳大寺公純公、近衛忠房卿等も亦相前後して参内せらる、議奏加勢葉室長順卿を以て禁門を悉く鎖し、我藩兵及び薩摩藩所司代の兵をしてこれを守らしめ、非番堂上の参内を停め、守護職所司代及び薩摩因幡備前越前米澤の外諸藩士の九門内に入るを禁ずるの命を傳へらる、天明くるに及びて、因幡備前米澤の三侯並に阿波の世子茂昭朝臣、山内豊積豊信朝臣の弟等兵之助稱す等の人々追々参内す、のち勅して中山忠能、正親町三條實愛、河野公誠の三卿を議奏に復職せしむ、然るに三卿之を辭す、依りて柳原光愛、庭田重胤の二卿を議奏加勢となす、中川宮勅を宣す、

此頃議奏並に國事掛の輩長州主張の暴論に従ひ、叡慮にあらせられざる事を御沙汰の由に申候事、不就中御親征行幸等の事に至りては、即今未だ機會來らずと思召され候を矯めて、叡慮の趣に施行候段、逆鱗不少攘夷の叡慮は動き給はざるも、行幸は暫く御延引被遊候一體、右様過激疎暴の所業ある

は全く議奏並に國事掛の輩長州の容易ならざる企に同意し、聖上へ迫り奉り候は、不忠の至りに付、三條中納言始め追て取調相成るべく、先禁足他人面會被止候事

依りて、實美卿始め議奏國事掛の人々二十餘人に禁足、他人面會を止め、左の如く達せらる、

以思召参内並に他行他人面會無用之旨被仰出候、仍而申入候也

やがて鷹司殿下召に依りて参内あり、三條實美卿の爲に救解する所ありしに、近衛忠房卿これを駁し、急ぎ彼れを召して、前日來の事々證左を擧げて詰問すべしとあり、廷上漸く動く、我公進みて今實美を召して詰問せん事、理當に然るべしと雖も、是れ徒らに紛議を招くに過ぎざるべしと、之を止む、衆議これに同じて其事寢む、此等の議に漸く刻を移し、午後に至り、執次鳥山三河介を使とし、長門藩境町門の守衛を罷め、代るに所司代の兵を以てす、是より先、毛利讃岐守元純長州清未藩主吉川監物經幹周防岩國の主益田右衛門介等變を聞いて、藩邸より兵を率ゐて來り助く、勅下るも敢て命を奉せず、甲冑して長槍を携ふる者あり



り、且銃隊を門の左右に列し、大砲を備へて放射の位置を試むる等、殆ど將さに戦はんとするもの、如し薩藩兵これを見て勅下りて奉せず、是れ違勅なり、速に掃蕩せんと請ふ、我公大にこれを不可とし、切に諭して輕舉を止む、是時實美卿も亦三條西季知、東久世通禧、豐岡隨資、日野資宗、萬里小路博房、滋野井實在、川鯨公述、橋本實梁、東園基敬、壬生基修、四條隆誥、錦小路頼徳、烏丸光徳、澤宣嘉等の  
 人々曾て朝廷徴する所の守衛兵並に諸浮浪合せて二千計を率ゐて鷹司邸に行き、長州人と共に勅命を拒まんとするもの、如し、既にして殿下云ふ、長兵凡そ三萬ありて其勇勢當るべからずと、蓋し威嚇して以て朝議を傾けんとせられしなり、諸公卿果して愕怖色を失ひて、私かに我公に向つて貴藩兵幾許ありやと問ふ事頻りなり、公素より長州の兵並に浮浪の徒が我に敵すべくもあらざるを知る、即ち對て云く、弊藩小なりと雖も、在京の精兵二千あり以て堅きを破るに足る、幸に貴意を勞する勿れと、されど堂上の人々猶安んぜず、會津強悍と雖も、二千を以て焉んぞ三萬に敵せんと、私語相繼ぎ色漸く動く、我藩士勇を鼓し勢を張りて、一舉に彼を壓せんと薩摩藩兵と共に後命を待つ、時に朝廷柳

原中納言光愛卿を長藩の營に遣し、諭す所ありしも彼れ猶命を奉せず、朝議更に上杉齊憲朝臣に往いて之を諭さしむ、齊憲朝臣出で、將さに門に及ばんとするに、彼隊將益田右衛門介一書を止め兵を率ゐて退き去る、其書の大意は、歸國して攘夷の先鋒をなさんといふのみ、是より先、實美卿等が勅命に背き鷹司邸に參會せらるゝ由、朝廷に聞えければ、宰相中將公正卿清水谷を勅使として、左の朝命を傳へらる、

以思召參内並に他行他人面會無用之旨今朝被仰出候處鷹司家に集會の由、不容易儀違勅不輕候參政國事寄人被止候早々可退散候事

七堂上の西奔

此御沙汰にて、退散せし國事掛の人々もありしが、實美季知隨資實在基敬通禧基修隆誥頼徳光徳宣嘉等の  
 人々は、長州兵並に守衛兵の一部、並に浮浪の徒を率ゐて妙法院佛大に退き、毛利元純、吉川經軒、益田右衛門介、久坂義助、佐々木男也、  
 以上長州藩人、眞木和泉、水野丹後後深雲齋、淵上郁太郎以上久留米藩人、土方楠、左衛門、清岡半四郎、  
 今の上土佐藩人、宮部鼎藏肥後、美玉三平薩摩、南部甕夫等を會して議を凝らし、遂に西奔に決し、再度の勅命を顧みず、未明に大佛を發して長州に向ふ、只隨資實在



光徳等の人々は議異なるを以て西奔せず、家に歸りて罪を待ちしと云ふ、是に於て中川宮先に鷹司殿下實美卿を宛として庇護せるを以て、其意を詰る、殿下答ふるに辭なく、咎を引いて職を辭せんと奏請す、宮亦殿下を救護し、職に在りて事局を結ばしめんと奏請す、聖斷これを允す、因りて七堂上の非義を罪して其官位を褫ふ、蓋し七人の京師を奔る、其名攘夷の先鋒にありと雖も、實は謹慎蟄居を命せられしにも係らず、守衛兵を恣に指揮して鷹司邸に集合せしが如き、其罪輕からざれば罰せられん事を恐れてこゝに出でしなり、後ち眞木和泉が建言秘録と題せる書を獲しに、其中に親征を部署し堂上諸侯を配合し、鳳輦の左右前後の備より其大略を記し、又土地人民を收むる條に、行幸の途より俄に公卿二人侯伯一人に詔を齎らして東下せしむべし、奉承するとせざるとは論ずる所に非ず、彼が手に落さへすれば事了ると書し、末に詔の草案を漢文にて記し、其文中に尾張以西則朕躬守之、參河以東則委之汝とあり、即ち親征の議其出所知るべし、

是より先、長門藩の外船砲激の舉ありしより、京師に於ける浮浪の徒、俄然勢力

を得て再び兇暴を逞うし、六月二十日夜二條家の諸大夫北小路治部權大輔の家に數人拔刀して闖入せしも、北小路不在なるを以て免るゝを得たりしに、二條家の門内に左の封書を投じて、之を恐嚇す、

謹で奉言上候尊公様御事高位に被爲在當御時節柄彌以精忠を御勵まし叡慮貫徹致候様御盡力可有御坐候處却て姦吏に通じ種々奸謀を廻し御周旋被成候事舉て不可數間には攘夷幕府御委任可然御親征は不宜など御拒絶候様承り候彼毒を献じ寶祚を移し奉り候様相謀り候者に皇國の一大事御委任とは如何の事に候哉逆賊の賄賂を受王政に災するは逆賊の奴隸に御坐候並に近日島津三郎御召登の一條中川王及び近衛殿一條殿九條殿など姦謀を通じ種々御周旋と承り及候全體薩州は姉小路殿一條よりは不審の者に候處事蹟いまだ分明ならず只世上の風説且一兩度存不申旨陳謝仕候共何の證據も無之外に罪人も出來不申何故急々被召寄其藩人も御築地内徘徊御免に相成候様御周旋御盡力被成右の次第にては九門の御守衛も有か無かの如く是又金穀を貪り御周旋と被察候夫金穀の爲め正道を捨つる



は小人の志にて大臣の所爲にあらず此段厚く御考察可被爲在候爾來御改正御國威相立候様忠勤無之におゐては官位の重きといへど止む事を得ず推參可仕候誠恐誠惶謹言

此封狀御主人様へ早速御差出可被成候若遲滯候は島田宇郷○島田左衛門權大尉文久二年七月暗殺せられ宇郷支藩頭は同年八月暗殺せらる何れも九條家の臣なりの如く可加天誅もの也○表書二條家諸大夫宛

同夜徳大寺家の内にも同文の封書を投じ且其諸大夫滋賀右馬大允の家に數人拔刀して闖入し右馬及び妻子を殺傷し此者姦吏の賂を貪り主家を因循に陥る依りて天誅を加ふと張紙をなして去るものあり尋いて油商八幡屋卯兵衛を殺して其首級を梟し攘夷の血祭となす等殘虐日に絶えず我公町奉行に令して嚴に之を搜捕せしむると雖も得る所なし是に至り眞木和泉等の徒長門藩士と去るに及びて其事全く絶え京中再び晏如たり

昨夜我公所司代と連署して京師の變を關東に報ず

之候に付私共儀即刻罷越候様被仰下候に付肥後守同道參内候處議奏加勢葉室より以書付薩州御警衛以前之通被仰付長州界町御門御固御免右替り所司代に被仰付候旨被仰出候に付其旨相達候其後在京國持始諸大名不殘差出候様可申遣旨被仰出十八日午刻迄に不殘出揃申候其以前兩役並に參政衆御國事掛り寄入迄參内被差留候之旨被仰出堂上方の内中山正親町三條河野等俄に召候旨被仰出候處朝四時より少々宛世間騒々敷相成界町御門番所長州人數兎角不引拂異論等有之由被差留候堂上方は多分關白殿御留主館に集會其餘浪士之類同所集會仕候趣其内御築地内外等具足又は甲冑陣羽織着用之者徘徊大砲等持運候に付夫々大名御同所出張持場等被仰付銘々人數並に武器をも取寄せ夕方より彌盛に相成既に大事にも及可申勢に相見候處七半時過に相成柳原勅使に被相越猶今朝界町御門出張長州家來に直談に相及可申筈の處其儀に不及長州人數は首尾能引取申候關白殿には堂上方十五人計行向候て被致對談候哉の處是又打散候由先六半頃漸一時事静り申候聊人々安心仕候義に御坐候乍去平穩と申すにも無之候



に付今曉は何れも御門々々差出候人数其儘差置尤も主人には諸大夫之間  
わ相詰候様にど兩傳奏を以被仰出候尤も傳奏は終夕參内に御座候御推察  
可被下候其内大幸之儀大和行幸並御親征の御軍議御延引被仰出候事に御  
座候右等の御書類は其内取調近々之内可申上候先は右の次第不容易事故  
鳥渡申上候恐惶謹言八月十八日夜戌刻認閣老五名宛

此書に依れば兩傳奏衆始めは參内を止められ尋いで召されしものと見えたり  
我公十七日夜半召に依りて宮中に候せしより暫くも退休せず十九日夜に  
入りて聖上殊に其勞を思召され退休の暇を賜ひ黒谷の館は程遠きを以て施  
藥院を以て假寓に充てしめたまふ自餘の諸侯も各其薩兵守る所の九門内營  
所に宿するを許さる之より我公日々參内し朝議に參する事屢々にして或は  
夜を徹して曉天僅に施藥院に退休する等尤も心力を盡して萬一に報せり  
初め親征の偽勅下りしより嘗て學習院に出仕を命せられし藤本津之助松本  
謙三郎吉村虎太郎等七十人餘黨を結び堂上の脱籍人中山忠光忠光は大納言  
中山忠能卿の  
二男なり人さなり勇壯にして浮浪の輩と交る時事に慷慨し是年四月書を朝廷に上  
り攘夷の先鋒を爲さんが爲め鎮西に赴く事を告げ京師を出奔して毛利秋齊と稱す

朝廷其權なるを罰し其官位を褫奪すを以て首魁となし是月十七日大和國五條  
後忠光長門に走り人の爲めに殺さる代官所に亂入し代官鈴木源内を始め悉く殺戮して其首級を村外に梟し傍に  
此者共近年違勅なる幕府の逆意を受け朝廷幕府を同一と心得聚斂を専とす  
るに依り天誅を加ふと揭示し代官所に火を放ち百姓を驅役して所有之金穀  
を掠奪し之を櫻井寺に運ばしめ此所を本營となし且村吏を集めて五條代官  
支配の地は今より天朝御直支配となるにより其祝として今年租税の半を免  
すと命令す十八日書を學習院出仕島村壽之助土方楠左衛門に贈りて天兵の  
向ふ所草木も皆靡き五條代官所支配七萬石の地及び旗下士領村十三ヶ村の  
民悉く來り服す依りて速かに親征を待つと報じ來る時既に島村等は長門藩  
士と共に實美等に具して脱走せるを以て之を達するを得ざりき既にして奈  
良奉行山岡備後守景泰及び高取城主植村出羽守家保等より一揆襲來及び應  
戰斬獲等の報あり我公一々之を上奏す聖上深く宸怒ありて傳奏衆を以て我  
公に急ぎ大和附近の諸藩を促しこれを掃蕩すべきの勅命あり依りて直ちに  
檄を紀伊彦根津郡山等の諸藩に飛ばして掃蕩せしむ



一揆蜂起之趣追々達天聞嚴敷追討可致旨以野宮宰相中將被仰出候事

八月廿九日

松平肥後守

朝廷御使番渡邊相模守東辻圖書權助を遣して鎮撫せしむ我藩士外島義直薩藩士三島彌平後通庸志々目献吉土藩士福富健次生駒清次等隨行す幾許もなく賊遂に平ぐ

十八日の報江戸に達するや是月二十四日幕府我家老田中玄清を召し將軍家親しく我公が當日の勞を慰し佩用の双刀刀筑前國眞行脇指備前國長船住守重を賜ひ且厚く在京の家臣を褒せらる

二十六日聖上在京の諸侯を召され親しく左の詔あり

是迄勅命に眞偽不分明之儀有之候得共去十八日以來申出候儀は眞實之朕存意に候間此邊諸藩一同心得違あるべからず

抑も此勅諭の下れるは過激の堂上又は浮浪の徒等八月十八日以後は立脚の地を朝廷に失ひ今は爲んすべなく十八日以前の勅諭こそ眞の叡慮なれ以後に係るは正しく中川宮松平肥後守等の奸臣共が申しなせる偽勅なりと宣言

せしに依り右之勅諭の下れるなり浮浪の徒等が偽造したる宣言の如何に叡慮を惱まし參らせしかば此年島津久光に賜りたる宸翰後に全をを見て知るべし

又是比中川宮齊敬公忠熙公に連名にて賜りたる宸翰は左の如し

元來攘夷は皇國之一大重事何共苦心難堪候乍去三條初暴烈之所置深痛心之次第聊朕之了簡不採用其上言上も無く浪士輩と申合せ勝手次第之所置多端表に者朝威を相立候坏と申候得共眞實朕之趣意不相立誠我儘下より出る叡慮而已聊朕之存意不貫徹實に取退け度段兼々各へ申聞居候處去る十八日に至り望通りに可忌輩取退け深々悦入候事に候解官位之事急速取計候様過日より度々申聞候處漸承知致吳喜悅之事に候重々不埒國賊之三條初取退實に爲國家幸福此上は朕の趣意相立候事と深悦入候事和州浮浪之一件も不容易事右は何迄も追討申付候速に下知有之候様浮浪も眞實之朕意を相立候は依頼にも存候へ共三條初暴烈に隨從實に可罰者に候早々追討之様分て存候長州父子は温純の人ながら藩士暴烈夥敷右は嚴重に罰度事に候各精勤頼入候是迄度々暴烈取退け度段各へ申聞候へ共一向不應



深朕身に迫り難澁の所今日の姿に相成安心之事に候今度召候諸藩上着の上は朕の趣意貫徹祈入兎角末之見留無暴烈に而は後患可有之深々心配の事に候也

右大臣

尹宮

前關白

かばかり、叡慮の明白なるにも關らず、浮浪の徒は論ずるに足らざれども、慶親卿等の一派が猶も中川宮我公等を目して、叡慮を矯むるの奸臣と流言せしこそ奇怪なれ、

是月傳奏衆を以て、我公に左の恩賜あり、

去十八日依召參内禁闕守衛盡力之儀厚く叡感候依之御持古末廣竝に絹五

疋賜之候且兵士末々迄苦勞に被思召候に付賜物夫々可配分事我藩其他二

一萬兩を賜ひ士卒に分與せしむ

廿九日勅して參政國事係寄人の職を廢す又朝廷左の命を毛利慶親卿竝に定

廣朝臣に下す、

去十八日毛利讚岐守吉川監物以下家來共不束の取計有之如何被思召候間宰相父子へ取調被仰付候依之暫九門内藩中の輩往來可爲無用御沙汰候且過日行幸御治定に付父子の内上京哉の由に候得共行幸御延引の事故上京の儀可相見合追て御沙汰可有之事

去十八日益田右衛門介より勅使へ差出候書付二通返却の事八月二

別紙

留守居竝添役一兩人は滯京其餘無御用候間歸國可有之候事

九月三日幕府我江戸邸留守居を召し、再び京師守衛の功を賞し、且費用多端を察して金五萬兩を賜ふ、

六日先に朝廷諸藩に勅して守衛兵を徵せしは、其實過激の堂上各自家の爪牙に充つる爲めにして、三條實美之を統率せしに、實美等京師を逃るに及びて守衛兵敢てこれに隨伴せず、こゝに於て朝廷其處分に苦しむ、然るに八月廿五日薩摩土佐の兩藩守衛兵解放を建議す、其書に曰く、



御守衛兵之儀は是迄御先規も不被爲在候處暴論之徒追々建白仕候段有之畢竟兵力を借高貴之御方に迫り自己之暴威を廻し或は無名之刑獄を起し終に矯叡旨候に至り京師之騷擾を醸し候事實以國家之妨害甚不可然御事と奉存候萬一緩急之變出來候節も畢竟烏合徒元帥任も無御座何之御用にも相立申間敷奉存候方今列藩の兵を以警衛仕候上は猶以速に被相免候て各藩へ被差返候様仕度奉存候

是日左の勅旨を以て之を歸休せしむ

爲御守衛諸藩應石高強幹忠勇之選士貢獻之儀御沙汰に付先頃以來追々貢獻深く御満足に思召候然處當節富國強兵武備充實專要之折柄各藩選士貢獻候ては自然費用相嵩み疲弊之一端にも相成候ては御不本意に思召候間御殘念には思食候得共各被差返候旨被仰出候事

始め守衛兵を置きしより一年に至らず遂に此令あり、先に幕府三港の通商拒絶の商議を開始せるの報ありしを、爾後攘夷のなすべからざる事由を上奏せんとす、我公其言の叡慮に反するを以て、書及び使を遣

し、後見職及老中の上京を促がし、朝廷亦後見職を召すありと雖も未だ上京せず、加ふるに拒絶商議の消息絶えてなきを以て、我公其要領を上奏すること能はず、荏苒數月を経、是に至りて、畏くも御焦慮の餘有栖川熾仁親王を攘夷別勅使とし、我公に其隨伴を命せらる、時に京中の人心未だ全く安んぜず、加ふるに京師脱奔の浮浪等、畿内各所に出沒する等頗る多難にして、守護職たるもの寸時も輦下を離るべからざるを以て、左之書を上りて之を辭す、

短才不肖の容保蒙帝都守護之命寵榮已に身に餘り今又勅使の副行を被命天恩隆渥不堪感泣奉畏候然膺守護任以來容保以下家臣末々に至迄遠く祖先墳墓の地を離れ父母妻子に訣別し主従無二念一藩を傾け帝都を守護し奉り大樹尊王誠意を達し被爲安宸襟候様有之度事容保之素心にして一藩之所願に御座候就中登京以來攘夷の叡慮親しく奉伺候へ共延引今に貫徹難仕臣實に不堪涕泣深苦心罷在候已に大樹東下後も書簡を以て促し候事十餘度家臣を令東下催促候と三度徳川中納言板倉周防守等素より勅意を遵奉し鞅掌周旋全く非懈怠事勢不得已義と被察候唯臣所憂日月延引未得



鎖港之吉報彌以奉惱叡慮候儀恐懼の至實に臣等諸有司之不行届の儀に御座候依之今般重蒙御沙汰候上は奉命早速東下鎖港之事件を検知し可奉安宸襟儀候得共熟勘考仕候處先般無事の日蒙東下之命候而も職掌に於て難引離段奉歎願御許容被下置候猶更方今輦轂之下騷擾加之畿内一揆之蜂起未だ追討不得成功候間須臾も輦下を離候而は誠以不安臣職掌も難相立去留事件の輕重委縷不申上候とも明白顯然之義と奉存候且は家臣山國頑固朴直之者共一途に決心滯京罷在候儀今更東行申聞候は、失意難堪輩も有之可申候再應厚蒙重命強而御辭退申候儀恐縮の至奉存候得共誠に以て不得止件々御垂鑒被成下旁以此度副行之命御宥免被下置守護向愈嚴重を加へ鎖港の儀に於ては猶嚴敷令催促叡慮貫徹候様盡力仕度奉存候既にして二十七日後見職及び老中より左之上奏書を贈る、其大意は、去十四日より横濱に於て鎖港談判取掛候儀相違無御座候聊被爲安宸襟被下度奉存候老中よりは

外國奉行池田筑後守河津伊豆守を横濱に遣し佛蘭西人英吉利人へ横濱鎖港之談判に掛らしむ此段叡聞に達すべし

我公即ちこれを上奏す、因りて親王別勅使の事止み、且左之勅を賜ふ、關東に於て鎖港談判に及び候間攘夷之儀總て幕府之指揮を得輕舉暴發之輩無之様諸藩末々迄可被示聞事

先きに八月十八日の擧ありしより、我藩薩摩藩と唇齒をなして王事に勤む、既にして十月三日島津久光召に依りて入京し、直ちに其重臣を我公の許に遣して交誼を温め、且家臣等毎々援助を得るを鳴謝す、我亦重臣を遣はしてこれを答謝す、交誼親睦を加ふ、後ち京中張札をなすもの屢々あり、其文に松平肥後守薩奸の愚弄を甘んじ云々として、末に天誅を免るゝものは、東照宮の血脈且頑陋事を解せざるを憐み、これを假すのみ、猶自新せざれば皇國のため粉壘すべしと、されど我公故らに其犯人を推究せしめず、

十月七日傳奏衆より左の達あり、

春來堂上屢矯叡旨候に到茂必竟藩臣浮浪之者共堂上へ立入惡敷入説致候



故之義に候間右等之者於各藩屹度取調可致事

右御沙汰候御一列へも傳達可有之候仍申入候也七月

是月十九日二條右大臣齊敬公使を遣して、我公を招く、到れば右府左右を退けて、勅旨を傳へらる、其大意は先に八月十八日の一擧若し其所置當を失するならんには、由々敷大事なるべきに全く卿の指揮宜敷に依りて、速に鎮靜するは深く叡感あらせらる、所なり、因りて重く賞賜もあらせられたき叡慮なるも、獨り卿にのみ賞賜ありては反りて物議を生せん、然るに於ては卿亦心に安せざるべし、故に予をして秘密に、宸筆の御書及び御製を下し賜ふ所なり、素より極めて秘密の御内賞なるを以て其意を諒し、表向きての御禮等の事は堅くあるべからずとありて、親しく左の御書御製を傳へらる、

堂上以下疎暴論不正之處置増長に付痛心難堪下内命之處速に領掌憂患掃攘朕存念貫徹之段全其方忠誠深感悅之餘右一箱遣之者也

文久三年十月九日

此一箱とは、左の御製の入りたるものなり、

御密翰并に御製を賜ふ

たやすからざる世に武士の忠誠の心を喜びてよめる

和らくも武き心も相生の松の落葉のあらす榮へん

武士と心あかしていはほをも貫てまし世々の思出

十一日朝廷將軍家を召す、我公をして左の勅書を傳へしむ、

過日横濱鎖港取掛之旨言上に付委細被聞食度候間一橋中納言可有登京被仰出有之候得共猶又大樹にも被尋仰度思食候に付引續早々上洛有之候様被遊度旨御沙汰候事

尤過日御沙汰之通一橋中納言にも可有上洛事

我公、乃ち家臣小室當節に之を齎らし、東下せしめて、將軍家の上洛を促し、に、幕府未だ鎖港の商議結局せざるを以て上洛を辭す、朝議聽さず、是月二十九日更に左の勅書を賜はりて、これを促がす、

大樹上洛之儀御沙汰候處當今横濱鎖港談判中不安心に付上京難致趣尤には被聞食候得共何分公武御一和天下之大策を被立度厚叡念之御次第も被爲在候間精々加勘辨強而早々上洛有之候様被遊度旨更に被仰出候事



我公家臣柴太一郎にこれを齎らし、更に細書を老中に贈りて、叡旨の隆渥を説き、公武一和の爲め速に上洛あるべきを勸む、幕府即ちこれを領承し、將さに上洛あらんとするを以て、先づ後見職二十六日を以て海路西上の復答あり、依りてこれを上奏す、

是月十三日但馬出石城主仙石讚岐守久利、我に檄を飛ばして生野銀山代官川上猪太郎の不在を噉ひ、浮浪の徒代官所を襲ひ、金穀を掠奪し、村里を劫掠するを報ず、我公即ち之を上奏し、急に姫路宮津龍野篠山豊岡福知山等の諸藩に檄して、出石藩に應援して草賊を掃蕩せしめ、且目付戸川鉾三郎に家臣廣澤安任を副へ遣し、其軍を監せしむ、幾許もなく賊悉く平く、十五日幕府我江戸邸留守居役を召し、老中水野忠精朝臣を以て、左の台命を傳へらる、

守護職被仰付候以來入費多端之趣達御聽格別之譯を以て陸奥國會津大沼郡御預り所之儀御役中都て私領同様可致進退旨被仰出之、十月廿日我公左の書を上りしに、即ち允裁を蒙れり、

不肖の私忝も守護職の任を蒙り、輦轂の下一動一靜職分内に御座候處非常急變の節寸刻の間を爭機會を失候場合有之候而は恐縮至極の儀に御座候間以來右様の節者傳奏御達方無之候共直様參内相成候様兼而其筋へ御達置被下度奉願候以上

是月<sup>十月</sup>幕府松平大和守直克朝臣を以て、政事總裁職となす、

十一月八日浮浪の徒處置に關して、傳奏衆より左の勅令を傳ふ、

先般不容易次第に付人心動搖之折柄出所不正之浮浪は勿論其餘無故京地へ出居候浪士等嚴重可相改旨其筋へ被仰出候元來浮浪有志之輩朝家之御爲周旋盡力之志は神妙之至に候得共段々歲月を積其弊相生じ既に激論暴行之徒も有之遂に妨朝議天下之騷亂を釀成するに至り別而殘念至極に候畢竟親炙官家進退自由之弊より却而可至失素懷歎依之嚴密取調其舊主へ可引渡候且浮浪有志之徒無憑方其忠忿を達するの道絶果各國之士氣も是がため沮喪致し候ては皇國恢復の機に當り却而命脈を絶之道理にて何共御歎惜之御事に候自然無據譯柄にて難引取人體は十萬石以上之諸藩へ可



召抱候は、面々懇望之國柄も可有之候任望達忠志候様可致候尤於各藩無謀過激之所業無之様嚴重取締可申付旨被仰出候事  
別紙之通被仰出候間越前中將其外親藩御一列へも御傳達可有之候依て申入候也追而外藩一列へは別段申入候也

我公これを拜誦して、斯の如きは宜しく幕府の所斷に一任あるべし、且は既に幕府に於ても有志の浪士收養の方あるを以て、左之書を傳奏衆に呈して、幕府に一任あらんことを請ふ、

浪士御處置之儀脱藩彼是出所不正之者は其舊主へ引戻し可申其内兼而之行狀柄に寄り屹度取締被仰付實に順序正義之徒浪々之身に而主人無之輩は既に於關東新徴組と號し浮浪之者召使之儀有之候間右御處置幕府へ御委任被仰付度奉存候

然るに此建議採用なく、遂にこれを布告せらる、是に於ても猶外様譜代の諸侯を區別し、幕府へ萬事委任すとの叡慮に悖り、前後矛盾すること斯の如し、以て事のなし難き知るべし、尋いで長門藩士井原主計伏見に至り、入京して歎訴せ

んと請ふ、朝廷其可否を守護職及び在京諸侯に諮詢す、我公松平慶永朝臣、伊達宗城朝臣、島津久光等と共に、其入京歎訴を許さば、物議の紛擾を來さんことを慮り、此勅問の意を體して、入京を許すの不可なるを奉答す、朝議これに決す、十一月十日老中の人々より、將軍家上洛確定の報達す、其書に云く、

初冬念九柴太一郎の書附之華翰仲冬初四相達致拜讀候如仰追々寒冷相増候處先以天朝益御安全被遊御座恐悅奉存候次に閣下彌御勇猛御勤仕珍重存候然者御上洛之義に付傳奏衆へ書狀差出候處尙又以傳奏衆早々御上洛之義被仰出則御書付御廻し被成早速及言上候處委細に御敬承被成候一同評議も盡候處何れにも御上洛被遊候方と申合上にも御英斷に而彌御治定に相成候御用意御出來次第一日も早く可被遊御發駕候乍去毎々之御旅行に而宿驛疲弊も不少候故御軍艦に而被遊御上洛候思召に御座候御軍艦も御數少之上機械等損所修復無之候而者御用立兼候も有之候に付諸藩に而所持の蒸氣船御借請之積に而當月中に者多分相揃可申と存候來月初旬御出船と可相成候左様御心得可被下候今般は天朝に而も厚思召も被爲在實



に公武御一和と申御場合大機會と思召候趣委細に相心得申候何卒今般は萬事御都合宜敷前々之通眞之御委任に相成御家御中興之御場合に至り候様御同前に奉祈候義に御座候何分此上共御盡力御精勤相祈候上京之諸藩も格別に公武之御一和皇國之御爲厚存込居候趣誠忠之段は上にも御満足被思召候事に御座候下畧十一月五日  
附老中連名

是月十五日江戸本城炎上す十九日其報京に達す我公即ち此由を上奏す後ち窃に聞くこれに依りて將軍家の上洛遅延せんを宸念ありと因りて又家臣を東下せしめ上洛を促さんとせるに會々慶永朝臣宗城朝臣島津久光等我公の館施藥院に來りて關東の有司等此災を口實として將軍の上洛を延引せんと計り難し若し然らば今や稍々公武一和の熟成せんとする千載一遇の好機を失ひ幕府の事又なすべからざるに至らん且は本城の災に依りて將軍家假殿に移らば其不便京師二條城にも劣らん是亦一辭柄として速かに上洛を促がすべしと言ふ公の意と符合するを以て直ちに老中に贈る親書を裁し町奉行永井主水正に家臣小野權之丞を隨伴せしめこれを齎らし旨を授けて東下せ

しむ

是月十一月二十九日朝廷中川宮山階宮を國事掛となし徳川慶喜卿松平慶永朝臣山内豊信朝臣伊達宗城朝臣並に我公を以て國事參與に補す翌年に至り徳川慶勝卿島津久光をも亦之に補す初め朝廷參與の職を置かれしより殆ど傳議兩奏と相對峙して往々政令二途に出づるの弊を見る我公常にこれを蹙眉す今此命を拜する素志に非ずと雖も將軍家上洛近きにあるが故に朝議の淵底を知るの便あるを以て強ひて辭せず翌年三月に至り遂に之を辭す永井主水正等江戸に至るや幕府の諸有司我公の建議を以て適切となし、も會ま外國奉行池田筑後守河津伊豆守目付河田相模守等を歐米に遣し鎖港の事を説かしむるを以て其事を了し然る後十二月下旬を以て海路上洛に決し乃ち十二月十二日我家臣を召して老中此旨を示し且彌御所向等の都合を繕ふべきを命ず是日又我公の名代遠藤但馬守に老中板倉勝靜朝臣台命を傳へ、今春將軍家上洛の際内外奔走忠勤を勵みしを賞せられ備前行包の刀を賜ふ、此時聖上の信任最も篤きは中川宮となす宮又知遇の恩に感じ至誠國事に盡



す、過激の輩今は只手を拱して傍觀するのみ、浮浪の徒爰に於て宮を除くを以て倒幕の大本となし、即ち策を按じ流言して宮は關東の兵力を利用して天位に野心ありと、我公等素より斯る兒戯に類せる浮説の、聖明を動かすに足らざるを、知れ共、衆口金を銷すを恐れ、慶喜卿、慶永朝臣、黒田下野守、慶賛朝臣筑前宗城朝臣、稻葉正邦朝臣、島津久光、細川護久、當時長岡澄之助、細川侯の二男、後侯爵等と計り、連署して左の書を上る、

此節尹中川宮彈正尹たり宮之御上に於て種々浮説相唱候趣承知仕不堪驚愕之至奉存候素より宮之皇國之御爲に御心力を被爲竭候御誠義は一同深く奉感服依頼候義に御座候處右様流言被行候義は皇國一層之危殆を添候義に而何共戰兢恐懼之極地と奉存候聖明におかせられ夫等之奸策に御動搖被爲在御義共不奉存候得共姦邪兇險之正議を妨げ骨肉を傷害仕爲離間之策を用ひ候は古今同徹之義に而照然たる事には御座候得共其策之成敗によつて天下國家之安危存亡を分け候義和漢共に其證跡分明之事に候得者縱令聖明におかせられ御嫌疑之叡念不被爲在候共銷骨鑠金之姦計朝夜

を煽惑するに至候而は以之外成御大事に而御間柄におゐて御躰隙一度相啓候而は皇國之綱維御挽回之期も絶果候事と相成臣等乍不及身命を抛ち盡力仕候處詮も無之赤誠空敷讒間之爲に挫折仕候而は實に不堪飲泣之至候得者此時に當て宮之日月を被爲貫候御高義御忠誠者臣等社稷に換へ死を誓て可奉奏上候間仰冀は確乎たる聖德愈泰山不動に比せられ皇國萬世之御鴻基を被爲建候様臣等叩頭泣血關下に伏して奉企望懇願候十二月十五日是月島津久光へ密に左の宸翰を賜りたり、

極密愚存認深依頼候事

一、其方事深依頼に存先頃内存極密相渡候事に候今度應招早速上京感悅に候仍極密申聞候事

一、抑戊午以來時勢種々變化苦心之義候尤承知と存巨細には不注候實以無益に無罪之輩も蒙災難朕意外之所置候義候即戊午年義各落飭之一件に候實以朕心中碎肺肝之至其後至當節而も大小は候へ共兎角疑念偏執も右様之次第欲發一天之爲主身豈不痛心哉依之朕一身之義毎々申出候得



共一向に承知之人無之只々痛心之至に候其後追日時勢も種々様々と相替候後過激之義相起候是も元は忠誠乍浪士暴論之輩に被惑候より前後不辨予存意矯候事屢盛に相成忠變不忠之勤仕關白も失權朕座前と退語と全相違考に兩舌に相似重職不相應之件々も有之候隨而は兩役も只々時宜を見の勤方深心痛不容易候是と云も朕愚昧より所起悲歎不過之候依之而尹宮者從來股肱之連枝故内密申談會藩を頼既に八月十八日之一件に相成深喜悅之事に候猶又内書以前關白深倚頼何分にも一改革なくては如何故深柱杖と頼試候先八月十八日前之憂患は粗攘候へ共猶爾來處一大事に候へは其方と手を組無腹藏嫌疑等實以安慮之次第深所頼に候事尤愚昧之朕拙筆盲妄之書狀赤面無限候得共爲國家朝廷之只々存分不顧耻辱打明申候間宜聞取秘他耳頼入候也

## 一、攘夷之一件

右者今更無申迄茂盟神明神州不汚穢皇國之輝照永代無疆萬民快樂已存慮候より從來數度申出候へ共何分年久之治世武備不充實而は無理之戰

争に相成眞實皇國之爲共不被存當春以來之次第に而は無法之所置とは存候得共多勢に無勢其上如朕愚昧鈍言迎茂申伏せ候無力徒然に附合候者朕一身之不行届已無他事候此後之處は何卒眞實之策略にて皇國永久無穢安慮之攘夷迅速有之度右之建白所望候事

一、關東に委任王政復古之兩説有之是も暴論之輩復古深申張種々運計畧候へ共於朕者不好初發を不承知申居候過日決心申出候通何れに茂大樹に委任之所存に候此義者先達而大樹にも直に申渡一橋にも直話に而今更替候義無之何處迄も公武手を引和熟之治國に致度候右之義深心得貫度候事

一、八月十八日前之勅諭事は如何又實以眞僞不分明に候間不審之義も候はゞ眞僞之處一々尋貫度候十八日之一件實以會津忠働深感悅候事  
一、堂上暴論過激之説に成候も全諸有司浮浪之輩語ひ候より追日根本は扨置私之權威增長候得者自今堂上家並地下官人共にも兵馬之權之輩立入は能々其人體撰猥に入込無之様致度候事



右之義十八日後兩役の申渡急度承知之筈に候へ共經年月候得者自然  
と易戻候へば一了簡所置頼置候事

一、公武和熟は前文通りに候然於關東も戊午年頃且此迄之處置は實に改爾  
來は從朕者深頼不捨之所置從幕府者深勤王尊奉之道相立候得者萬民幕  
府を矢張尊之道理欣悦不過之候事

一、猶又大樹も上京候は種々倚頼申立候義も候半歎其砌於其方も出格之  
助勢兼而頼置候事

一、八月十八日已來は總而朕於坐前に之評決に相成深安心候右様に候得者  
自然中途之計策も先無之と存候依體候得者兎角次之評義に成安き歎其  
邊心痛候自然朕不居所之評義に候へは時々刻々と十八日前に可曳戻も  
難計存候此邊は尹宮にも毎々申聞居事に候何卒無急度其方存付に而建  
白有之度候事

一、十八日一件掃攘改革者眞實朕腹發之事に候處不取留事乍非眞實之叡慮  
尹宮會藩又者右府已下之所作之様風說候尤風說故無頓着之事乍又々疑

念發言も無益之怪我人候而者深心痛候故別紙尤廻覽候半仍茲不注右府以下に令

廻覽候事に候此旨篤と聞込爾來何等之虛說候共決而無信用様萬一疑ヶ  
敷義者一封にて不表立以尹宮前關白等直に尋吳候様左候得者眞僞明白  
に可答候何卒右虛說取押方勘考有之度候事

一、十八日粗落着候得共至此節而も十分に不開道候歎堂上中にも八月十八  
日之一件不信用詰り元三條以下を惜候摸様にも被愚察候右様候而は爾  
來之所深被案候間何卒其方之美策何卒說得有之度候事

一、先年來虛談布告に成朕深迷惑之次第も候猶爾來之處如何之義有之候共  
眞僞相正風說信用無之様列藩にも爲聞置度候是又直に一封にて聞吳取  
押方只管頼入候事

一、正親町少將者不脱走候へ共何分中山家之胤ごうも人質不宜候當時差扣  
申付置候へ共如毛利秀才何等之義何時出仕も難測候右者深朕存慮有之  
候間正親町を辭表辭官位除席に相成候様右之次第に相成候上者又何等  
之事仕出も難計候間實父家中山家に而堅固に籠居可然存候右之義何卒



運熟考候上父大納言の急度説得有之度候右存意に候は、申試頼置候也  
 一、關白は於此比辭表に相成候方可然存候猶賢考之上建白有之度候事  
 一、去八月十八日脱走之實美以下七人者實以暴激私情己之人體從來苦心候處既に脱走後も種々の姦策を廻實以害基に候得者急度嚴重之所置に致度存候依之先歸洛致させ候上嚴重に後禍に不成様之手段内談依頼候何分此姿に而は實に爲方不宜と内心々配候何分大膽之輩故嚴重になくては如何と深存候復職などの沙汰も有之哉乍決而成間敷候間猶美策是又頼入候事

一、元同輩に而不脱走之輩者當時差扣他人面會止申付有之候右者不脱走丈輕罪乍何等之密計も難計心痛候右之輩は其方智畧に而是迄之所存令改心様説得は相成間敷哉但十に八九迄は六ヶ敷哉共存候右出來候得者重疊左なくば朕眞實免迄は決而不宥免嚴重に籠居之様と存候天下之主萬民子育之事一人に而も刑罪は不好説得に而改心なくば一人にても無難之様と存候得共寛宥過候而は愚計暗眼に相成心配候猶勘考有之度候事

此事は猶熟考之上承候上は又々予存意候へば猶又可打合候事

一、姉小路一件に而其藩に何か疑掛り候由嚴重之次第も有之氣毒之至に候右も爲心得申聞候者決而朕不眞實其證據は朕疑掛候次第有之候より四五日後關白の話之序に承初而左様之事之有之哉は申居事に候是に而何所何人之策哉可有察候事

一、其方深依頼候而早々召之事申出候得共關白以下無承知既に二日頃歟朕深申張候得共愚昧之朕多勢に難敵既萬里小路博房も出頭強而申張候而朕申條矯切候事有之候右者右府前關白内府左幕下等も同坐に而巨細に存知候事

一、列藩布告浮浪取扱之義者過日來談候而布告申付置候猶不成後禍様精々勘考頼置候事  
 一、堂上之處迫々申聞度義も候半歟其節者又々内密之往反依頼申置候猶含置頼入候也

一、大樹上京も候は、依頼候義も有之候半右ヶ條内々申合置度候若助勢聞



吳候は、乍荒涼又々爲見候事猶其節者宜鋪賴置候也

一段々於其方も勤王誠忠令感悅候猶爾來朕乍愚昧申出處周旋深賴置候也  
一、會藩も守護職之事周旋も候へば此書狀可遣哉否摸様も候半内密令相談候事

一、深心配候者は迄にも兎角疑念偏執も申觸し候虚説か眞實に相成無益之疑掛堂上向も予腹心と存人は兎角退居に相成後には内儀迄にも疑掛無益に朕深心痛不外聞之義外も仕出し吳候義も有之歟にて誠に心痛候爾來右様之義決而無之様萬一候共其方取押方深賴入候也

右之條々愚昧之存書瑣細之事已に候得共從來存込先認入一覽候猶宜鋪賴置候也猶存出候得者又々認可差出候事返書何卒入此箱貫度候事秘々外に從來朕一身に深苦心之事も有之候右者猶篤と熟考之上又々申聞候哉も難計候然未定に候萬一申出し依頼候節者程克聞取周旋成功賴置度兼而申置候事件不顯候而は答も六ヶ敷哉乍先可否尋置候也

文久三年

御花押

右之宸翰を拜讀するに、益叡慮の在る所を詳にする事を得可し、即ち公武一和は眞の叡慮にして、過激の輩の稱する如く、關東にあるの私論にあらざる事、從て過激の堂上等が朝議を妨害し、恐れ多くも至尊の勅命にも服従し奉らず、聖明其が爲に憂慮せらるゝ事、又申すもかしこけれど、至尊我公に御信任深き事等、炳乎として明らかなり、然も當時激徒等は我公を誣いて、聖慮を矯るとせしは、慨すべきの極みなり、

十二月三日江戸老中の報あり、云く、

本月廿日附の華翰○小野權之丞をかし、齋し、書を云ふ御家臣持參同廿六日相達拜讀仕候如仰寒氣彌増候處先以天朝益御安、全於東武公方様益御機嫌克御同意恐悅奉存候二に閣下彌御安健御勤仕珍重奉存候陳者今度御本城炎上に付若し御上洛御遅緩に相成候而者已に奸人之術中に陷御失策無此上第一御一和之基本も不相立百事瓦解と深く御心痛之趣委曲敬承御尤千萬と存候永井主水正よりも委敷事情承候先便へ申進置候通上には斷然御上洛可被遊御見込に付大和殿○松平直朝臣同列共も決心致居候得共諸御役人向何分折居兼種々



心痛致候同列共之場合に而御役人向説得も出来兼候と申は耻入候儀職掌も立兼候得共何分勢不得止儀に而一日々々因循致候而は誠際限も無之儀と存最早衆議に不及以御英斷御發途御頃合日〇出發の期可被仰出と昨日御前御評決に相成則今日可被仰出と申處へ主水正着府故誠に幸之儀益貴地之御模様も可相分早速に御前へ召出御直に委敷御聞被遊候直に今日御頃合被仰出候最初は來月初旬御發途之御合に候處何分居合方不宜彼是に而中旬之御合に候處今度炎上に而一時は御住居も不定と申候場合に而諸事混雜に而中旬之處見留無之中旬と被仰出若御用意届兼下旬に延候而は却而御不都合故下旬と被仰出候而御用意向萬端誠精御手廻に取計十八九日頃には是非々々御發途に致度と一同申合盡力致居候下略十一月廿六日老中連署十二月十六日將軍不日上洛の報達せるを以て、我公施藥院の館を辭して寺町清淨華院に移る、施藥院は古來將軍家上洛、參内の日裝束所に充るを以てなり、是月十二二條右大臣齊敬公左大臣に任せられ、鷹司輔熙公に代りて關白内覽の宣下あり、又徳大寺内大臣公純公は右大臣に、近衛左大將忠房卿は内大臣に

任せられたり、齊敬公天資篤實局量寛弘にして人に接するに温々として胸襟を開いて之を待つ、故を以て人皆其徳に信服す、其臣北小路治部權大輔、高島右衛門尉能く之を輔く、殊に主上の御倚頼最も渥し、我公亦深く公の知遇を得常に肝膽相照して情好甚密なり、遂に翌年二月に至り、兩敬の信を結ぶに至れり、兩敬とは、近き親族を以て互に相遇する事の名なり、其一方の使者が其口上を述ぶる時、己が主を誰様と敬稱して、相手方の主を敬稱するは勿論なれば、敬稱を兩方に用ゐるが故に、兩敬と稱するなり。

是月左の宸翰を中川宮に賜ふ、蓋し先に我公慶喜卿等と共に宮の御身上を危ぶみ奉り、上奏する所ありしより、彌御信任あらせたまひしなり、

一、別紙愚腹例之打明申入候抑昨日御面會之砌餘程申度候得共又々列坐之義十分にも難申出候間漸半口計耳元寄申入可否之義無御分と存じながら及御別候扱申入候義は昨日も鳥渡前關白も發言之一件兼而予尹宮へ申入度と存候事に候先昨日承候處に而者尹宮事何か奸謀有之候義之一件實は於此方も何入耳候事も候得共強而不申出者有體實に不頓着即右様之義も種々申觸し候は即長州を根本として右長州に附屬之輩申出人

中川宮に賜ひし御宸翰



氣を迷し終には予之腹もくつがへす手段と存候是か予暴人共八月十八日之一條を俗にひくりかへし咎之輩再生之手段右手廻し足廻し候策畧に候間左候得者於予之讎策故一説無頓着強而發言迄も無之打捨候尤又左程迄巨細之義も不承候事北野之張紙と申事は入耳候得共未寫も不手入候間何共不分候得共何分尹宮肥後守等手を組何か於石清水誰と申僧をかたらひ咒詛有之候由又尹宮予位を取うばひ候由之義風説に承候得共例の風説即戊午年も有之義其時すら於予は一説不頓着譯別而當説去八月十八日之一條は全予憂患拂候者會津周旋とは乍申頓と元は其宮之御周旋事に候十八日前に毎々彼是候間兎角其宮と何事も不申様各承置候處密々乍予より文通候而粗御分り之事始而被存候事も有之候事に候是も段々次第至當節候も全其方之御盡力予と手を組萬々申入候而於當時は六ヶ敷とは申乍十八日前とくらべ候而者拔群之違又腹心乍前關白へもかくし尹宮へ申入候義も毎々に候事に存候左候得ば前文次第姦人申觸らし候迎共に予なつむやうなる譯無之義は賢明之方に而御分ち可

有之候疑ひ起り候は、事起り候て屹と差違之基に候右様之義於予は前文之義にて頓着之有無今更無申迄候得共若尹宮とケ様之風説有か上に者御採用有かよもや有まい乍申様により十の中一つ二つに而もごうしやうとらむとおぼしめすなと於尹宮被存候而は却而あちらこちらの疑に相成左様被存候とこれ迄ごうでもなしに被聞入候事申條にもおかしく自然被存候やうか物左様候得は共に貌色を見受候得者たとへ詞に不出共ちきに相分候物故これ迄御心安くけんくわもいたし候處ひかへめにいたす左候得は又其宮にもおかしく被存と申物左様成候得はいらざる事の出来候右之次第に成候へは矢張姦人之策之成就と申物にて心外無此上候於尹宮も予腹は十分御見ぬき於予も尹宮之心底はみぬき候つもり眞實の連枝と存候に左様之姦策かまに合候而は實に大變故決而決而疑心無之不相變附合有之度候事

右箇様に申も於尹宮之様子疑ひ右様にも不被存候得共前關白申條並北野之張紙不被爲見之所置歎敷候乍憚一天之爲主身は如何體外候共人は



よかれと存候に過日來二度程前關白詞之中に實に予一身に迫り心痛之事も候□□□□右之次第にも候やと存候何分其方におゐては決而從來之朋友之御疑ひ毫も有間敷存候へば打明申入候邊宜聞取頼入候實にケ様之事と姦策之所置か目□ろみに事に逢やうに成候得は□者義の候や猶又扶助頼入候事

一、三郎へ過日密に遣候返書昨二日前關白より至來候右過日承候邊も候疑心發候には無之候得共右返書尤三郎腹心之儘に候や萬々一前關白文言世話有之哉内々尋申入候此義におゐても其宮御一人に申入度義も候事

一、昨夜返し被下候過日御渡し申候予拙書彌御周旋被下候哉内尋候事

一、正親町息 ○公董朝臣中山忠能卿の二男なり 一件昨日鳥渡申候得共強而も不申候右は御

一人に篤と申入度義も候間何卒休日之日乍御面倒臨期御出頼入度先申試候事

一、脱走七人差扣之輩一條も同様之事

一、於正親町之義は過日も申入候通予外せきに候得は少々愛憐も付候半雖

然於息は深予存意候右邊は如何敷申條乍於攝關家又は華族等は申にく候間取邊も如何と其實之事に無之候於尹宮は其邊毛頭肥後守邊別打明申入度義も候間猶御推聞頼入度候事  
今日日は休日に候其餘いつ成共御一人御入來密談いたし度申入試候也

十二月三日

右の宸翰を拜讀すれば、激徒離間の奸謀も、聖上の明鑒に看破せられ、あはれ水の泡に歸せしのみならず、中川宮の御信任一層を加へし事こそ笑止なれ、又會津周旋とは乍申又肥後守邊別打明申入度と詔らせ賜ひしは、我公に取りて無上の光榮と云ふ可きなり、



京都守護職始末 卷之上終

京都守護職始末 卷之下

山川 浩未定稿

文久四年○二月元治正月四日、我公參内新正を賀し奉り物を献ず、龍顔を拜する等去歳の例の如し、八日將軍家海路西上大阪に入る、我公豫め家老神保利孝○内に兵を授け、往いて之を迎へ且守衛に備へしむ、

十二日關白二條齊敬公書を以て、我公及び總裁職松平直克朝臣、老中水野忠精朝臣に勅旨を傳へて、將軍本城の災に係らず再度の上洛劬勞の程深く叡感あらせらるゝ所なり、今や天下の形勢安危の決する所なるを以て、各宜しく公武一和に力を盡し、去春の如く倉卒東歸すべからずと、山内豊信朝臣、伊達宗城朝臣等に傳ふる所も亦同じ、

十三日朝廷島津久光を以て參與となす、左近衛權少將從四位下に任叙せらる、



初め久光朝臣其兄齊彬朝臣の遺命を受けて、薩摩の藩政を攝し威名漸く聞ゆ、  
 文久二年藩主に代りて上京せんとするや、浮浪の徒之を途に要し推して盟主  
 となし、朝廷に迫りて攘夷の旗を擧げんとす、久光朝臣素より攘夷のなすべか  
 らざるを知り、刻下の急務は公武一和し、除るに國力を養成し以て外國に當  
 るにありとし、浮浪の徒の言の如き採るに足らざる迂言となす、京都に着するや、  
 直に家臣若干名を伏見に遣し之を鎮めしむるに、彼等猶服せざるを以て、遂に  
 寺田屋の變あり、是より名聲一時に隆々として朝野に喧傳す、尋いで勅使護衛  
 の任を以て、江戸に下り、大に盡す所あり、依りて朝議其功を賞して官位を授く  
 るの内命ありしも、久光朝臣固辭して拜せず、去歲八月十八日の擧前後薩摩藩  
 士の功頗る居多、是に至りて遂に此恩命あり、  
 十五日將軍家上洛二條城に入る、會ま我公疾に罹り出行する能はざるを以て、  
 重臣をして之を迎ふ、

十六日勅使野宮定功卿、二條城に就いて將軍家の入京を賀し、特に御料の板輿  
 を賜はり恩詔甚だ渥し、我公會て上洛の前圖に盡す所ありしを以て、之を聞き

感喜の餘流涕するに至る、是日在京諸侯悉く登城して入京を賀す、我公病を以  
 て重臣代りてこれを賀す、

十八日將軍家小姓頭取野田下總守を遣し、至渥の台命を傳へて病を訪ひ菓子  
 を賜ふ、

二十日勅使再び二條城に臨み、將軍家を右大臣に昇す、

二十一日將軍家參内あり、後見職及び中納言徳川茂承公伊紀以下在京の諸侯悉  
 く扈從す、我公亦病を勉めて之に従ふ、是日中川宮二條殿下以下悉く列座し、聖  
 上特に將軍家を玉座近く召され、左の勅を賜ふ、

嗚呼汝方今形勢如何と顧る内は則紀綱廢弛上下解體百姓塗炭に苦む殆ど  
 瓦解土崩の色を顯し外は則驕虜五大洲の凌侮を受く正に併呑の禍に罹ら  
 んとす其危實如累卵又如焦眉朕之を思ひて夜不能寢食不下咽嗚呼夫是を  
 如何と顧る是則汝の罪にあらず朕が不徳の致す所其罪在朕躬天地鬼神朕  
 を何とか云ん何を以て祖宗に地下に見ゆる事を得んや由て思へらく汝は  
 朕が赤子朕汝を愛する事如子汝朕を親む事如父せよ其親睦の厚薄天下挽



回の成否に關係す豈重きに非ずや嗚呼汝夙夜心を盡し思を焦し勉めて征夷府の職掌を盡し天下人心の企望に對答せよ夫醜夷征服は國家の大典遂に膺懲の師を興さずんばあるべからず雖然無謀の征夷は實に朕が好む所にあらず然るゆるんの策略を議して以て朕に奏せよ朕その可否を論ずる詳悉以て一定不拔の國是を定むべし朕又思へらく古より中興の大業を爲さんとするや其人を得ずんばあるべからず朕凡百の武將を見るに苟も其人有と雖當時會津中將越前中將伊達前侍從土佐前侍從島津少將等の如きは頗る忠實純厚思慮宏遠以て國家の樞機を任するに足る朕之を愛する事子の如し汝是を愛し是を親み與に計れよ嗚呼朕與汝誓て衰運を挽回し上は先皇之靈に報じ下は萬民之急を救はんと欲す若怠惰して成功なくんば殊に是朕と汝の罪なり天地鬼神夫是を殛すべし汝勉旃勉旃

將軍家謹みてこれを拜戴し、歸城ありて今度の恩遇望外に出でたるを喜び、我公等を召し内宴を賜ひ、豫め其準備に盡瘁せし勞を慰せらるゝ事懇なり、尋いで二十五日更らに我公を召し、便殿に於て茶菓を賜ひ、親しく去年以來の勞を

賞し、鞍鐙料金一萬兩及び縮緬三卷を賜ふ、

二十七日將軍家召に依りて參内あり、諸侯扈從すること前日の如し、我公亦病を勉めてこれに従ひ龍顏を拜す、是日曾て歷世山陵修補の竣工を叡感ありて、將軍家を從一位に陞せ、且左の宸翰を賜ふ、

朕不肖の身を以て夙に天位を踐み忝も萬世無缺の金甌を受け恒に寡徳の先皇と百姓とに背んことを恐る就中嘉永六年以來洋夷頻に猖獗來港し國體殆んど云へからず諸價沸騰し生民塗炭に苦む天地鬼神夫朕を何とか云ん嗚呼是誰の過ぞや夙夜是を思て止む事能はず嘗て列卿武將と是を議せしむ如何せん昇平二百有餘年威武の以て外寇を制壓するに足らざる事を若妄に膺懲の典を擧げんとせば却て國家不測の禍に陥らん事を恐る幕府斷然朕が意を擴充し十餘世の舊典を改め外には諸大名の參勤を弛め妻子を國へ歸し各藩に武備充實の令を傳へ内には諸役の冗員を省き入費を減し大に砲艦の備を設く實に是朕が幸のみに非ず宗廟生民の幸也且去年上洛の慶典を再興せし事尤嘉賞すべし豈料らんや藤原實美等鄙野の匹夫の妄



説を信用し宇内の形勢を察せず國家の危殆を思はず朕が命を矯めて輕卒に攘夷の令を布告し妄に討幕の師を興さんとし長門宰相の暴臣の如き其主を愚弄し故なきに夷舶を砲撃し幕使を暗殺し私に實美等を本國に誘引す此の如き狂暴の輩必罰せずんばあるべからず然りと雖も皆是朕が不徳の致す處にして實に悔慙に堪へず朕又思へらく我の所謂砲艦は彼が所謂砲艦に比すれば未だ慢夷の膽を呑むに足らず國威を海外に顯すに足らず却て洋夷の輕侮を受ん歟故に頻に願ふ入ては天下の全力を以て攝海の要津に備へ上は山陵を安んじ奉り下は生民を保ち又列藩の力を以て各其要港に備へ出ては數艘の軍艦を整へ無飽の醜夷を征討し先皇膺懲の典を大にせよ夫去年は將軍久しく在京し今春も亦上洛せり諸大名も亦東西に奔走し或は妻子を國に歸らしむ宜なり其費用の武備に及ばざる事今よりは決して然るべからず勉て太平因循の雜費を減じ力を同うし心を専らにし征討の備を精銳にし武臣の職掌を盡し永く家名を辱むる事勿れ嗚呼汝將軍及各國大小名皆朕が赤子也今は天下の事朕と共に一新せん事を欲す民

の財を耗す事なく姑息の奢を爲す事なく膺懲の備を嚴にし祖先の家業を盡せよ若怠惰せば特に朕が意に背くのみならず皇神の靈に叛く也祖先の心に違ふ也天地鬼神も亦汝等を何と云はん哉

文久四年甲子正月二十七日

更に傳奏衆を以て扈從の諸侯にこれを示さる越えて二月十四日將軍家左の奉答書を奉る。

去月二十七日拜見被仰付候宸翰之叡旨は御即位以來皇國の災禍を聖躬の御上に御反求あらせられ候勅諭にて誠に以て恐惶感泣の至りに奉存候儲幕府從前の過失を自反仕候得ば多罪之至りに奉存候臣家茂不肖の身を以て徒らに重任を辱め紀綱振はず内外の禍亂相踵き頻年宸襟を惱め奉り候のみならず去年上洛の節攘夷の勅を奉すと雖も其事實遂に行れ難く横濱鎖港の談判すら未だ成功の期限も量り難き折柄再命に依り上洛仕り候上は極めて逆鱗に觸れ嚴譴を相蒙るべきは素より覺悟仕り候處意外の宸賞を蒙り奉り候のみならず至仁の恩諭を以て臣家茂並に大小名を赤子の如く



御親愛將來を御勸誡あらせられ候條臣家茂一身の上に取り海嶽の鴻恩實に以て報答奉る可き様も無之候自今以後萬事の壅蔽を改め諸侯と兄弟の思をなし心力を合せ臣子の道を盡し勉めて太平因循の冗費を省き武備を嚴にし内整を整へ生民を蘇息いたし攝海の防禦は勿論諸國の兵備を充實し洋夷の輕侮を絶ち砲艦を嚴整して膺懲の大典を興起いたし御國威を海外に耀輝すべき條件等彌以て勉勵仕り乍恐宸襟を休憩し奉り度事に御座候乍然膺懲を妄舉仕る間敷と叡慮の趣は堅く遵奉仕必勝の大策相立候様可仕と奉存候尤横濱鎖港の儀は既に外國へも使節差出し候儀に御座候へば何分にも成功仕度奉存候へ共夷情も測り難く候得ば沿海之武備に於ては益々以て奮發勉勵仕り武臣の職掌を固守し大計大議は悉く國是を定め宸斷を仰ぎ奉り皇國の衰運を挽回して外は攘夷の膽を呑み内は生靈を保ち叡慮を安んじ奉り上は皇神の靈に報い奉り下は祖先の遺志を繼述仕度奉存候是即ち臣家茂の至誠懇禱に御座候依而此段御請奉申上候臣家茂誠恐誠惶頓首謹言

文久四年甲子二月十四日

然るに又左の御沙汰あり、

去る十四日勅答書の旨趣横濱鎖港之一條御請不分明に付一橋中納言へ御訊問の處尤も鎖港の成功は是非とも奏すべき條更に書取を以て言上の旨聞召され候尙又別紙被仰出候通り盡力勉勵可有之と御沙汰に候事  
横濱鎖港の儀精々成功を遂ぐべく且又諸國の兵備を充實いたし洋夷の輕侮を絶つべき趣叡聞に達し候處此上は總國の守禦緊要の事に候差當り攝海の要港急務の上は神速に其功績相顯はれ人心安堵數年を経ずして征夷の實を相行ひ叡慮を安んじ奉り候様御沙汰に候事  
因りて即ち左の請文を上る、

去る十四日差上候勅答書の内横濱鎖港の一條御請不分明に思食る、由慶喜へ内々御沙汰の趣承知仕候然處彌鎖港仕候見込にて已に外國へ使節差立候儀に御座候間是非とも成功仕候心得に御座候尤も再度聖諭を蒙り無謀の攘夷仕る間じくこの趣は奉畏候然る上は彌以て沿海の武備を充實い



たし候様可仕奉存候依りて此段申上候以上

是月京都町奉行永井主水正大目附に轉じ、禁裡附小栗下總守政寧之に代り、又糟谷筑後守義明小栗に代り禁裡附を命せらる、

二月八日夜に入り、傳奏衆野宮定功卿我公の館に來り、容保常に和歌を好むの由、天聽に達し、特に御製數種を拜見せしむと、一封の書を渡して歸る、我公且驚き且喜び、謹みて勅緘を披くに何ぞ圖らん、御製にあらで深秘の宸翰ならんとは、

極密々書狀遣候抑、昨年來滯京萬々精忠深感悅之至りに候實に不容易時勢に付ても其方か忠勤深悅服候に付ては深頼之存念も存不寄儀乍別極密々認入披見深依頼候寔に不容易時節柄に付從來深獨苦心之儀に候此儀一分深苦心には候へ共、迎も申出存分貫徹は無之事向鏡如見に候へば衆評には不掛候何分廻策になくては迎も不出來候如前文其方誠忠に候へば爲密事共、朕望儀貫徹致し吳候半哉と相察し其上何分多人を令承知儀兵權になくてはと深存込候へば其方へ依頼候兼て朕へ萬事内密の儀服心に成吳候へ

我公に賜へる  
深秘の宸翰

ば爾來三所も深満足之事に候依而別紙に認候儀深推察一周旋有之度候事何分密話之儀六ヶ敷候へ共密々面會も難成候へば筆談候仍急速互に會得も難出來哉故度々往返致し度候深聞込詰り成功候は、無此上満足に候事茲に申候別紙にも認候通此儀漏脱候ては實に失望候間堂上參豫の中たり共無洩十分勘考附策略出來之上朕も申聞指圖候迄は秘置貫度猶度々之往返申合度事猶宜敷深依頼候事吳々不存寄儀とは存候半偏に密談候也書通往返廻計は成丈不因循致度候

文久四年甲子二月

松平肥後守江

極密々禁他聞

別紙に認

天下之形勢不容易萬事痛心不過之候抑嘉永六年以來より殆至安政頃彌増加深苦心之件々難筆紙盡候侍考に實以愚鈍之朕在位奉對天神地祇祖宗恐慄之事に候へは及丈は盡力の所存に候處追々精忠之輩精勤深令感悅候猶



追々及評議候儀は表向申出候既去廿一日一〇大樹橋廿七日諸藩等へ以朕書狀申渡候儀猶厚可心得候事楮茲に申聞深厚に極秘密他聞依頼候儀宜聞取無相違之周旋深頼入候實に打明申候處元來其方事至今日誠忠之段徹心骨感悅不斜候既に昨年暴論之爲に守護職をも止東下又は歸國にも可相成申候處實に誠忠無疑段深察惜念難止何卒在役滯京之段斷然申出所存之處何分暴論朕所存を矯我意の振舞のみ行ひ當職も失權兩役も被誣候て朕へ勤仕は名計却て暴人へ誣已迎も朕所意不貫徹候間内密以尹宮前關白等を極密書狀遣し候程克聞取吳萬々手續き調ひ至只今守護職誠忠深安慮喜悅之至に候去八月十八日之奮發於朕は就中悅心即國事隨而朝廷之幸重疊之悅不過之候如此之忠厚思慮宏遠以て國家之樞機を任するに足る人と深愛臣之事に候依之茲に極秘密他聞依頼之事有之候か何卒極密之以計略朕之心底貫徹致し吳候事成間敷哉此儀深吞込周旋成功之時は朕之憂憤を散霽し實以感悅候併事を包只依頼と計にては可否之答も難出來とは存候得共深存意有之關白以下へも一言も不申直に其方へ依頼候も一了簡有之候間先契

約致候間領掌之可否答書貫度候右彌承知に有之時は深密之書狀可遣候其時は開見にて意外之事と存候半哉乍實に深存込候儀故篤と文意會得にて不審議之周旋頼入候但此儀評議之様成事に而は迎も不成就候同輩相語らひ突掛候奮發之計略所望に候事

一度の書通にては迎も難辯解と存候へば不目立幾邊なりとも尋吳候様存分認爲見候間吳々成功頼入候也

先は此段極密に依頼候少しも漏洩無之様開見之上篤と吞込有之度候也何れ於周旋之場は關白尹宮三條前大納言野宮宰相中將阿部宰相中將久世前宰相廣橋右衛門督右を先頓と引寄候様と存候然首尾行届計略出來之上可至其迄は仲人野宮へも秘置候様と存候茲に又存慮も候得共猶勘考之上他藩へ申様先は其方丈にて勘考有之度候也吳々追而之通書開見之上之心得方得と頼置候也

文久四甲子年春二月

我公肅んで之を反覆拜讀し、睿旨之隆渥なるに感泣恐悚し、恭しく答表を草し



定功卿に就いてこれを奉る。

臣伏而下垂し賜はる所の宸翰二通を戴き正襟端坐反覆拜誦聖明天日之照臨驚欣感泣無極筆紙難言上盡候恭く惟るに天下の形勢實に如聖諭往年以來不容易之事共年月を遂うて重り昨年來殊に天下の騷擾を醸し成すの勢に赴ぎ乍恐奉惱聖心隨而臣東下等の事件危懼戰慄仕候處實に聖明叡決之難有を仰き再び清明之今日に逢候は生靈何等之大幸と可申哉然共天下之大事猶未決深被惱聖心去月二十一日大樹及一橋へ御垂諭被遊候件々大樹始遵奉仕候者固より論なき事に候へば臣一藩之力を盡候事勿論之儀に御座候苟も聖心御安不被遊儀有之候ては臣等寸時も難打置候然ごも事或は難に似て易く或は是に似て實は非或は成に似て却て不成之類種々有之候へば御深思之程如何被爲在候哉速に御垂諭奉願上候隨而臣愚誠を盡し微力を出し聖心貫徹仕り皇祚安全武運長久に赴候様周旋仕候は固より臣職分に御座候況してや聖心之深秘關白以下未御沙汰も不被爲在儀臣却て御依頼を蒙り聖徳山海難比恐懼至極奉存候萬々一も他聞漏洩等の儀は天神

地祇に誓ひ斷て無御座候間乍憚聖慮安思召被遊候様奉願上候恐惶恐惶頓首頓首

二月

臣  
容保上

十日將軍家我公を召して親しく左の恩命あり、

一昨年上京以來鎮撫方格別行届去秋動搖之節も勵精盡力當今之都合にも至り候假令満足候依而五萬石増遣彌以精勵可致候

我公これを過當となし、即ち書を呈してこれを辭す、

不肖の拙者不存寄重蒙御褒詞候上過當の御加増被下置先光後慶身に餘り御厚恩之程誠に以重疊難有仕合奉存候然處方今之御都合に至候も畢竟乍恐今上御聖明に被爲入神祖以來深仁厚德人心に浸潤致隨而諸藩尊奉之力に有之候儀斯過分之御厚恩戴候は誠に以恐懼至極奉存候兼而疲弊仕候儀に御座候得ば奉職中行當一時御手當奉願候儀も可有御座候得共御加祿之儀は御免被成下候様仕度此段御執成被下度奉願上候以上  
幕府敢てこれを許さず懇諭再三因りて命を拜す、



時に朝廷長門藩の非義を罪して、毛利慶親卿父子及び其藩士の入京を止む、是に至りて幕府に勅して只顛末を糾問し、且脱走の七堂上を召還すべきを命ぜられ、若し彼再び違勅の罪を犯さば、嚴重に處置すべしと、これに依りて、幕府は攘夷決行に繼ぐに内訌鎮定の難事を添へ局面忽ち繁劇を加へ殊に長藩の如きは事朝廷に關し餘焰猶未だ宮堂上の間に鬱陶たるを以て、之を等閑にすべからず、萬一彼れ違勅に及ばず、即ち干戈を以て其罪を糾さるべからず、事茲に及びては實に幕府實力の如何を表白するの舉にして、其戰略の良否は即ち幕府存亡の係る所、故に其處置尤も慎重を要すると共に、此局に當るもの最も至重の任となす、然るに親藩中兵備能く整ひ上下に信用あり、萬一の場合に於て征討軍の總督となすに足るもの只我公あるのみ、只其門地に於て之を總督となす事少しく不當の感なき能はず、遂に徳川茂承を以て總督となし、我公をして之が副たらしむるに決せり、然れ共我公にして幕府の閣議○當時御用部に屋入と云ふに參するに非ざれば、實際の總督たるの任を盡す能はざらん、我公は其門地上老中に補すべからず、爰に於て新たに陸軍總裁職と云ふを置き之を内閣員とな

我公守護職を罷め陸軍總裁職たるの内命

す、因りて是月二十一日幕府我公の京都守護職を罷め陸軍總裁職となす、越えて十三日更に軍事總裁職と更め且左の内命あり、

此度毛利大膳太夫父子へ御糾問之筋有之萬一承服不致節は御征伐可被遊思召に付其節は爲副將可被遣候間用意可致旨御内意被仰出候事

又蜂須賀齊裕朝臣○阿波池田慶徳朝臣○因州松平定安朝臣○松江松島津茂久朝臣○下

可差出○許細川慶順朝臣○肥後淺野茂長朝臣○藝州池田茂政朝臣○前小笠原忠

幹朝臣○小倉阿部正方○山福脇坂安宅○播州の十侯に左の令を發す、

此度松平大膳太夫父子へ御糾問之節有之萬一承服不致節は御征伐可被遊思召に付其節は討手被仰付候間用意被仰出候事

御名代 紀伊中納言殿

副將 松平肥後守

差添 有馬遠江守

右之通被仰出候間諸事受差圖盡力可被致候事

右之遠江守とは、道純朝臣の事にて當時老中たり、



是日幕府徳川茂承公に征長總督の内命を下し、松平慶永朝臣を以て京都守護職となす、時に我公病瘵に在り家老神保利孝代りて命を受け、歸り報ずるに及びて、重臣等をして之を議せしむるに、皆蹙眉して、去秋の變より長門藩舉りて我藩と薩摩藩を仇視す、然るに今我をして其罪を問はしむ、是反りて彼を激して歸順の道を絶つに似たり、幕府有司の大局を辨せざる亦甚だし、請ふこれを辭して以て局面の紛擾を絶つべしと、廣澤安任之を不可となし進み云ふ、方今幕府内外の多事に苦しむも、親藩中倚頼すべき者少く、紀侯總督と雖も猶弱冠故に我に委するに全局を以てす、眞に重寄たり、然るに命下りて、輒ち之を辭するは我公幕府に盡すの道にそむかんと、我公遂に意を決して之に任ず、越えて十七日幕府我公に陸海軍奉行、講武所奉行、大番頭、小姓組番頭、書院番頭、騎兵奉行、歩兵奉行、旗奉行、軍艦奉行、槍奉行、持筒頭、新番頭等一般武職の進退を委任せらる、依りて後更に家臣をして老中に就いて軍事總裁の職掌を候せしむるに、即ち左の指令を得たり、

先般相達候通陸軍奉行其外役々御委任被遊候儀に付海陸軍事總裁の心得

に罷在御軍備に關係の儀大事者老中申談小事は全權を以指揮致皇國全體の御實備嚴重相立御威武海外に相輝之策略相施候儀と相心得可申候事  
是日將軍家小納戸溝口飛驒守を遣し、具さに我公が病狀を問ひ、火鉢一對鴨一番を賜ふ、

是より先十二日○二月朝廷我公に左の恩詔を賜ひ參議に陞す、

兼々皇國之御爲抽忠節專上下之名分を正猶又上京後彼是周旋去年八月十八日一舉に付而は鎮撫方盡力守護職掌勵勤叡感不斜依之參議推任被宣下候事

我公參議を辭せらる

我公これを拜して恐悚に堪へず、自ら省みて過當となし、恭しく左の表を奉りてこれを固辭し、更に此叡賞を藩祖に移されんことを奏請す、

謹而奉申上候不肖之容保忝蒙守護之職責重任大實恐懼戰慄之至に御座候唯主上聖明天縱蒙無限眷顧幸得免罪科何料深被叡感重蒙御推任被任參議天恩隆渥奉戴感泣山海難比冥加之至御座候得共臣實無功不德其任難堪恐懼奉存候抑容保藩祖故中將正之當慶安寛文之間時未だ草創學術明ならず



獨正之皇朝之道を好み私かに王室尊崇の意を盡し以て子孫に傳へ子孫以て奉事仕り臣今日まで以て奉上候者正之の遺意に御座候承應二年の冬に至り幕府其功を賞し奏而特叙從三位正之恐懼辭而御請不仕候伏而願以所命臣者轉而贈賜正之被下置度奉願上候若御許容被成下候得者祖宗之靈魂感戴無限臣之榮輝永無窮候伏而奉乞御垂憐候恐懼頓首頓首尋いて二十日重ねて左の勅命あり。

今度參議推任之事御沙汰被爲在候處頻りに謙讓固辭之儀且庶幾可報祖先遺靈之旨趣神妙之儀被聞食候得共方今之形勢實以不容易之儀守護職掌重大既に去八月十八日一舉盡力周旋鎮靜之處置偏に叡感被爲在候間押而御受可有之様再御沙汰候事

されど我公猶安んせず再び前旨を申して奏請す、

不肖之臣容保再び參議推任之特命を降し賜り去秋之舉動更に御推賞被下置臣之寵榮無限感泣何止然共臣敢て謙讓を爲すに非ず俯て思ふに立法傳志實に正之より基き世々遺風を守りて周旋仕幸に臣が身に及で始て輦轂

之下に奉事し時の不安に逢ひ嚴命を奉し微力を出す事を得るものは其源即正之の志に御座候於是重て奉瀆聖聽其咎固より不免儀と鄙心愈不能安伏して願くは山海の洪量を垂れ猶臣の微志を矜憐し臣に所賜之官を移し正之に賜らば臣の冥加幾許倍し且恐多も其人柄に於て相當も可仕哉と奉存候間再犯尊嚴奉祈願候頓首頓首

越えて三月四日に至り朝廷之を允し左の詔を賜ふ、

兼々皇國之御爲抽忠節專上下之名分を正し尙亦上京後彼是周旋去年八月十八日一舉に付ても鎮撫之筋盡力守護職掌勵勤叡感不斜に付參議推任被仰下候處先件輦轂之下にて力を出す事を得るも其淵源は先代正之朝臣之遺志に基き餘風を仰ぎ候事にも有之何卒肥後守へ之叡賞を以て先代に移し宣下奉願度再應固辭歎訴之趣無餘儀相聞候故正之朝臣儀者治國之政令行届候名譽之次第も有之雖被叙從三位以讓遜御請不申上由其末を以被追賞被贈下從三位候事

我公恩を拜し家老一瀬要人をして宣旨を奉じ東下し土津公の靈に告げしむ



始め浪士を以て新選組を編制するや、我公京都の守護職たるを以て、之を我公に隸屬せしむ、公今轉職するに及び、幕府新選組を守護職の後任者なる慶永朝臣に隸屬せしめんとす、新選組の棟梁等、去年慶永朝臣の倉皇京地を去れる等に慊焉たらず、強ひて我公に隸屬せん事を乞うて止まず、幕府是月<sup>三</sup>遂に其請を許可す、

時に幕府内外の機務多端、從うて諸有司議する所互に紛々として、更に決定する所なきを以て、二月十五日將軍家使を遣して我公を召す、我公病蓐を離るゝ能はざるを以て、これを辭すると雖も、召命頻に下る、因りて十六日病を勉め、扶掖せられて二條城に登り、賛畫刻を移し、畢りて將軍家手自ら備前秀光の力を賜ひ、守護職勤中の勞を慰し、且當職に勉勵すべきを面命せらる、  
是夜<sup>六</sup><sup>十</sup>聖上又野宮定功を以て、密に左の宸翰を我公に賜ふ、

又候極密書狀遣候過日は、拙書送候所返書逐一令熟覽深悅入候就ては、右依頼之趣意可遣存候乍日々と用繁不得寸暇至只今未得書取候處去十一日關白來會承候處長州之一件に付、其方爲副將之由仍守護職免替爲春嶽之趣遂

一承候甚殘懷之至他藩と申候得共何分重大之儀天下之事には不被替と一橋も申決定之旨共も尤之儀何分其方藩中兵威克調候より登用に成候段は賞悅の至に候併守護職免候段は深殘懷に候就而は内尋候は過日内勅之件件迎も依頼候期とは不存候併出立迄は程も候半宜乍依頼周旋候からは一兩日或は四日五日位に相濟候共不存候へば迎も六ヶ敷と存併其方の所如何候哉尋候上事濟之上は更に守護職に任儀は成間敷哉此段内々申聞候間相合勘考依頼候事且前文依頼之件々は猶復職の上に可致哉際限の程も不相分哉戰場にも及候半哉の事柄故元來重大之事件故見通も不相附候猶相談候事吳々も復職之段深入魂致置候事

右二箇條内密談話候事

猶返書如過日申置候也秘々

別紙に認候依頼之儀は守護職ならば重疊乍又右役にも不限候半には故復職有程候へば不任職共周旋も可相成歟又一向春嶽へ通書可致試哉尙内密打明尋候へば無腹藏存意申聞頼候也



同鋪者も一端依頼候事故其方へ申聞置候至急筆にも難成候得ば自然日  
 數も經候半方々内密談候事右書狀者元來嚴重之取扱に無之候へば左承  
 知置願候也

我公これを拜讀して恐悚措く所を知らず謹みて奉答の文を草してこれを奉  
 る

謹而奉言上候臣不肖屢蒙聖明之垂憐今日に至る迄罪戾を免るは鴻恩萬重  
 難謝盡候過日下し賜はる所の宸翰旨遠くして詞深し日夜後之御沙汰を仰  
 ぎ奉待候所當十一日幕府より免守護職更に軍事總裁職並可爲副將之旨被  
 命於幕府長藩之罪を糺時宜次第干戈を動すにも相成可申哉然るに一昨年  
 來聖明之厚眷山よりも高く海よりも深し暫くも輦下を離るゝは臣が情之  
 所不忍然共弓馬之習尺進あるも寸退なき常にして速に領承仕候得共任に  
 彼地に赴候事御深旨如何可被思召候哉と鄙心寸時も不安奉伺聖旨度存居  
 候所委細之勅書垂れ賜はり不取敢推し戴き奉謹誦候御用繁之折柄巨細御  
 兩通示し賜はり愈以蒙御依頼候儀實徹心肝感謝流涕紙上難申上候守護職

被免段吳々も御殘懷思召被下候儀深恐入奉存候臣に於ても已に昨年中東  
 下被命之時奉言上候通一藩決心京都を以て墳墓之地と定め參候者今更未  
 だ宸襟を安んずる不能して速に帝都を離るゝ事臣一人而已ならず全藩の  
 遺憾無此上儀に御座候然るに拙藩兵備調候迎登用被致候段蒙御當悦重大  
 之儀轉職も御尤と被仰下先以安心仕候隨而御内頼之儀に御座候處出立迄  
 大分間合も有之五日十日之事には有之間敷且守護之儀免職不遠候間被命  
 臣候而周旋相届可申哉又は被命春嶽候方速に届可申哉何分豫め難申上候  
 得共當職之儀に御座候得ば春嶽へ御沙汰被爲在候はゞ當人も謹而遵奉可  
 仕却而其方御都合可然歟と奉存候然し其邊は御沙汰次第如何様とも可仕  
 候偕不肖之容保已に山海之厚眷を蒙り守護職被免尙復職をも思召被下冥  
 加至極感戴難耐奉存候前文にも粗奉申上候通已に一度守護の職を辱うし  
 候上は竊に期し候様聖慮を安じて四海治平に不至ば不生還之鄙存に御座  
 候間長く輦下に罷在候儀素々臣所懇願御座候得共臣の進退臣として何と  
 も難申上若聖慮台命被仰聞候上は遵奉候條相違無御座候間偏に寸衷之程



御諒察被下置度奉願候

當時我公兩回の宸翰を拜讀すれ共、其御内頼とは如何なる事なる哉、百方苦慮するに遂に測り難く、唯事の何たるに關せず、遵奉するは臣子の道なるを以て、上に掲げたる書を上られしなり、抑も去年島津久光朝臣に下賜せられたる宸翰を拜讀するに、外に從來朕一身に深苦心の事も有之候云々○全文前とあり。然るに久光朝臣は、外に從來御苦心の御事あらせられ候間、御依頼の節は周旋仕る様兼て仰付られ候旨、委細奉拜承候乍恐御談合何とも承知不仕候へば如何様とも申上がたく候御趣意承知仕候は、其節何分可奉申上候と奉答せりと云ふ、即ち事柄により、叡慮を佐け奉るべしと云ふ者の如し、我公に宸翰賜はりしは、久光朝臣が在京せし時にて、然も同朝臣が肥後守へ此宸翰同様成下され度との叡慮は實以て有がたき御趣意には候へども、此儀は先づ御猶豫遊ばされ度奉存候と奉答せしにも係はらず、我公へ可否答書貫度候右彌承知に有之時は云々の言辭ある宸翰ありしは、深き叡慮のありけるならんと考へらる、御内頼に關し今叡慮の有る所を推察し奉るは畏こけれど、そは朝廷の大革新

の事にはあらざるか、當時朝廷の有様を見るに數十年の積弊蟠り、やゝもすれば勅諭と雖も廷臣之を遵奉せず甚しきに至りては、叡慮に反したることをも枉げて叡慮と申なし、僞勅をさへ發布せしは、近々數年間の例にして、聖上にも之を如何ともし賜ふ事能はざるに至れるなり、去年實美等の人々西奔し、又同臭の堂上多くは勅勘の身となれる當時なれども、事悉く叡慮の如く行はれざりしは、後に掲ぐる如く、叡慮は一切の事舉げて幕府に依任すと、詔り賜ふにも係はらず、世に發表したる勅令には之れに反せること一二にあらず、其他勅令と叡慮と相齟齬せるもの少なからず、是れ蓋し當路之公卿等、叡慮を蔑にするにはあらざるべきも、積年の弊習、叡慮の下達せざる事多きは知るべきなり、今此失體を一新せられんとせば、舊慣を株守する堂上にして、已に不利なる刷新に反對あるは炳乎として明らかなり、是れ何分多人数を令承知儀兵權なくてはと詔らせられたる理由にはあらざるか、又さればこそ、關白以下へも一言も不申と詔らせられしなるべし、又御内頼の件、以上推察し奉る通りにあらずとするも、長州の事に關せざるは宸翰の文言に明なり、又攘夷の事に關せるなら



んには、關白殿下迄に秘密にせらるゝ要なからん又我公の一身に關する事に  
あらざるは、春嶽へ通書可致試哉とあるに於て明白なり而して此御内頼を以  
て、討幕の事なりと云ふ、是れ當時の情態を知らざるものゝことのみ、幕府の親  
藩なる慶永朝臣と我公とを殊に選みて、此御内頼あるは、常人の眼よりは疑は  
るゝ事なるのみならず、公武一和して舊に依り、幕府に委任せらるゝとの叡慮  
は、久光朝臣に下賜せられたる宸翰の證する處疑ふべきにあらず、然らば御内  
頼とは、朝廷革新の外助の外察せられ難きに似たり、さればこそ慶應年間過激  
堂上漸次斥けられ、叡慮舊に比し貫徹するの日、遂に御内頼に關し、二度内勅  
の下らざりしならん、

右の如く我公朝廷の眷過幕府の寄命兩ながら至渥にして、且軍事總裁職征長  
副將の重任を蒙る、困りて自ら省るに内は藩治を整へ、時勢適切の釐革をなし、  
益々文武を裝勵して自ら固うし、外は一藩の精力を擧げて職務に盡瘁し、軍國  
の防備を充實し、以て萬一に報せんと期し、是月○二十八日親書を裁し、專使を  
馳せて城邑留鎮の重臣を戒飭す、

專使を馳せて  
城邑留鎮の重  
臣を戒飭す

態と伊右衛門秀次差下候自分儀不存寄此度重疊難有御沙汰を蒙り、○軍事總裁職  
云先光後慶申迄も無之候得共、不材無能之身實に汗顔の至に候必竟、土津公  
已來精忠實義之遺風隨而、其方共始一統一和一方に相成精々輔翼致吳候故、大  
過失も無之、今日迄之都合には相成候得共、此度蒙候御沙汰之趣は、不容易件  
件中にも軍事總裁内々御含も有之候事にて、長州藩昨年來之不法諭解之上  
從服不致候は、征伐をも被仰付其節は、出馬をも致候事に可相成候、右は天下  
興廢に預候事に而一藩微力之所及に無之は、勿論舊來疲弊之上又々新に大  
役を引受候而は、國內爰元と共に困窮に相迫り、末如何成行哉苦心千萬に候  
依而直に御受も不申上家老共始夫々見込をも相尋候處、苦心之程何れも同  
様に候然と雖も、朝廷よりも厚く叡慮を蒙り、幕府よりも頻々の重命を蒙り  
且餘之儀と違ひ、武事に於て辭退申上候も不都合に有之、熟々天下之形勢を  
考へ一藩之私を去り、徳川御家長久之道を謀候處外ならず、思召も有之候家  
柄に候得ば、此上は如何成行候共一藩死力を盡候外無之筋に一決致し、御請  
申上候其間百回議論紙上難盡候就而も二百里外より又々出張彼我共に案



合候事顯然之儀に候爰元之儀不肖ながら自分を以て先ち處置可仕候國元之儀は其方共始一統心を合せ此方をして案事しめざる様頼入候兼て申聞置候通土津公御遺訓を本とし舊來の家風を守り士道を研き文武之修業を勵み非常之節儉を行ひ百姓を撫育し商賈を憐み一藩舉て協和鎮靜候様專一に候自分出馬致候と聞かば別而深案も可致一藩之人氣にも相響き中には馳登候之事も難計候得共其國を守るも此に供致候も分數を大切と致度事に而萬一國內に虚隙生候而は決而不相成候間各頭々に無油斷能々深く可心得候昔土津公之御上京も暫時御逗留ながら國內は深御安事夫々御處置も有之候儀に候況不肖之自身久敷離候上猶遠く隔り別而案候内に萬一其他之事に付係念致候様の事有之候而は大事に臨み精神不專奉對官武恐懼至極に候間前段之趣厚相心得深自分之心を汲取江戸蝦夷地○蝦夷地に領地ありへも貫通致候様頼入候猶委細は伊右衛門秀次より直に聞取形勢可相察候將又去月中難有宸翰を將軍家へ下賜り拜見被仰付候右寫差遣候間一同拜見可致當時天下之形勢一變致候時に當年不及拙者忝も朝命台命を蒙候に付而

も一國中是迄之制度而已に拘泥致居候様に而は犇と不相濟候間繰言ながら文武兩道に於而は飽迄研究致し當時急務たる處の大砲巨艦等を始め別而蝦夷地も有之候て能折柄に付海軍之用意迄整備へ我國をして宇内の強國たらしめん事も自分職掌に候間自國を以て先立執行無之候半ては不相成右に付而も非常之節儉致し無用之費を省き實意に相守候儀專要に候條面々余が心肝を察し勉勵致吳候様頼入候依而一書差遣候也

二月十八日

容保

家老中

尙々此書狀江戸表蝦夷地迄も士分以上之者は追々もれなく爲見遣候様其以下一は頭々より細々に口達演說可致候尤國內地下迄も本文之趣意取捨して申聞候様○本文の伊右衛門は山伊右衛門なり

二十四日幕府我公に左の命を下して軍備更張の事を委任す、

海陸御軍備取調被仰出追々御變革之廉も有之候得共未御全備不相成彌以御更張之御趣意に付御自分見込等役々申談速に御軍備相立様十分指揮可

軍備更張并に  
攝海防備



被致事

依りて、我藩亦大に軍備を更張し、兵制を革新して専ら西洋式を傳習せしむ、尋いで三月朔日幕府金貳萬兩を貸與して軍資に充てしむ、二十八日幕府家臣小室當節秋月胤永等に命じて攝海砲臺築造之工を監せしむ、蓋し攝海防備の事に付いては、去歲將軍家親しく巡視して規畫する所あり、我公亦家臣をして之に従行せしめ、其事に與らしむ、茲に至りて、我公軍備更張の委任を蒙れるを以て此命ありしなり、二十九日將軍家小納戸頭取須田淡路守を遣し、我公の病を訪ひ八丈縞三反魚一籠を賜ひ、且侍醫を遣し病を診せしむ、爾後連日或は隔日に近臣若くは侍醫を遣し訪問せしめ、菓子及び魚を賜ひ、恩遇甚だ渥し、三月五日我公の疾病、畏くも天聽に達し、是日二條殿下訪問の恩詔を傳へ、且典藥商階丹後守を賜り來診せしむ、是日將軍家召に依りて參内あり、聖上親しく内殿に召されやがて禁苑の御遊に陪し、御茶屋に於て種々盛宴を賜はり、數献の天盃にて賜酒殆ど其量に過ぐ、恩遇優渥、漸く夜半に及びて御暇を賜はり、二

條城に還る、直ちに側衆土岐下野守を召して、今日の天恩物比すべきなく、恐喜措く所を知らず、疾く此由を肥後守へ告げよと、依りて味爽下野守我公用人を招きて台命を傳ふ、蓋し今春上洛以來、官位昇進及び御料御板輿の恩賜等より、是日の恩遇等特に隆渥を重ねるは、我公會て力を其間に盡せるの結果なるを以て、將軍家これを多として特に此命ありしなり、十二日傳奏衆飛鳥井雅典卿勅を傳へて、我藩唐門蛤門の守衛を罷め、更に堺町門の守衛を命ず、蓋し軍事總裁職に轉せしに因る、十四日朝廷、我公の奏請を允して參豫を罷め、特に議事ある毎に參内之に參すべきの命あり、尋いで德川慶喜卿松平慶永朝臣、伊達宗城朝臣、山内豊信朝臣、島津久光朝臣等悉く罷む、初め參豫を置かれしより、其弊漸く政令多岐の跡あり、且幕府有司參豫の諸侯と相扞格するの弊を見る、長岡護久○肥後侯の弟、後本家相續等之を慨し、是れ朝廷政權を幕府に委任するの旨に悖るとなし、建議する所ありしにより、朝廷參豫の職を廢す、二十日幕府松平慶永朝臣守護職を拜すと雖も、未だ兵員上京せざるを以て、我



公に左の命あり、

守護職中御固罷在候場所並伏見街道稻荷山御固場所共松平大藏太輔○慶永朝臣家來へ引渡候様最前相達候得共引渡者今暫見合候様可被致候尤大藏太輔へも相達候事

二十五日幕府徳川慶喜の後見職を罷め、更に禁裏守衛總督攝海防禦指揮となさんと請ふ、朝議之を裁可す、二十八日はより先幕府朝旨を毛利慶親卿に傳へて、末家及び吉川監物等を大坂に召し、徳川茂承之れに赴き將さに處する所あらんとす、其期漸く迫る、時に我公春來病に罹り、藩醫及び幕府の侍醫等に就いて療養すと雖も、未だ其功を見ざるに、二月十六日將軍家の召に應じ病を勉めて登城し、蓐を離るゝこと終日歸後病特に重きを加へ、軍事總裁職の命を受けしも未だ起ちて事を見る能はず、空しく數句を過ごせり、當時隨從せる近臣某が筆記中に、其容體を左の如く記述せり、

御不快之折御登京之諸侯方爲御用談御出に付誠に御繁用に而自然と御無理に被爲成此後は次第に御難儀被遊御側を人の歩み候も御困り夜中は御

明りすら御迷惑被遊候に付遠く離し風呂敷様の物を懸置且御次二間も三間も隔居候所に而人のせきを致候すら御響被遊候に付人々氣を付罷在候土屋一庵もか様の御症は是迄の間に兩三人ならでは療治致候事無之と申候

右に依りて其容體の一斑を見るべし然るに今や事局迫るを以て職を曠うするを恐れ、是日書を呈して辭職を請ひ、且左の書を呈して、時事の意見を建議す、拙者儀以不肖之身京師守護職被仰付候以來數度蒙重賞鴻恩身に餘り重疊難有奉存罷在候處今般當職被仰付加之御内命をも蒙り、武門之冥加無此上に罹り種々療養仕候得共于今平臥之體即時全快之見込無御座候眼前差見候天下重大之御處置共一日も等閑すべからざるの機に臨み急速全快見え兼候病に臥曠職罷在候ては寸時不安奉恐縮候間當職并御内命之儀御免被成下度奉願候御重恩此節柄御免奉願候も實に恐懼至極に御座候得共不得止仕合御憐察之上御許容被成下度奉願候以上



天下之形勢日々姑息苟安に流れ於是綱紀御更張無之候而者不相成熟勘考仕候處昨年來御上洛を奉勸候も是迄の處は事に臨み拙者微力を出候事も出來致し候得共此上は臨機應變之處置とは違ひ乍憚公方様御自身より御憤發被遊隨而大小之御役々共御志を承け創業開基之思を起し盡力致候はば天下之總力自然に一致に相成内には長州藩外には外國之處置共品者變候得共御武威を以綱紀御更張不被成候而者不相成儀に御座候然處長藩之儀御取極に相成候御處分も有之外國の義も御請被仰上候義も有之候得ば此上は其見込を以御手下に相成候迄に御座候並長藩に而茂如何違背可申茂難計外國にて如何不承知申出候も難計何れ寸時も無御油斷夫々御手配不被爲在候而者不相成儀就而茂拙者に於而者御内命被仰付奮發勉勵鴻恩之萬分を可奉酬之處別紙申上候次第に而病症急速全快之程難見何分當惑仕候乍然根元政府之御威光相立候様公方様御自身より御憤發被遊候て御目的は前段に申上候通に御座候間可然人物御擇被仰付寸時茂機會御失無

之様仕度奉存候拙者退職奉願候身として右様之儀申上候も分際を踰候次第恐懼至極に御座候得共國家之御爲心附候事共少も伏藏致候而者却而恐入候儀に御座候間無忌憚奉申上候就而茂別紙之趣意急速御許容被成下度奉願上候以上

幕府慰諭して之を允さず猶切に病を養ひ快復を待ちて事を見るべきの優旨を賜ふそも軍事總裁職たる陸海軍の總將なるを以て之に補せらるゝは眞に武門の光榮なるは言を俟たず今や將に事あらんとするの時機なるを以て猶自ら進みても之に就かざるべからざるを左はなくて之を辭せんことを請はれしは元より病痾の爲め萬止むを得ざるに出たりと雖も又他に斯くせざるを得ざる原由のあるに依れり元來一橋慶喜卿は資性明敏にして學識あり加ふるに世故に馴れたるを以て處斷流るゝが如く頗る人望ありと雖も是れ單に外觀のみ其實の志操堅固ならずして思慮屢變ずこれに依て前後其所斷を異にする事あるも敢て自ら省みざるは卿の特性なりとす今や卿は總督の職に在るを以て我公事々之が指揮を受けざるを得ず是れ實に至難の事にして



我君臣の切に憂へし所なり、且此時卿専ら因州備前藩士等の入説に惑はされ、長門藩處分に付いて其議論頗る前日と異なれり、當時我在京重臣より會津の重臣に與ふる書あり、以て卿の志想一班を見るに足る、左の如し、

兼て御内命を御蒙被爲在候處永々の御不快に被爲入今にも不時の變出來候共御出馬難被爲成事に候へば此節當御職並御内命共御詫被仰上候而可宜儀と奉存候且此度一橋様總督に被爲成候に付ては因備を始め暴論の徒入説可致隨而長州御所置も最初の御模様と違ひ寛大之御振合と聞え左候は、追々長藩も入込可申其上一橋様御氣質にて上に御立被成候而は兼ての御手振も被爲在候事にて乍恐中將様御誠意何分上下へ被爲貫候様相成間敷奉存候○前後

是より先我公守護職より陸軍總裁職に轉ずるの報關東に達するや、板倉勝靜朝臣深く之を憂へ、同列井上正直朝臣、牧野忠恭朝臣等と連署して、書を總裁職直克朝臣並に在京の同列に致す、

一翰拜啓仕候然ば肥後殿五萬石御加増被下候は御尤の御處置と奉存候然

處守護職御免陸軍總裁職被仰付候哉之風聞有之誠に驚愕の至如何之御趣意に候哉實事に有之候へば最早迎も御挽回は御六ヶ敷儀と偕々歎息の至りに御座候右者如何御存念に御座候哉右にて御挽回御爲に相成候と申顯然御見込有之儀に候は、委細之事情相伺度萬々一參豫の衆より申立右様御論貫兼候事哉外の儀と違不容易儀參豫之面々何と被申上候ても御英斷を以て御取計方も可有之儀と甚以て殘念に奉存候肥後殿儀は世上一同幕府柱石と不存者は恐くは有之申間敷公論之所歸人望之所口眞に御一和被爲整候迄は決而京地を離れ候事は難出來人に御座候必ず天下の動靜に關係し人心の惑亂も又從是起り如何なる變事も可出來も難計吳々歎息の至に御座候是非何と歟御引直しの御工風無之ては決して御爲不相成儀と一同寢食を忘れ心痛至極仕候厚く御賢慮有之様偏に相願候一橋公へも得と被仰上可被下候全の風聞に候へば爲天下可賀儀と奉存候此段不取敢御模様伺度勿々如此御座候以上○二月十八日

勝靜朝臣等其後屢書を以て、我公復職の事を在京の閣老に促す。



一橋殿何と被仰候とも上意を以御押付可被成當時急務は肥後殿復職圖書  
○小笠原長行の再勤と存候御當地にては如何様存候而も取計方も無御座候各様の御骨折より外致方無之候毎々申上候得共是儀は是非とも御周旋可被成候實に御爲宜敷儀と存候間尙又強て申上候○前後署す四月四日

會ま徳川茂承卿幕府へ建議する所あり、其一は毛利慶親卿に諭して内証を鎮せしめ、一は我公をして京都を去らしむべからずと、其書左の如し、

廟堂之神算を不辨妄に申上候段誠に恐入候得共何分區々之誠難默止儀も

有之再度建言仕候松平肥後守儀今般守護職御免に相成候儀は深御趣意も

有之事と奉恐察候得共先頃申上候通今之時令に當候而者皇國之安危に關

係仕候事故風俗人情に馴候者に無之候而者不可然歟と奉存候間肥後守儀

今暫輦轂之下に被差置候様不顧多罪愚意相盡申上候此段御憐察可被下候

様奉願候○前後署す

越えて四月六日幕府、島津久光朝臣以下在京諸侯に時事の所見を諮詢するに當り、其議區々なりと雖も、京都守護職に付いては悉く茂承卿の建議の如し、尋

いで朝臣我公復職の勅を幕府に下す、然れども幕府未だこれを決行するに至らず、一日禁中に舞樂あり、親王公卿を始め召して拜觀せしむ、依りて總督も亦參内ありしに二條殿下間を以て、總督に前日肥後守をして再び守護職に補すべしとの叡慮を通せしも、爾來未だ其下命なきは如何と詰り賜ふ、總督恐悚して、目下多事に紛れ知らず、識らず遷延したるのみと、殿下苟も特に叡旨を下したまふ、國家の重事之を措いて他あらんや、卿の言怪しむべしと辭色甚だ勵し、總督辯する能はず、唯肥後守目下病痾甚だ重く殆ど萬一を保し難きを以て、切に其輕快を待つと雖も、不幸日に重きを加ふるを聞くのみ、故に未だ之を命ずるに及ばず、然りと雖も今日の教命甚だ重し、速に之を肥後守に内諭し叡旨を拜せしむべしと、僅に一時を彌縫せらる、遂に四月七日幕府松平慶永朝臣の京都守護職を罷め、更に我公を以て之に代ふ、時に我公病甚だ重く食咽喉を下らざること旬餘故を以て衰弱尤も甚しく、主治の醫員も空しく手を拱して術の施すべきを知らず、藩臣舉つて茫然として明日の如何を憂慮するのみ、これに依りて天朝幕府の寵命感銘に堪へずと雖も、眞に如何ともなす能はざるを以

我公再び京都守護職を命ぜられ辭表を呈す



て、左の書を呈して此命を辭す、

拙者儀今般京都守護職被仰付如前前精入相勤候様被仰付不肖之拙者斯迄御眷顧被成下御厚恩之段筆端難盡奉存候是非共勉勵一際盡力御奉公萬分一奉酬度奉存候處先日奉申上候通不輕病今以平臥罷在急速全快之様態不相見此節一日も曠職罷在候ては片時も不安恐懼至極奉存候間不得止次第篤く御憐察之上御許容被成下度奉願候

是時重臣等亦左の書を上りて、之を悃請す、

肥後守儀今般軍事總裁職御免被成下京都守護職被仰付如前前格別精入可相勤旨被仰付不肖之身分再度重き職掌を蒙り誠に以て鴻恩身に餘り難有仕合に奉存候何とか相及候丈け盡精力奉務仕度志願に御座候得共病氣于今不相勝種々療養相盡候處兎角不果敢取平臥罷在候に付既に先職辭退をも奉願候都合に御座候處其下不圖も當職被仰付甚恐縮仕前後をも不願即座に辭職願申上候處御落手不被成下當惑至極奉存候然處天下重大之御處置共有之候此節日々參内登城之上精力を盡候而も行届候見込無之場合重

病平臥の身を以て大任相勤候事不相成は勿論にて縱令家來共合力周旋爲仕候共行届候見込無之何分不相安病床にも朝暮苦心仕別して肥立無甲斐志を不遂者心外之至に御座候得共不得止奉願候儀に御座候自餘之時節にも御座候は、緩々療養差加乍不及粉骨碎身精勤可仕儀に御座候得共此節柄等閑に奉職罷在候而は却而公邊御爲筋に不相成深々奉恐入寸刻も不相安儀に御座候間何卒右之段厚御汲量被成下肥後守願書御落手願意相達候様被成下度於私共深々奉願候以上

越えて十四日幕府命ありてこれを聽さず、

先達中より病氣罷在全快手間取可申容體に付御役御免相願候趣尤之筋に候得共一昨年以來公武之御爲粉骨碎身格別盡力之段不一方功業にて深く御依頼被遊候處此節退職功業半途に廢絶之儀は御殘念に被思召候間願之趣難被及御沙汰聊無心配何時迄も心永に篤と養生相加氣分快愉罷成候はば出勤致し不相替勵精奉公公武之間御都合宜様周旋致皇國之御爲厚心掛是迄之事成功に至り候様可心得旨被仰出候間可被得其意候事



徳川慶篤卿の弟余八麿を以て我公の嗣子と爲すの議

是日○十將軍家徳川慶勝卿に内書を與へ、徳川慶篤卿の弟余八麿を以て、我公の嗣子となす事を价せしむ、慶勝卿乃ちこれを示す如左、

松平肥後守久敷病氣罷在心配致候壯年之儀にも有之追々復常之事と存候得共數月之儀急速出勤之程如何可有之哉當節柄彼是心配致候趣心中察入候未だ嗣子無之別而不安心自然氣が引立之碍にも相成る可く哉と於自心配之事に候就而は此程余八麿事在京罷在殊に年齢其外至極相應之儀に付幸肥後守養子に致候はば可然と存候間此段双方へ早々御申傳御周旋有之度候事

後ち其約成るに及びて、公家臣手代木勝任を水戸家に遣し左之三事を約す、其一他日我公實子を擧ぐるに於ては余八麿の繼嗣となす事、其二余八麿の教育は總て我家風に從ふ事、其三余八麿に水戸家より附人を謝絶する事等あるが、其事遂に止む事は後に詳なり、  
十五日將軍家小姓頭取木村紀伊守を遣し、親書を以て我公の病を訪ひ、脇息一脚檜重一組を賜ふ、

不調之時令昨今之容體如何候哉朝夕心配いたし候療養無油斷何分にも氣力引立一日も早く快復之上是迄之忠勤不空様爲國家祈處に候猶委細側向より可申聞事○四月十五日  
十七日公猶病癒えざるを以て事の溢滯を畏れ、重ねて左之書を呈して、辭職を請ふ、

拙者儀病氣に付退職奉願候處此上何時迄も心永に篤と養生相加氣分快癒罷成候は、出勤可致依而願之趣難被爲及御沙汰旨被仰出其餘度々厚御内命拜領物等被仰付、被下置御懇篤之思召肺肝に徹し鴻恩何共申上様無御座深々難有仕合奉存候不肖之拙者斯迄御眷顧被成下候下再應申上候段至々極々奉恐入候得共病症柄急々快癒之様子も相見候は、何とか御請申上一際勉勵盡力御奉公仕候て登京以來之素志相達度志願に御座候得共今以平臥罷在種々彼是と醫療相盡候處何分にも肥立無甲斐迎も急に快癒には不相成旨醫師共申聞殆と當惑仕候尋常之時節にも御座候は、御沙汰に隨ひ緩々療養差加御奉公可仕儀に御座候得共只今眼前至重之事件旦夕に切迫



致居時日不相移夫々御處置無御座候而は必至と不相成此節如斯病氣に而  
は乍心外千萬何共致方無御座候一日も曠職罷在候而は御爲不相成儀は勿  
論寸時も不相安不得止事願申上候儀に御座候筆端難盡深厚之乍蒙御沙汰  
恣に彼是申上候様蒙思召候而は甚以奉恐入候間右等之事實篤と御憐察被  
成下何卒願之通御許容被成下度奉願以上

幕府懇諭親切敢て聽さず

横濱鎖港及長門處置に關す  
勅書

十九日幕府將さに長門藩問罪の舉あらんとするを以て、守衛總督守護職所司  
代に命じて兵を部署して京中を警邏せしむ、是日幕府我藩伏見稻荷山の警衛  
を罷め、丸岡藩○有馬遠江守道純朝臣を以て之に代ふ、

二十日朝廷横濱鎖港及び長門處置等に付いて、左の勅を幕府に下す、

幕府之儀内者皇國を治安せしめ外者夷狄征伐可致職掌に候處泰平打續上  
下遊惰に流外夷驕暴萬民不安終に今日之形勢とも相成候事故癸丑年以來  
深被惱寂慮是迄種々被仰出候儀も有之候處此度大樹上洛列藩より國是之  
建議も有之候間別段之聖慮を以て先達而幕府へ一切御委任被遊候事故以

來政令一途に出人心疑惑を不生候様被遊度思召候就而は別紙之通相心得  
屹度職掌相立候様可致候事

但國家之大政大義は可遂奏問事

別紙

一横濱之儀は是非共鎖港之成功可有奏上事

但先達而被仰出候通無謀之攘夷は勿論致間敷事

一海岸防禦之儀は急務專一に相心得實備可致候事

一長州處置之儀は藤原實美以下脱走之面々並宰相之暴臣に至迄一切朝廷

より御差圖は不被遊候間御委任之廉を以て十分見込み通處置可致候事

但先達而被仰出候奉御趣意處置可致事

一方今必用之諸品高價に付萬民難澁不忍次第早々致勘辨人心折合之處置

可致候事○四月廿九日

將軍家之を奉戴し、即ち左之奉答を上奏す、

聖旨之趣謹而奉畏候臣家茂不肖難堪其任候得共盡精力職掌相立候様勉勵



可仕候段御請奉申上候以上

又別紙之奉答を上ること左の如し、

前文之條々謹而奉畏候横濱之儀は不申及海防筋に於て格別肺肝を碎き叡慮遵奉微忠可相盡奉存候長州之儀は尙又別段御沙汰之次第も被爲在候に付寛大を旨として至當之處置可仕候此段御請奉申上候以上

二十一日幕府我家老横山常徳、野村直臣、小野權之丞、小室當節、手代木勝任、外島義直を二條域に召し、去秋以來の勤勞を賞し、時服を賜ふ差あり、

是日我公病癖にありて、前日幕府に賜ふ所の勅書を拜讀し、悚然として痛心に堪へず、綸命重大、容保悠然病を養ふの秋に非ず、寧ろ職に斃れて祖宗に報ずるに如かずと決し翌日左の書を幕府に呈して、守護職の命を拜す、

拙者儀病氣に付再應守護職辭退申上候處厚き御優待をも被成下御懇篤之蒙台命不肖之身分斯迄御依頼被成下候は實以冥加至極難有仕合奉存候此上辭退申上候而者深奉恐入候間乍病中押而御請申上候快癒之上盡力奉職仕候に而可有御座候以上

尋いで朝廷我公守護職に復せしを以て、我藩唐門蛤門の守衛を復す、幕府亦我家臣神保修理等攝海築堡の事を免す、

二十九日はより先我公守衛總督及び越前薩摩土佐宇和島諸侯の意見を問ひ、幕府に建議して、朝廷尊崇の實を表せんため上奏する所あらしむ、是に至りて朝廷條々を比準し、之を幕府に下す、

一 昨年中御沙汰之趣も御座候に付別段之譯を以當子年より年々二千俵づ

つ 神宮へ御供料御増加可仕候事

附札格別之御事に付現米二千石御増加之事

一 闕字平出等之儀如令條可相守海内布告之事

一 御誕辰六月十四日仕置致間敷事

一 仁孝天皇御忌日六日新朔平門院御忌日十三日右例月其心得可有之海内布告之事

附札幕府精進日之通可心得事

一 大樹代替將軍宣下之後爲御禮上洛可仕事



但實年十七歲以下名代を以て御禮可申上候十七歲相成候は、上洛可仕候事

附札書面之通

一三家始萬石以上之面々家督官位之御禮として上洛可仕候事但書前條に同じ

一西國大名關東へ往來之便伺天機勝手たるべき事

但滯京不可過十日事

附札諸大名山城地往來之節可伺天機候事但滯京之儀は不可限十日事

一國務是迄之通總而御委任之事尤國家之大事件は伺叡慮取計候事

附札昨年御沙汰有之通御委任之儀今更被仰出候迄も無之候

但君臣上下之名義を正し末々迄恭順之意相貫書付類瑣末之儀迄も心得違無之様可有之事

一 九門御警衛萬石以下三千石以上之者へ可申付事

附札萬石以上之者へ可申付事

一 諸社行幸之事

但山城國不遠場所にて春秋兩度位御定置兼而被仰出候通諸人難儀不致申様御手輕に奉願候事

附札尙追々被仰出候事

一 諸大名國産之内一兩品年々貢獻之事

但諸侯疲弊之折柄に候得ば申合五ヶ年目手輕之産物以使者所司代へ差出貢獻可致事

附札書面之通

但武傳武家傳奏へ所司代より日限相伺武傳より差圖之上其面々より奏者所へ可差出事

一 親王丞相薨去於朝廷廢朝之御方には海内鳴物停止之事

但日數於親王丞相は可爲三家三卿之通於傳奏議奏兩役者停止日數等總而可爲老中之通事

附札是迄幕府親族死去之節以勾當掌侍取計被止物音候得共以來其儀被



止候事

一宜秋門邊御取廣相成候様可仕候事

但禁中より宜秋門は西方へ曆面大將軍之凶方に付當年は御見合來丑年

又は寅年吉月良辰相選取掛可申事

一御築地東北之邊御取廣御花畑仙洞故院御取繕可仕候事

一泉誦事御掃除筋御手入等精々入念候様猶又可申付候事

一禁中御賄向御改革向入念候様可申付事

一皇子皇女可成丈ヶ御法體不被爲成様仕度事

但御永續之良法篤と評議之上可申上候事

附札下札之外箇條各可爲書面之通事

依りて守衛總督慶喜卿總裁職松平直克朝臣老中酒井忠績朝臣等連署之書を  
上りて之を奏す

今度奏聞仕候十八ヶ條之書面御下札を以御沙汰御座候趣逐一奉畏候尤諸  
事朝廷尊奉之道を盡度誠意より申上候件に付八ヶ條目御下札之趣は暗合

之筋にも有之別而不都合無之様可仕候

是日將軍家參内ありて東歸の賜暇を奏請す我公久しく病に臥して幕府の議  
に參せざるを以て曾て此議のありしを知らず今之を聞くに及びて愕然自失  
痛嘆するのみそも將軍家の滯京は元來叡望に出で今春上坂あるや直ちに二  
條殿下を以て慶喜卿慶永朝臣并に我公等に詔を傳へ將軍上洛の上は倉皇に  
東歸せず永く輦下に在て萬機を裁し宸襟を安んずべしと其言今猶耳にある  
に慶喜卿等疾くとこれを忘失せる如きは何ぞと急に筆を執り病を勉めて書  
を裁し旨を重臣に授け慶喜卿慶永朝臣の許に遣し將軍家の滯京を勧めしむ  
と雖も幕府の有司頑としてこれを容れず二人の力亦これを翻へすこと能は  
ず蓋し去歲八月變亂の後嶋津久光朝臣勅召に應じて先づ上京し續て慶永朝  
臣山内豊信朝臣伊達宗城朝臣慶喜卿等漸次上京ありて我公と胸襟を披きて  
相協議し中川宮二條殿下其他傳議兩奏衆等に屢入謁して公武一和の事に盡  
瘁す既にして將軍家上洛あるに及びて官位昇進を始め外交及び長門藩處置  
等萬機悉く舊の如く委任あり屢内宴を賜ふ等恩遇の至渥前古比なし公武の



一和茲に擧る幕府の有司等これを以て既衰の權勢を恢復せりと誤認し、これを維持するに汲々たるの餘久しく滯京せば或は是を失墜せんを恐れ、且我公越前薩摩土佐宇和島等の諸侯、朝政參豫となりて其聲望遙に幕府老中の上にいでしを以て、彼輩常にこれに慊焉たらず、只管舊套に拘々たるより、參豫の輩を嫌惡して幕府の不利を謀るものと猜疑す、參豫の輩亦竊に幕府有司の大勢に暗きを侮る、故を以て大議ある毎に議論紛然として幕府有司の言多く斥けらる、これに依りて、彼等倍々將軍家の滯京を自から威權を滅殺するものと迷信し、慶喜卿が後見職を罷め、禁裏守衛總督攝海防禦指揮となし、守護職の上に置いて朝廷尊崇の意を表し、遂に東歸を發令す、幕府是比松平定敬朝臣を以て所司代となし、守護職の下に置いて其輔翼に充つ、松平定敬朝臣は高須少將義建朝臣の第五子にして我公の實弟なり、出で、桑名藩を嗣ぎ溜間詰たり、桑名藩は定敬朝臣の高祖父なる定信朝臣○世俗白川樂翁といふ以來樸實風を爲し、文教武備兼ね整ひ、親藩中有數の雄藩とす、幕府の恒例所司代を補するに帝鑑の間諳代の諸侯より之を選擇し、所司代に補するの後に其溜間に班するを許す、定敬朝

臣は既に溜間の班にあるを以て、之を所司代に補するは不當の感なきにあらざれ共、非常の時、是雄藩を以て事に當らしめざるを得ず、且や我公と同胞の關係あるに於て一層の便あるを以て、強ひて立ちて其職に就かしむ、時恰も水戸藩臣等互に黨を樹て相闘ぎ、遂に田丸稱右衛門、藤田小四郎等攘夷の先鋒と號して浮浪を嘯集し、常野總の間、日に騷擾の報ありしを以て、幕府の有司等本根の騷擾とし、且は横濱居留の外人に杞憂を抱き、俄に之を口實として將軍家の東歸を奏請するに至る、朝廷亦幕府に切迫の事情を照諒ありて、これを留むる能はず、事平ぐの後更に速に上京すべしと、これを裁可し賜ふ、茲に至り既成の公武一和忽ち疎隔となり、尋いで土佐越前薩摩等の諸侯、又事のなすべからざるを視て各々國に還る、

公の病猶未だ癒えず、依りて淨華院の旅館より時々黒谷の宿營に歸り、保養せん事を請うて許可を得たり、然るに浮浪の徒等、之を道に要撃するの報あり、重臣等之を憂へ、途上の從者を増さんとす、我公許さず、重臣等已む事を得ず、私かに途次に藩士を布列し不慮に備へたりと云ふ、當時近臣某の筆記に、



長州人大勢入込候由に而探索の上には不容易聞え有之に付此度黒谷御戻  
 御途中之儀内藏助保利孝大に心配御道筋見え隠れ御供等の儀夫々配り  
 も有之哉之趣御耳に入御沙汰有之候は増供の義は兼而申聞置候通之次第  
 に而元より私心を以取計候には無之天幕之命を奉候而之事なれば道理に  
 於いて何も懸念可致筋に無之乍去萬一如何様之暴發人有之哉も難計候得  
 共夫は天命と申に而其節人を増置候へば迎夫程之用を成者にも無之決而  
 是等は心配なく増供杯不差出様厚被仰聞候夫よりして御戻之節御道筋所  
 所御家來居候を御見懸被遊御戻之上にて淺羽忠之助姓へ御沙汰には御  
 道筋に罷出候者相見候處何者に候哉尋候様被仰付候に付御刀番原政之進  
 へ相尋候處久々にて御戻被遊候に付御家來共難有拜しに罷出候段申上候  
 但右御沙汰之趣も有之候得共各衆○藩政に加判す重臣を云ふ深く心配之上誠に内  
 内に而御目に觸れぬやう所々へ配り被致候儀之處右之如く斷然と御立  
 居りに而少しも御懸念不被遊段誠に奉恐入候御刀番も御尋に行當り候  
 より必竟は本文の如く御答申上候事

將軍家京師を  
 發し東歸の途  
 に就く

五月五日將軍家京師を發するに臨み、我公に左の恩賜あり、  
 是迄不一通誠實盡力之段満足致候家來共も格別骨折之事に候能々申聞候  
 様猶此上御所御守衛向は勿論諸事是迄之通り無斟酌十分及指圖精々勉強  
 忠勤致し候様依之鞍笠遣之  
 且我家老横山常徳、神保利孝及び野村直臣、外島義直、小野權之丞、小室當節、手代  
 木勝任を二條城に召して謁を賜ふ、○常徳は歸國し、直臣權之丞事故ありて、謁せず、二人は後大坂城に於て謁を賜ふ、  
 六日將軍家京師を發し、尋いで十六日大坂を發するに臨み、側衆土岐下野守を  
 遣し、我公の病を問ひ、且京師の事偏に依頼するの台命を傳へて、檜重一組を賜  
 ふ、  
 此頃京中流説あり、浮浪の徒諸所に潜匿して不軌を謀ると依りて我公附屬の  
 新選組に命じ探索せしめ、六月四日夜古高俊太郎○外屋喜右衛門を稱すを四條小橋の僑  
 屋に捕ふ、其家を検するに兵器彈藥を多く蓄へ、加ふるに會の字の徽章ある提  
 燈數箇を伏藏せり、會の字は我藩の徽章なり、且長門藩士及諸浪士と往復の書  
 數通あり、乃ちこれを鞠問するに、風烈の夜を待ちて火を禁闕に放ち、これに依



り中川宮及び我公の參内を途中に要撃して、去年八月十八日の事に報せんと  
 且其共謀者の氏名潜匿の所々等を自白す、因りて翌五日夜我藩士所司代町奉  
 行の部下及び新選組を部署して嚴に之を捕へしむ、浮浪の徒等古商の捕らへ  
 れたるを聞き、今は事洩れたり如かず早々京地を去りて、再舉を謀らんにはと、  
 此夜三條小橋本の旅店池田屋に會するもの宮部鼎藏後人肥中津彦太郎松田重  
 助後人肥寺島忠三郎吉田稔麿松尾甲之進杉田松助佐伯稜威雄廣岡浪秀州人長本  
 山七郎佐人土河田佐久馬因州今宮藤主水大高又次郎西川幸藏部人京大澤逸平  
 和大安藤精之助州人作等二十餘名我士卒の至るを見て拔刀之に抗す、依りて鼎  
 藏重助稔麿又次郎等數人を斬殺し、殘黨拾餘人を捕縛し、又祇園大佛脇等に於  
 而數人を獲、六月十日に至りて又其他を逮捕したり、更に警邏を嚴にして萬一  
 に備ふ、朝廷これに依りて、諸藩疑議を抱くものあらんを慮り、是月八日左の勅  
 令を布く、

大樹上洛列藩建議之趣も有之國是御治定に付先達而被仰出候通一切幕府  
 へ御委任被遊政令一途に出候様にこの御趣意に候間於列藩先前之如く幕

府之指揮可隨旨御沙汰候事

十日幕府京中に左之命を布いて、餘黨を搜捕す、

古高俊太郎事舛屋喜右衛門と申唱四條小橋を西怪敷所行有之身代不相  
 應武器類并火藥等所持候趣、相聞候に付此度召捕一と通相糺候處、不容易隠  
 謀有之風を待御所向燒拂可申と、相巧徒黨數十人有之段申立候尤同類共申  
 通候證書類も有之片時も難捨に付、夫々召捕候處未だ殘黨も有之中には自  
 分姓名等を偽り藩邸或は町家に潜居候儀も難計萬一怪敷體之者有之候は  
 ば各藩又は所々役人共に而召捕差出尤徒黨一味之聞有之候は、探索の上  
 召捕可差出候事

藩士柴司の自  
 盡

是日東山高臺寺境内なる清水階と號する茶亭に、舉動怪しむべきもの潜居す  
 との訴あるを以て、我公家臣及び新選組を遣し之を捕へしむ、至り見るに更に  
 異事なし、唯樓上に一人の士人あり、衆の至るを見て倉皇として遁れ出でんと  
 す、我藩士柴司其姓名を問ふに對へず猶逃れんとす、司即ち急に槍を揮うて其  
 腹部を刺し之を捕へて、推問するに土佐藩士麻田時太郎といふ、麻田が一言の



答なく遁れたるにより、司が之を刺したるは當然の事なれ共、時に山内豊信朝臣先きに其家臣の激徒を斥けてより、一藩舉りて公武一和に盡す所少なからず然るに今圖らざるに斯る細事よりして、我藩と土佐藩と忽ち相反目するに至らば、由々敷大事なるを以て、我公殊に憂慮ありて家臣に旨を含め、時太郎に醫員を附して土佐藩邸に送り、其事情を述べて治療を助けしむ、土佐藩君臣之を聞いて、元來一旦の過誤に出でたるを以て、毫も意に介する所なし、萬一今後又斯の如き事のあらんも必ず貴意を勞するに及ばずと、反りて深く我公の懇切を謝す、然れ共其辭色我に慊焉たらざるもの、如し、尋いで又使者に醫員を副へて、彼邸に遣し訪問せしめしに、留守居役某面會して厚く我公の厚意を謝し、且云ふ彼既に決する所ありといひ其療養を辭す、故に今後醫員は元より訪問の使价を賜ふに及ばずと堅くこれを謝す、然れ共其辭色を察するに尋常ならず、此事件に關し土佐藩の我處置に不滿なるを確め得たり、退いて詳細を探聞するに、時太郎に逼りて屠腹これを俗に詰腹といふせしめしといふ、是に於て我藩臣も亦之に對するの方法を議し、或は我も亦司に屠腹せしめ以て土佐藩に謝せん

といふ、されど司の所爲たる元公命を奉じ、而かも衆に先んじて力を致し、もの其功ありとするも毛厘の罪なきを如何ともなし難く、我公殊に之を憂慮ありしに、司私かに此事を聞き慨然として其兄に向ひ、吾一命を奉りて此事局を了せんとならば幸これに過ぎず、一死以て君恩に報ずるは士の常道何の遺憾あらんと、終に自盡す、事聞するに及ひて、公は元より一藩舉りて其節操を感じ歎惜措かず、即ち使を土佐藩邸に遣し此由を告げ、且聞くが如くば麻田氏弟亦在京すと、請ふ來りて司の屍を検せよと、土佐藩留守居役某之を聞いて、貴藩處置の周到なるに反りて慚懼に堪へず、且特使を以て斯く懇旨を賜はる上は、敢て屍を検するの要なしと厚く鳴謝して後云ふ、時太郎昨夜此一書を遣して自盡す、依りて今や貴藩邸に詣り、事由を告げんとせしに圖らず來臨に預り、事局全く收了せるは眞に感荷の至なりと、即ち懷中より一書を出して示せり、我公深く司の忠死を憐み、其兄某を起こして俸若干を與へたり、

是より先、毛利慶親卿其重臣福原越後に兵數百を附し、江戸に至り請願する所ありと稱し、海路大坂に出で、六月廿四日伏見の藩邸に入らしむ、尋いで重臣國



司信濃益田右衛門介をして兵を率ゐて上京せしめ、發するに臨み慶親卿左の軍令狀を信濃に與ふ、

一 今度其方事上京申付諸隊のもの預置候諸事緩みなく管轄すべき事

一 組中の者は令を伍隊に受け伍隊は令を伍長に受け諸隊一和肝要たるべき事

一 私寇は申すに及ばず輕舉暴動に大事を誤り候事尤も嚴禁の事

一 總て非禮の振舞有間敷事

一 國家の動靜を猥に他に漏すまじき事

一 姦淫大酒等堅く禁止之事

一 僭上虚飾の衣服は勿論無用に致すべく總じて諸士匹夫は貴賤の分限を

亂すべからざる事

右の條々違背のもの之あるに於ては軍律を以て相糺し品に寄り切腹可申付もの也

元治元年六月

黒印

國司信濃どのへ

此軍令狀は七月十九日の亂に薩州藩士の拾ひ得たるものなり、越後右衛門介にも之と同じき軍令狀を與へられしなるべし

六月廿四日長藩士并に浮浪の徒眞木和泉中村圓太等戎裝して天王山寶寺離宮八幡等に至り陣營を構ひ、旌旗を建て攻守の準備を整ひ、書を郡山藩の橋本なる陣營に致して來意を告ぐ、其大意は、

七卿及び主人父子從來攘夷の叡旨を遵奉す然るに客年、俄然勅勘を蒙る家臣等其所由を知らず爾來一年を経るも未だ恩命を蒙らず余輩痛哭に堪へず茲に八幡宮に參籠し神助を仰ぎ以て朝廷に哀訴する所あらんとす既に此意を稻葉閣老○美濃守 正邦朝臣に報じて姑らく當社に駐足す唐突入京を爲すにあらず請ふ之を諒せよと、

郡山藩士急使を馳せて、これを總督守護職に報じ、且長藩士等糧仗を儲へ久屯の謀を爲すを告ぐ我公此報を得て直ちに番頭加須屋左近、阪本覺兵衛に命じて、兵を率ゐて九條河原を守らしめ、以て之に備ふ、



二十七日我斥候長藩士襲來の狀あるを九條河原の營に報ず依りて急を黒谷の本營に告ぐ我公乃ち病を勉めて本隊及び内藤信節生駒直道五衛兵一瀬隆智傳五郎等の隊を率ゐる家老一瀬隆鎮要人を従へ清所門より參内す禁裏附糟谷筑後守勅旨を傳へ特に駕を武家玄關前に内るゝを許さる我公乃ち之に就いて天機を候すやがて傳奏衆を以て所勞の所押して參内叡感斜ならず宜しく宸儀咫尺の所に在りて守護し奉るべしとの詔を賜ひ凝華洞を以て衛舎に充てらる依りて之に退いて宿衛し更に家老神保利孝番頭長阪光昭平太夫に兵を授けて九條河原に向はしむ是日九門守衛の諸藩悉く門々を鎖し大小砲を排列して命を待つ既にして長藩士來島又兵衛浮浪の徒に將として嵯峨天龍寺に入り攻守の準備を爲すこと山崎に於けるが如し

一此頃世上騒敷由甚以心痛之事に候昨年八月十八日之儀は關白始予之所存をも矯候にては無之且其後申出し候件々各眞實に候僞勅との風説有

之候へども必々心得違有之間敷事

一親征行幸之儀甚不好候得共段々差迫言上に付實に無據大和行幸申出候得共實は得外之事に候へば延引申出し候

一十八日一件守護職之儀故肥後守へ申付候同人忠誠之周旋深令感悅候決而私情を以て致し候儀にては無之其旨無違可心得事

一長州人入京決而不宜事と存候此儀も各無疑惑様之事猶總督これを諸藩に傳示して其方向を一にせしむ

始め長藩士等の京着するや名を歎願に借ると雖も實は兵力を以て公武を恐嚇し事勢を去年八月十八日以前に挽回せんと欲し福原の上京する歎願者に在るまじき大兵を率ゐる剩さへ浮浪の徒を狩り集めて浪人隊を編成せり且藝因備水等の諸藩は素と論を己と同うせるを以て之を説かば進退を共にせしむべしと爲せり然るに我藩桑名等の兵勢長兵に比し優勢なるのみならず藝因等の各藩も躊躇するの狀あるを以て是れ又恃む可からず爰に於て七月一日急使を馳せて長藩大兵の上京を促せりと云ふ



七月二日慶喜卿に左の勅命あり

此頃輦轂之彼是不穩に付御守衛總督之邊を以て諸事御委任被遊候間專勵精奉安叡慮候様可有處置旨被仰出候

是より先小笠原長行の償金の事に坐して職を禡るゝや井上信濃守向山榮五郎水野癡雲等の諸人も亦其職を奪はれ又板倉勝靜朝臣等罷められ尋いで諸有司中杉浦兵庫頭等有爲の士多くは其職を去り幕廷今は唯群庸の満たす所となる我公之を憂へ書を將軍家に呈して人材の登庸を議す其書に云く

當表此程松平大膳大夫家來共不容易形勢に而切迫致候事共追々老中より申上御承知被遊候半と奉存候將又承候得者外國よりも往々人數渡來致し専ら長州を目懸候様子内外之大患今日に起候事にも無之今更既往を悔候も不及儀に御座候間此上の御處置は御英斷を以被仰候外有御座間敷奉存候就而も專一之急務は人物之御擇外無御座候處追々承候得者大和守周防守を始大小監察等御役御免被仰付候者不少候由に候得共何れも所長有之人物に候間國家之急を重んじ銘々之存意を不張一致一和して合力致候様

直に被仰付度奉存候定而銘々一箇之所見を持し不動も仕候上御免にも相成候事には可有御座候得共今日之危急は天下之浮沈に相關り呼吸一息の間にも差迫候間義之重處各己を屈し一和合力之道可有之候間右之意味を以懇々被仰聞候様仕度奉存候右申上度態と一書言上仕候恐惶謹言七月

七月三日朝廷大目附永井主水正目附戸川鉾三郎を伏見に遣し其行裝極めて簡單に徒士目附小人目附及び我藩桑名遊の公用方數人隨伴せるのみ伏見奉行の廳に福原越後を召す越後病と稱して出でず四日に至り越後奉行廳に出づ即ち左の命を下して兵を退けしむ

此頃所願有之趣に候得共携兵器出張之由甚以不穩仕方に候元來於其藩は勤王之志情深厚に候處右様之次第にては事實齟齬致し候間天龍寺其外へ罷出候輩早々令歸國越後儀少人數にて伏見表滞在罷在願之趣は穩かに其筋へ申出重而之御沙汰相待候様可致事

越後これを受け退いて左の書を呈して延期を請ふ

過刻被仰出候趣難有奉得其意候旅宿へ引取役方之者へも熟談仕候處何れにも山崎始めへ扣居候者共篤と申諭し候上にて無御座候而者何分御受難



申上と衆議仕就而者私始早速御達之趣精々懇諭相加進而申上候様仕度奉  
 存候此段御聞濟奉願候察宛兩監

されど是唯一時を繙縫せる遁辭にして、再後長藩士并に浮浪の徒、天龍寺天王  
 山の險に據り倍々武備を治むるのみ、これに依りて七月六日總督諸侯を會し  
 て長藩士の處分を議す、我公乃ち、越後等、其主の爲に哀訴する所あるは、臣子の  
 情固より然せざるを得ずと雖も、其兵衆を擁して輦下に迫るは、實に不臣の甚  
 しきもの、宜しく再び諭して兵を退けしめ、若し應せざらんには速かにこれを  
 掃盪すべしと云ふに、總督昇平三百年京師血を躐まず、然るに今輦下に兵端を  
 開くは其恐れ少なからず、穩かに局を結ぶに如かず、追討の如きは萬止むを得  
 ざるに於て、始めてこれを議せんと、藝筑前因備對藩の士を召し、七月八日を期  
 し退兵することを説かしむ、越後は之に服し退兵せんと欲すれ共、天龍寺天王  
 山なる藩士并に浮浪の徒説諭に服せず、長藩激徒は事を左右に託して、大兵の  
 至るを待つに外ならざれば、百回之を説諭するも只に時日を費し、彼が計策に  
 陥るは炳乎として明なるも、慶喜卿覺らず、猶藝因對の三藩に命じ、十一月を期

して退兵せしむ、長人遂に命を奉せず、時に有栖川宮、大炊御門、大納言、家信卿、大  
 原左衛門督、重德卿以下數十人及び因幡備前水戸對州并に慶喜卿に附屬せる  
 水藩人の如き、猶之を寛大に處するの議を建て、肥後土佐久留米の藩士等は追  
 討論を唱ふれ共、當時京地に於て兵力なし、薩摩藩人士は其の始に於て傍觀し  
 て追討の可否に一言を發せず、蓋し當時兵力なかりしを以てなり、只頻りに追  
 討の止む可からざるを主唱せしは、我藩と桑名藩とのみなりしなり、然るに七  
 月十一日に至り、薩摩藩士數百京都に着す、是より先七月九日長の中老兒玉小  
 民部は兵四百許を率ゐて京師に着し、山崎の營に投じ、翌日長の家老國司信濃  
 兵三百を率ゐて又山崎に來る、十四日には長の家老益田右衛門介兵六百を率  
 ゐて京師に着す、益田國司兒玉皆激徒を鎮撫するに假りて上京せしも、實は福  
 原眞木等の援兵たるに過ぎざるなり、

長兵益々加はり、一日を緩くせば困難一層を増すをも顧りみず、慶喜卿は十一  
 日に再度永井戸川の兩監察を伏見に遣して、長兵の退散を説かしむ、長兵固よ  
 り應せず、七月十七日薩摩藩士西郷吉之助盛隆諸藩の重臣等を三本木清輝樓に



會して、關白殿下今日吉之助を召して命あり、家信卿以下長藩を扶くるの説は、聖上斷じてこれを斥けたまふ、因りて汝諸藩と力を戮せ、長藩をして兵を卻けしむべしと、夫れ長藩の是非は今措いて論せず、越後等猥りに兵衆を率ゐ、京師に迫りて強訴を企つ、其天朝を蔑如するの罪決して赦すべからず、諸君猶寛大に處するの議を執らば、我一藩の力を以てこれに當らんと、意氣頗る昂る、蓋し亦我公の議の如し、こゝに於て諸藩悉く之に同ず、是比我公書を慶勝卿に遣し、其上京を促し兼て京地の情況を報ず、頗る當時の形勢を見るに足れり、

去月二十三、四日頃より長門宰相家來の者全出陣の出立にて表向には歎願の様に申立伏見或は嵯峨山崎邊に屯集致し往々大砲を並べ柵木を列ね要處に備を設け専ら勢炎を張り威猛を示し候體強訴の姿にて歎願の心は無之候既に二十七日には伏見の長州藩人より押而入京の趣申來同所役人并大垣家來共よりも右の注進申來候に付家來の者竹田街道へ差向小子も病體の儘參内御警衛仕候而今以凝華洞假建中に罷在候併未だ親敷事を執候

事にも不相成一橋殿御委任にて家來の内にて日として參殿相伺不申事も無御座候一橋殿にも最初は大に憤發にて二十七日に直に追討致候も可然この儀御所にては御發言有之候然共其日は其場も遁れ候へば何れも人事を盡し候には不如と申議にて當二日大監察永井主水正小監察戸川鉾三郎を伏見に遣し退去の儀を厚諭解致候御所御沙汰を以申聞候處其以來彼是申立退去不仕最早追討の外有之間敷と一橋殿も決心被致候處又々其説を變じ此上人事を盡度旨にて諸藩の内見込次第説得致候様被申付候併朝命幕命を以て大小監察の諭解に承服不仕候間諸藩の家來共に諭解相届候儀は有之間敷且又不體裁の至極に御座候仍而多分は御請不仕候處其中にも御請申上候藩も有之當十一日迄には服不服の段申出其處にて決着致候筈の所其間仔細有之後れて御請申上候杯申譯にて一橋殿又々御勸に相成候其邊の儀は何分筆紙に難述候詰り一橋殿御勸より起り其又起りは水因備三藩等の入説より出候由に御座候儲右等の云々も捨置前申上候強訴之者御許容相成候ては朝憲幕威も此より地に墜ち天下は暗夜の如く其上長



藩申立候様に相成候へば脱走堂上の復職浮浪の入説等昨秋以前よりも幾倍か暴なる世界と可相成はと差見え候然處一橋殿御決心に鈍り數日の間因循致候中彼は鎮撫を名とし益大數を引入備を嚴にし難制様に趣候故諸藩も堪兼熊本久留米薩州土州隨而御譜代の諸藩共同様憤發一橋殿或は宮方堂上方へ出て右の建言致候事に御座候始此儀正く勢強く御座候て猶一決の御沙汰無之とは實に當惑の至に御座候然處關白殿下中川山階兩宮方近衛殿坏は却而決心被致一橋殿は被因候事に御座候一橋殿に附て右様申述候は不本意千萬に御座候得共天下是より闇に成不成と隨而宸襟の不安とに係り輕重比較し難き儀に有之又他の御方とも違ひ寸分も伏藏仕候而は却而恐縮仕り直情に申上候其段宜敷御合置可被下候儲右之通決着無之より種々の議を生じ必竟幕府の御因循より事起り候事と申も有之一通尤には候得共是以今日に至らざる前に有之候事とて彼より押來候上は彼の議論無之奉存候一橋殿にも前段之通に有之天下之大任病床に在ては何とも難堪候間御快方次第御上京被遊被下度奉待候七月十日

是比の事なり九條河原に備へたる我藩の壯年者并に新選組の者共慶喜卿の優柔不斷にして大事を誤るを憤り卿の旅館に亂入し暴舉に及ばんとする者あり我將長并に新選組々頭の面々今は鎮撫に方なく急使を馳せて凝華洞なる我公に報す我公急に外島義直をして往いて之を諭さしめ漸く事なきを得たり

是日七月十日有栖川熾仁親王及び中御門經之卿以下の諸公卿遽に參内し二條殿下に迫りて長門藩の處分を寛大にし以て京都をして兵燹の害を免れしめんと請ふ殿下叡慮に悖るを以て堅く之を斥く

是日總督又永井主水正を伏見に遣す我公家臣飯田重慎兵左衛門庄田又助松平定敬朝臣も其臣小寺新五左衛門等をして之に隨伴せしむ越後を伏見奉行の廳に召すこと前日の如し越後病と稱して來らず翌日十八日又召す漸くにして兵二十餘人を従ひ肩輿に乗じて來る其狀貌既に決する所あるに似たり主水正乃ち勅旨に抗し猶兵を卻けざるを責む越後臣謹みて命を奉すと雖も從兵等死を決して來るを以て敢て歸るを肯んせず故に遷延すと其意暗に威嚇する



ものゝ如し、主水正速に兵を卻くべきを命ず、越後諾して退く、時に重慎等今日  
 は御手切の被仰渡とこそ存候ひしに、只今の被仰渡にては御手切とは不存と  
 桑藩士と共に申しければ、主水正越後を呼返し、明朝退去せずんば嚴に違勅の  
 罪を責めんと、越後低思良久して、今夜八ッ時を限りて兵を卻くべしと答へて  
 去る、此時毛利定廣朝臣大兵を率ゐる長門を發し、此月二十三日を期し着京の手  
 筈なるにより、越後は退去を延引し、定廣朝臣の着京を待ち事を舉げんとする  
 結構なり、然るに我藩既に此策を探知し、重慎をして主水正に申して時日を期  
 せしむ、故に越後等が工みも空敷なりぬ、如し定廣朝臣の大兵着京の後に事を  
 舉げたりしならんには由々敷大事に至る可かりしならん、後に聞く所によれ  
 ば定廣朝臣の上京意外にも手後れとなり、讃岐の多度津港にて京師の敗報を  
 得て其國に引き返したりと云ふ、亦三條實美等の人々も、定廣朝臣と共に上京  
 せられんとせしに、途に於て敗報を得て、是亦周防に歸りしと云ふ、  
 七月十八日慶喜卿は猶も人事に於て、盡さざる所ありとや思はれけん、長州邸  
 の留守居乃美織江を召し、退兵の説諭あれども、織江は己が力の之を實行し難

長州藩十川端  
 龜之助より定  
 敬朝臣に呈し  
 たる緘書並に  
 送たる緘書

きを以て辭し、家老を召さん事を請ふ、慶喜卿本日中に退兵せずんば追討すべ  
 きを命ず、織江退いて之を三家老に報ず、長門藩士川端龜之助本名榊彌十郎長  
州の留守居役  
 緘書四通を所司代松平定敬朝臣の第に呈す、其大要は西奔の七堂上及び毛利  
 慶親卿父子の冤を訴へ、攘夷の朝議を去秋八月十八日以前に翻へし、且君側の  
 奸を除くため、其師既に山崎を發すと、中に我公を指して君側の奸と罪狀する  
 書あり、其略左の如し、

根體今日如斯内亂外患一時相迫 神州崩裂之勢を醸候者別冊亡命徒より  
 縷陳奉申上候通全以松平肥後守不得其職より之事天下衆人の知る所にて  
 今日に相成候ては私共に於ても積年之叡慮彌奉貫徹祖宗億兆に被爲對候  
 御盛徳を奉らむと決心仕候得共亡命徒同様肥後守誅除仕候外は有御座間  
 敷奉存候宰相同姓長門守も右外夷畿海闖入に付ては押て罷登御警衛仕尙  
 又叡慮奉伺定候儀も可有之歟に相聞候に付ては私共臣子其主を輔翼する  
 の情義責て内亂の基と相成候族なりとも取形付候て主人の責勞を相分ち  
 度一同決心仕候に付大官重職之肥後守には候得共僭越之罪は後日如何様



御嚴刑被奉蒙候ても不苦眼前神州安危存亡に係り候姦賊と相定候上は暫も猶豫難相成候間亡命之輩引纏ひ國賊誅除仕謹で天幕之御指揮可奉侍と一決仕候間何卒肥後守儀早々九關内を御追拂洛外へなりとも引退尋常天誅を請候様被仰付尙赫然宸怒被爲遊國賊誅除之勅詔幕府并列藩へ被仰出度奉懇願候箇様之儀於手下露相好候次第者無御座而已ならずして天下之大不韙を冒し候儀如何にも多憚候得其實者國家之御爲不得止仕合に御座候間暫時御恕免被仰付被下候様不堪愁祈誠禱泣血怨憤之至萬死謹奉仕候

七月十八日附  
三家老連署

別紙

送 戰 書

謹按陛下攘夷之御志者弘化年來終始畫一之御事雖今日被爲替候御儀は不被爲在奉存上候所去秋以來御撓被爲遊候様に相疑儀有之恤民之儀者御天性に被爲渡猶更御深切に被爲在浦々島々之小民迄艱苦不致億兆安然不得其所者無之様との御素志に被爲在候は、普天率土誰か感戴奉らざらん然るに交易之害にて僻土に至る迄一民も疾苦を免るゝ者無之殊に輦轂之下

にては殺氣凄慘人心恟々朝不恤夕とも可申實に恐入候次第に御座候其所以然者を相尋候に松平肥後守之所爲に御座候肥後守儀其性剛愎にて庸劣名分等不相辨又家隸共奥州荒僻之寒土に候得ば唯其威を張り城市を虐る事而已にして天朝之所貴且叡慮之斯難有被爲在候御事をも相辨不申縉紳を欺き義士を忌昔時山法師の悪行よりも甚敷其罪を數候に十指を不屈と雖も其大なるものを擧候は、去年八月調練叡覽可被遊旨被仰出候節調練には不用の野戰砲數挺御花畑へ相運置劫喝之爲に相備同十八日未明御築内をも不憚連發仕禁闕へ押入候事は大罪一也關白鷹司公并三條殿以下當時被蒙勅勒候御國事掛寄人等之御方迄孰も國家之柱石に被爲入聖明御輔佐被有之候處其大徳高才純忠至誠を奉恐入候より百方讒毀暴に朝參を停め終に幽閑沈淪之御身となし奉り候其罪一也戎狄を被爲惡候御事は不及申外夷に相交候儀は其宗家先に嚴禁の致方有之候處長崎表に役人を遣し置國産絹糸油等を交易仕年々些少之私利を得候穢心を以て二港丈は殘し度段頻に懇訴仕叡慮を遵奉不仕祖先之掟を破壊仕候事是其罪一也當春延



議肥後守守護職不可然とて越前家へ被仰付候に付ては殆進退差迫り遷延罷在候内處々請謁又其職を得窮困之餘市井之無頼を致集壬生に爲屯且家隸に其祿米を宛行不申哉市井横行僅に過ち有之候得ば直ちに其家産を沒收し或は夜陰辻切持參物を爲奪取洛中洛外を擾亂仕候是其罪一也其尤甚敷に至候ては去月五日の夜遽に兵勢を繰出し藩邸を取圍み且旅宿等に押入多人數殺害縛收所在家財衣服等迄盜取尙又同月二十七日何故共不知劍戟旗旌相用遽に參内乘輿を御玄關へ平附九闕を以て身圍と爲す手段無法無禮朝憲を不憚幕法を不守次第普天率土驚愕憤怒之至に不堪候其惡虐暴戾之形勢に相顯候大なるもの大凡如此に御座候得ば其小なるものに至ては筆紙に難盡況んや其心術朝廷を蔑視仕候事は藤原信賴木曾義仲にも相越候畢竟彼様之者重き御役儀を冒候故攘夷の叡慮も恤民の思召も貫徹不仕而已ならず天下大亂之本皇國必滅之秋に御座候微臣等主人并三條殿以下御寛宥被仰付攘夷之御國是速に相立候儀天地鬼神に誓ひ哀訴歎願申出候處曾以御採用不被仰出是亦肥後守所爲を以既に時日を経終に浮浪煽亂

の像を誣讒し干戈内亂之禍を不顧列藩を欺き廟議を奉促剩無勿體も鳳輦を搖動し奉らんと迄姦謀相巧候段最早天下萬民之爲に其儘難相置陛下祖宗之御爲に誅伐不仕候ては不相叶儀に付肥後守儀於闕下討伐相加候間速に九闕内御追拂洛外へ引退候様被仰付尙赫然宸怒天誅之勅詔速に被仰出被下候様奉願候暫時輦轂之下騷擾仕候儀可有之深奉恐入候得共其段は不得止義に付御宥免被仰付候様奉願候微臣等不堪恐懼屏居懇祈誠禱之至萬死泣血謹奉仕候長防浪士中

右の問罪書にして、福原益田等諸人の手に出でたらんには、福原等が事理に暗き、今更論を費すの要なし、

福原が舉動を察するに、其勅詔を奉ずるの意なきこと判然たるを以て、退去時刻経過を期として追討の事に決し守衛總督慶喜卿に勅して、速に違勅の徒を剿討すべしと、依りて總督諸藩に之を令す、

長州藩士頃日出願有之趣に候へ共多人數兵器を携へて屯集し穩ならず候に付早々引拂ひ福原越後少人數にて伏見へ罷在出願の儀は穩に其筋を経

長防追討の勅  
に依り總督慶  
喜卿の令並に  
部署



て寛大の御沙汰を相待候様朝廷の御趣意を以て説諭いたさせ候得共悔悟  
鎮静と相唱國司信濃益田右衛門介等引續き罷登り却て人數追々相増し再  
三願書差出し恐多くも去る八月以後の御處置は實の叡慮に無之など申立  
て兵威を假り遮りて嘆願罷在候條朝廷を却し奉り候所業不届至極に付屯  
集罷在候長藩のもの征伐の儀天朝より被仰出候就ては長防二國の動搖も  
計り難く候間押への儀屹度相心得以後罷登候者は勿論國許に於ても如何  
之所爲有之ば速に人數差向け誅戮可致候但時宜見計ひ主人々々出張口よ  
り可攻入事

既にして左の如く部署を定めて諸藩に令す

伏見

一ノ先

戸田采女正氏彬朝臣

病氣に付  
重臣名代

大垣藩

二ノ先

井伊掃部頭直憲朝臣

彦根藩

但掃部頭は禁闕を守るべし且桃山は井伊家にて只今より取布べし

二ノ見

松平肥後守容保朝臣

會津藩

松平越中守定敬朝臣

桑名藩

但職柄に付方面の諸軍を令し進退を司るべし

伏見長州屋敷へ入る

蒔田相模守廣孝

京見廻  
組組頭

備中淺尾藩

監軍

御目附 某

但二ノ見に在りて諸軍に令を傳ふべし

遊兵

有馬遠江守道純朝臣

越前丸岡藩

小笠原大膳太夫忠幹朝臣

小倉藩

但伏見勝利の後戸田有馬小笠原の三手地形をしめて爰  
に備へ其餘山崎の奇兵たるべし

八幡

松平伯耆守宗秀朝臣

丹後宮津藩

但事發せざる前には八幡山取布事肝要也

山崎

先手

柳澤甲斐守保申

郡山藩



二ノ見

藤堂和泉守高猷朝臣

津藩

但藤堂は八幡も心得べし

東寺

一橋中納言慶喜卿

警衛

會津兵

監軍

御目附 某

奇兵

細川越中守慶順朝臣

熊本藩

有馬中務太夫慶頼朝臣

久留米藩

天龍寺

右一ノ先

島津修理太夫茂久朝臣

薩摩藩

右二ノ先

本多主膳正康穰

近江膳所藩

右二ノ見

松平越前守茂昭朝臣

越前藩

左一ノ先

大久保加賀守忠禮

小田原藩

左二ノ見

松平隱岐守勝成朝臣

豫州松山藩

洞ヶ峠

九鬼大隅守隆都

丹波綾部藩

織田山城守信氏

丹波栢原藩

坂本

枋木近江守綱張

丹波福知山藩

伏見土州屋敷

山内土佐守豊範朝臣

土佐藩

市中廻り

市橋下總守長和

近江仁正寺藩

長州對州屋敷押

前田筑前守慶寧朝臣名代重役

加賀世子

監軍

御目附 某

遊兵

但二ノ見に在りて方面の諸軍へ令を傳ふ可し

丹波篠山藩

縮り役

青山因幡守忠敏

加賀世子

豊後橋

但三條邊に在りて機に應じ應援すべし

越前鯖江藩

間部元治

小出伊勢守英尙

丹波園部藩

但宇治橋も心得べし

八三



|                               |           |       |
|-------------------------------|-----------|-------|
| 老ヶ坂                           | 松平豊前守信篤朝臣 | 丹波龜山藩 |
| 下加茂                           | 仙石讚岐守久利   | 但馬出石藩 |
| 上加茂                           | 池田相模守慶徳朝臣 | 因幡藩   |
| 鷹ヶ峯                           | 池田備前守茂政朝臣 | 備前藩   |
| <small>上加茂より<br/>川側手前</small> | 尾州勢       |       |

右之部署中、對州の邸に抑を置きたるは、此藩は其方向未だ知り難きによりし事と見えたり、

朝議彌征討に決するや、因州藩のみならず、他の藩士にして長州に同情を表するもの之を長州人に報ず、長州人には其目指す所我藩なれば、坐して征討を受くるに於ては、他の藩人も止むを得ず、勅令に従ひ、長人を敵となす可きも、今逆か寄して禁闕に迫り、會津兵にのみ戰を挑まんには、他藩は兩端顧望して動かざらん、然らば一舉して會津を破り、至尊を擁し奉りて天下に令せば、宿望を達する掌中にありとなし、兵を部署する事次の如し、福原越後が率ゐたる伏見邸の人数をば本街道より之を進め、河原町なる長邸に潜伏せる長人并に浪人輩

と合し、鷹司邸裏門より入りて凝華洞正面に出るものとし、又益田右衛門介が率ゐたる長藩士并に浪人組をば、福原と同時に鷹司邸に集合せしむるものとし、又嵯峨天龍寺なる國司信濃が率ゐたる長州兵は、兒玉小民部、來島又兵衛之に隨伴し、三手に分れて中立賣、蛤、下立賣の三門より御所に突入するものとし、又若干名の銃手を精選し、長人に同意なる公卿日野勸修寺、石山等の邸内に埋伏し、我公が唐門より參内せらるゝを狙撃せんが爲め、堀裏に足塲を設けて埋伏せしめたり、後に我公は建春門北穴門より參内せられたるに依り、此謀計は水泡に歸せり、十八日の夜國司信濃は其部下に左の部署の令を發せり、福原益田も亦同様の令を發せしならん、

國賊肥後守爲討取今夜子刻御花畑○凝華洞宿所へ押入申候に付、信濃は中立賣兒玉小民部は下立賣邊森鬼太郎○來島又兵衛は出水通行軍九門に入込戰略可爲肝要候乍併敵は肥後守而已之事に付、列藩の内成丈け不及取合様可致旨申説候上無理に指揮候へば無餘儀相戰可申候第一御所内の事に候得共、賊を討洩候ては不相濟候得ば大砲小銃打方を用候様可仕候事越前藩人の拾得する所に係る



是時我藩兵の京地に在る、昨年八月以來二陣凡て八隊にして、外に公の親兵等を合せ總數大凡千五百人内外とす、内一陣即ち四隊の兵大砲打手并に新選組をば、向きに家老神保利孝に與へ、竹田街道なる九條河原に陣して伏見長人に備ふ、殘一陣の兵中陣將内藤信節は唐門前を守り、番頭一瀬隆智、山内藏人各一隊を率ゐて蛤門を守衛す、又番頭生駒直道は一隊の兵を以て、黒谷の本營に留守せり、是夜○十八深更に及び長兵或は逆寄せんとするの報を得たるを以て、警戒して益守りを嚴にす、是時諸門各藩の受持は、寺町門は肥後、界町門は越前、下立賣門は藤堂、蛤門は我藩、中立賣門は筑前、乾門は薩摩、今出川門は久留米、清和院門は土佐、石薬師門は阿波とし、又禁門は南門は一橋、建春門○俗に日の御門と云ふは紀州、唐門は我藩、清所門は桑名藩とす、こは重なる守衛兵を掲げたるものにて、各門に他の藩士ありて之に應援せり、

戦端を開く

十八日夜亥の刻、福原越後は兵五百許を率ゐて伏見を發す、聲言して天龍寺屯集の藩兵俄に變を生ずるにより、鎮撫の爲め入京すと進みて直達橋を過ぐ、大垣藩の兵之を守るもの豫め路傍に埋伏し、俄に起ちて之を砲撃す、賊兵狼狽し

て退くこと數丁、越後等兵を叱咤し備を立て直して進む、大垣兵大砲數發を發して之を撃つ、いと浮足立ちたる賊兵、何條之を支へ得べき總崩れとなり大敗し、越後は僅に身を以て免かれ、遂に師に會する事を得ず、彦根兵伏見を守るもの、火を長邸に放ちて砲撃す、賊兵今は伏見にもたまり得ず、大坂を指して奔逃す、稻荷山の砲聲禁闕に達するや、朝廷左の勅書を授けて、我公を召す、

長州脱藩士等舉動頗る差迫既に開兵端の由相聞ゆ速に總督以下在京諸藩兵等盡力征伐彌可輝朝權事

時既に曉天、砲聲蛤門の方に聞ゆ、公參内せんとす、會久太小森一貫傳奏衆の旨を受けて馳せ來り、建春門より參内すべきを告ぐ、公乃ち病を勉め駕籠にて擬華洞を出で、建春門北穴門にて駕を下り、左右に扶擁せられ、承明門禁闕南門内にて紫宸殿前の門也、前を過ぎ平唐門唐門を入り右に行き、神嘉殿に至る間の門也、内假屋に至る、定敬朝臣先づ在り、大原重德卿我公を迎へ、病惱を勞はり手を執り扶けて殿上に進ましむ、乃ち殿下に就いて天機を候す、時に國司信濃は夜半に嗟峨を出で、天龍寺屯集兵の一部を率ゐて、其一手は中立賣門の筑前兵を撃ち、之を破り門内に闖入す、又其一



手は中立賣門の南なる烏丸邸の裡門より邸内に闖入し、夫より日野邸の正門を押し開き、唐門前に守衛せる我藩内藤信節の兵を砲撃す。是より先唐門前に麿集せる諸藩の守兵、新在家に於て砲聲起るや悉く北に免れ、今は只我内藤の一隊のみ門前を守衛せり。賊兵は日野邸なる塀裡に據り盛んに我兵を攻撃す。れ共我兵には地物の據るべきなし。砲發數刻硝薬も亦漸く盡く、我軍事奉行飯田重愼、甲長町野伊左衛門等、奮勵衆を鼓舞して槍を入れしむ。部下窪田伴治、率先槍を揮うて敵中に入り、數人を殪してこれに死す。飯河小膳、町野源之助等、繼進し槍を揮うて大に戰ふ。會ま薩摩の隊長某部下の兵を率ゐ、乾門より吶喊來り援く。賊兵遂に大に敗れ、日野邸に入り烏丸邸より烏丸通に免れ出づ。會ま相國寺の薩邸より出會せる薩兵、烏丸通の北より來りて之を撃ち、筑前兵は中立賣門内より之に應ず。敗餘の賊兵、争てか新銳の薩兵に當り得べき、ひた崩れに崩れて散亂せり。信濃僅に身を以て免る。

儲嵯峨兵の一部なる兒玉、來島の率ゐたる賊兵、烏丸通蛤門と下立賣門との間に集合し、公卿八條邸の南なる塀柵を破りて闖入し、新在家を北に登り、我蛤門

守衛兵に砲撃す。我隊長一瀬傳五郎等士卒を督して之と戰ふ。始め我衛兵等は敵の門外より來るを想像し、大砲二門を門外に引出し、烏丸通より東し蛤門を攻むるに備ふ。然るに賊兵は新在家より攻め來るにより、俄に大砲を門内に引き入れ、南に向ひて砲撃す。賊兵遂に當り得ず。公卿石山邸に入りて我兵を砲撃す。○石山邸には前夜より賊兵潜伏したり云ふ我兵之と戰ひ死傷甚だ多し。來島等衆を鼓舞して奮勵せしむ。れ共振はず。尋いで桑名の兵來り援く。共に進で來島を仆す。賊衆遂に瓦解して走る。是日の戰最も激戰なりしは蛤門の戰とす。故に是日の戰を世稱して蛤門の戰と云ふ。

是より先我江戸の重臣等京地に變あるを慮り、一隊の兵を編制し、井深重義をして之を率ゐて西上せしむ。是朝○七月黒谷に達す。留主の重臣井深隊を以て黒谷の守備に充て、先に留守せる生駒直道の隊を派して、我藩兵蛤門を守る者を援けしむ。直道界町門より入り、凝華洞前に屯集す。偕も益田右衛門介は十八日の夜、眞木和泉寺、島忠三郎、入江九市等を鷹司邸に潜伏せしめ、十九日伏見の兵河原町藩邸の諸兵と合して、禁内に攻め入らんとし、益田は小兵を以て山崎



に留まし、餘は悉く鷹司邸に集合せしむ。然るに伏見の兵は脆くも大垣兵の爲めに破られて之れに會せず、唯河原町なる藩邸より小兵の會し來れるのみ、賊兵鷹司邸の塀に據り、横に界町門を守れる。越前兵を撃つ、露出せる越前兵は塀裡に據れる賊兵の爲めに撃ち破られ、北をさして引き退く。尋いで彦根桑名の兵來り援くれ共、賊兵鷹司邸を固守して容易に退くの色なし、我生駒隊は西院參町より迂廻して裏門より九條邸に入る。凝華洞には當時の巨砲たる十五ドエム一門を備ふ、我大砲打手等之れを西殿町なる加陽殿の前に布き、生駒隊に約し鷹司邸西北の角を砲撃し、塀の壞崩するを合圖に、生駒隊は九條邸を開きて鷹司邸を破り、邸内に闖入し、大砲打手は壞崩せる西北角より攻め入らんと、即ち十五ドエム砲を放つこと數發にして塀果して破る。九條邸内の我兵邸門を開き鷹司邸に迫る、我甲士渡邊孫右衛門扉を撃破し、野村秀次郎等門内に進入して門内より扉を開く、我衆盡く邸内に進入す、大砲打手等亦同時に邸内に闖入す、賊狼狽して走る、時に薩摩越前桑名兵又來り援く、會ま鷹司邸火起る、賊將久坂義助、寺島忠三郎、入江九市等免る可からざるを知り、屠腹して死し、眞木

和泉は負傷し、殘兵を率ゐる鷹司邸の南裏門より免る、始め九條河原に屯集したる我兵夜半に稻荷山の砲聲を聞くや、陣將神保利孝は部下長坂光昭の一隊と新選組とを派遣して稻荷山に至らしむるに、戰既に終りて敵の隻騎を見ず、依りて九條河原に歸れば、北方に當り砲聲雷の如し、馳せて北上し、蛤門に至れば戰既に終る、神保の部下加須屋の一隊は稻荷山の砲聲を聞き、陣將命じて桑名兵の一隊と共に伏見に至る、時に賊走りて斥影を見ず、唯彦根兵が長邸を放火するを見るのみ、神保の部下坂本隊、大砲隊は北方の砲聲を聞き、馳せて丸太橋通に來れば、鷹司邸内の戰酣なり、依りて彦根兵等と南裏門を圍み、眞木和泉等の突出兵を激撃して之を敗る、和泉僅かに身を以て免る、彦根兵淺尾兵等追撃して斬獲頗る多しと云ふ、先に中立賣に於て、薩兵の爲めに破られたる賊の殘兵商家に隠る、薩兵直ちに火を放ちて之を撃つ、會ま烈風炎焰諸所に飛散し、鷹司邸の火と合し、西は堀川に至り、南は九條野に至る迄、殆んど洛中を焼き盡す、是日長兵諸門の砲撃頗る猛烈にして、飛丸内垣に雨注す、殿上舉りて戰慄す、我公所司代定敬朝臣と共に玉座を守護し奉らんと、小御所廊下に進むに慶喜卿



出で來り、予出で、諸兵を指揮せん君等入りて玉座を守護し奉れど、因りて二人常御殿廊下に進む、二條殿下時に我公を進めて御前の縁に候せしむ、既に侍從警蹕して我公定敬朝臣の家臣等を退けしめ、殿上正面の障子を聞く、二人稽首肅拜す、聖上畏くも親しく慰勞の詔を賜ふ、依りて我公殿下に向ひ、謹んで本日の騷擾宸襟を驚し奉れるもの已むを得ざるを奏し、且戰勢一時猖獗と雖も、これを掃蕩せん事數時を出でず、希くは毫も天意を勞するとなからんことをと、聖上詔して之を然りとす、茲に於て車駕遷御の私議忽ち寢み、殿上の人人心始て定まる、我公乃ち定敬朝臣と共に、小御所庭上に席を設けて宿衛す、傳議兩奏衆其他の諸公卿屢々就いて事を議す、既にして鷹司邸の火起る、堂上人々狼狽して界町門の官軍敗れて、賊兵凝華洞に放火せしならんと大に狼狽す、我公之に語りて火如し凝華洞ならんには洞内の家屋新築なるを以て其烟白かるべきに其黒きを以て見れば、必ず凝華にあらずして鷹司邸ならん勝報を得る近きにありと、衆心漸く安し、須臾にして果して賊兵退却の報至る、先きに總督の殿上を出るや、建春門内にて我公用人手代木勝任を見、慶徳、○因幡侯慶喜卿の

實兄なり、茂政卿の實弟なり、の二朝臣は我同胞なりと雖も、其藩士に至りては情測るべからず、故に我出で、諸兵を指揮すべし、唯恐る禁中の驚動殊に甚し、萬一車駕他に遷幸あらば大幸これより去らん、疾く汝禁内に入り、此意を中將に告げよと、勝任馳せてこれを公に報ず、而して聖上御言動泰然として平素に異ならず、砲聲鯨波も殆ど鳥聲過耳の如し、殿上之に依りて始めて肅然たり、晚に及び總督以下諸藩に左の勅を賜はり、戰功を賞す、

鳳闕之下不慮亂擾之處一同出勢、抽丹精候段、叡慮不斜、太儀に思召候事

我公又大坂城代松平信古朝臣に檄して、長兵追討の勅旨を傳令す、

長州人妄りに押入候に付、御所より追討候様被仰出候間、若在坂之者は無二念可被打留候、登坂之者は攝海にて可被打留候

此役我兵死傷合せて五十餘名、後日これを賞恤する差あり、

是日六角の獄舎に於て三條家の臣丹羽出雲、平野次郎、長尾郁三郎其他浮浪の徒等三十餘人、破獄を企てしと云ふを以て、盡く斬に處せらる、抑も此等の徒は、其跡惡むべきも、其志に於ては決して惡むべきにあらず、況んや其罪未だ判然



せざるをや、然るに三十餘人盡く破獄を企つべくもあらず、蓋し獄吏が誣ひて破獄となしたるに過ぎざるなり、我公後之を聞いて大に憂へ、嚴しく町奉行等を戒飭せられしと云ふ、

二十日薩摩兵嵯峨天龍寺に向ふ、二賊既に逃れ去り僅に輕卒一人を捕ふ、會ま敵の遺留する所の硝薬火を發し、轟然爆發寺塔悉く災す、我藩神保利孝の隊及び大砲隊新選組等山崎天王山に向ひ、二十一日の曉天山麓より進撃す、賊山嶺に據り應戰數刻既にして賊營火起る、我兵争ひ登れば、賊將眞木和泉を始め悉く自盡す、伏戸二十餘焦爛するもの多し、我兵乃ち大砲二門、器械彈藥等を收めて旋る、始め勅命ありて長兵に退去を命せらるゝや、長の三將並に久坂寺島入江等は、大兵入京を待つも、到底期に至らずして追討の命あるべきを見稍退兵するの意あり、然るに眞木和泉等浮浪の徒は、是れを以て幕府を恐るゝものとなし、慶喜卿が百方慰諭して退兵せしめんとするは、畢竟兵力に於て長兵に抗すべからざるを覺れるに外ならず、故に幕府並に會薩等の恐るゝに足らざるは火を暗るよりも炳なり、今斯る千載一遇の時期に際し、何條退兵することの

あるべきや、雌雄を一戰に決し、宿望を達するは是時なりと論じける、斯る時には勇壯なる論の勢力を得るは常なる事なれば、眞木等の論の遂に實行せられ一戰となれるものゝ如し、然るに眞木が天王山に免れ來るや、久坂寺島入江等は既に戰死し、長の三將は既に西奔す、眞木前言を顧み遂に自殺せりと云ふ、然れども長藩の兵一人も爰に死するものなし、尋いで長門藩並に其末藩の大坂邸を毀ち、米四萬八千俵を收めて旋る、後ち幕府これを京師罹災の人民に賑給す、

二十三日長門藩兵不臣の所行たる、其主毛利慶親卿父子の命令に出でたるの證左明確なるを以て、朝廷左の勅令を布く、

松平大膳太夫儀兼而禁入京候處陪臣福原越後を以て名は歎願に託し其實強訴國司信濃益田右衛門介等追々差出候に付寛大之仁恕を以て雖扱之更に悔悟之意なく言を左右に寄せ不容易趣意を含み既に自ら兵端を開き對禁闕發砲候條其罪不輕加之父子黒印之軍令狀授國司信濃由全軍謀顯然候旁長防へ押寄速に追討可有之事



尋いで慶親卿父子の官位を褫ふ、是日朝廷有栖川宮及び鷹司前關白輔熙公、大炊御門大納言家信卿、正親町大納言實德卿、中山前大納言忠能卿、日野大納言資宗卿、橋本中納言實麗卿以下公卿十餘人の參朝を停む、是れ先に長藩兵の入京を許さんことを主張し、又は他に長門藩を曲庇したるを以てなり、是時に當り、公武一和不拔の基礎を造らんとせば、戰勝の餘威に乘じ、將軍家自ら進發して征長の任に當り、一舉して長防を破り、既に傾きたる幕威を張るに如くはなしと、我公建議書を關東の閣老に送る、其書に云く、

一 翰致拜呈候殘暑未退候得共、天氣益御麗敷被遊御座候間、御降心可被成候將軍様益御機嫌克被遊御座候半、珍重奉賀候各位様にも、愈御清適御勤仕珍重奉賀候過日使者、差下候間、委詳御聞取被下候半、長藩之逆意は今日に相始候事にも無之候得ども、直様禁闕に發砲致候半とは、實に意外之舉動に而恐多くも、主上は常御殿に被爲成神器も昇出し候計に致し、玉座殆と御遷に相成候半事數度に及公卿後宮等供奉之用意を致し、宮中之鳴動雷の如く、形情筆紙難盡候右は十九日に御座候所廿日夜怪敷者宮中に入込候とか申又々

動搖致し此時に主上には紫宸殿に出御被遊三器も昇出す計り外よりは御警衛之者共入込混雜申迄も無之漸之事にて鎮靜に相成候右等に就いても一橋殿始役々之盡力不一と方事に御座候楮又諸手差向候處嗟峨は一人も殘無之薩州之手にて焼拂候山崎は少々殘黨も有之砲戰致し候へども家來共にて乗取候伏見は井伊戸田等にて打留焼拂八幡は前日より殘黨無之候大坂も追々之注進落人打取召捕等不少屋敷内には一人も無之引拂西宮兵庫邊長人落行之模様追々申來候長門守には備後鞆津迄出候由に御座候此上は九門内外を始大坂兵庫明石等夫々備を設け西海並に山陰山陽南海之二十三國に命じ押申付候處今日追討之御繪旨も出候間諸手相揃進候計に御座候就而も先達而中より申進候通御無人に而は何とも行兼候間力量有之候者は破格に御擢用御役被免候者も夫々所長を以御用に相成右等御召連に而直様御上洛萬端御指揮被遊候は、中興之御功業指日而成就致候事と奉存候諸手監軍等其人に無之候而は御威光何とも振起不仕候間此段御熟察可被下候右申進度早々如此御座候以上 七月廿三日



追啓時下御自愛奉祈候一橋殿始小子等何れも御所内に於て廊下坏拜借  
 今に詰居候何れも無異に御座候間乍憚御休意可被下候  
 別啓再三申進候得共無人に而は何とも致方無之候間大和守周防守等始  
 杉浦兵庫頭大久保豊後守岩田半太郎等大小監察御使番等復職被仰付候  
 様仕度此節柄互に私意を去り公義に趣候様御處置無之候而は不相成右  
 は一橋殿へも篤と申上候上申進候間急速御伺之上御取計御座候様云々  
 二十四日朝廷京中漸く鎮靜に歸せるを以て、總督守護職老中○稻葉正邦朝臣所司代  
 の宿衛を免す更に二人隔日を以て宿衛せしむ依りて我公翌日凝華洞の假營  
 に移る尋いで總督老中所司代の宿衛を免じ、猶兵士をして禁門を守らしむ、  
 三十日朝廷我兵連日宿衛の勞を犒ひ饌を賜ふ、  
 是頃我公天下の大勢を察するに、親藩譜代の諸藩の外、諸藩中薩摩藩の内心に  
 至りては容易に信を置く可からざるにせよ、公武一和は久光朝臣の宿論なれ  
 ば幕府にして今後失體なからんには、先づ與黨と見做し得可し、土佐仙臺肥後  
 筑前久留米の五藩は、一和論の士人藩政に當るを以て、是れまた憂ふるに足ら

ざるべし、只藝州因州備州加州のみ長州の説に傾くが如くなるも今戦勝の勢  
 に乗じ、一擧して長州を挫かば、藝因等の諸藩素より與みし易し、是の期失ふべ  
 からず、然るに我公病益重く、徳川慶勝卿も未だ出京なし、親藩中共に謀る可き  
 もの只慶永卿あるのみ、慶永卿の京都守護職を免せらるゝや、其家臣中往々之  
 を以て、越前家に侮辱を加へたるものとなし、慶永卿が隠居の身を以て、邪心な  
 る事をし、い出して恥を受け、財力を費すに慊焉たらざるものあり、慶永卿も亦  
 平ならず、藩土に籠居して國事に意なきものゝ如し、慶永卿は識あれ共斷なく、  
 智ありて勇なし、永く共に爲すあるの人にあらざれ共、之を外にしては其人を  
 得べきにあらず、依りて慶喜卿に謀り、之が出京を促せり、慶喜卿は目付戸川鉾  
 三郎、我公は手代木勝任を福井に遣す、其書に云く、

一朶呈上仕候秋暑今以甚敷御座候處彌御安寧奉賀候然者貴君此程は少々  
 御不快之由拜承如何被成候哉御案事申上候猶委細相伺度奉存候借此度長  
 州藩士恐多くも犯禁闕逆跡言語同斷に御座候即御家來界町之烈戰感佩仕  
 候然處官賊之名義愈一定直様防長追討之御綸旨を下給り天下皆之に赴候



此上之一舉治亂之機間に候處殘憾至極に御座候得とも御家門御譜代等人物に乏敷政府之御威光甚無覺束萬目偏に公に屬候間御所勞中何とも御煩勞に御座候得共爲皇國爲徳川御家至急に御命駕被成度於小子奉懇願候仍而家臣手代木直右衛門差出候間委詳は同人より御聞取被下候様奉希候右申上度如斯御座候○七月廿七日

勝任に慶永卿の附せられたる返書に云く、

貴翰拜閱仕候如尊諭秋暑甚敷候處先以愈御壯剛御奉職欣賀之至御座候儲此度長藩暴發奉犯禁掖候逆罪言語同斷之次第共逐一傳承不堪恐惶候其節も不相變御忠節共に御豫備も御行届其上御藩臣其所々苦戰義勇を勵し賊魁も御手に死候趣天下之御名譽不過之感憤之至奉存候右に付而は官賊之名義一定長賊追討之降勅に而此上之一舉治亂之機間に候處御家門御譜代等人物に乏敷政府之御威望も如何にも御殘憾之旨御同意千萬奉存候右故小生上京參謀も可仕旨態々御家臣直右衛門御指下し委細被仰下候趣逐一拜承仕候則一橋殿よりも戸川監察被差下被申達候趣とも御同様之儀に而

身に取り家に取り本懐之至に候得共唯々不堪重任何とも當惑至極仕申候右に付一橋公へ御請之次第も有之委細直右衛門へ家來共より申聞候間御聞取被下候様仕度奉存候賤恙之儀御懇尋被下奉萬謝候先日來瘡疾相煩居候得共此頃は追々輕少相成不日全癒可仕別而秋暑に逢旁難儀罷在候右裁

答如此御座候頓首三〇八月三日

再暢賢兄にも永々御不快之趣甚懸念罷在候處追々御快然之御模様爲天下可賀之至に候此節不一と方賢勞不堪恐察候時下御自愛專一奉存候又云直右衛門呼出面晤可及之處一昨日戸川應接其後瘡疾起昨日は大に疲れ候早々不本意に候得共不能面盡御海恕奉希候

慶永卿遂に立たず

八月二日當時在京の老中阿部正外朝臣に説き東下して上洛を促さしむ此時家臣野村直臣廣澤安任に命じて正外朝臣に附行し將軍家の上洛を謀らしむ八月三日總督感狀を薩摩越前桑名彦根大垣及び我藩等に贈りて去月十九日以來の戦功を賞す



四日幕府曩に我藩士の京中不逞の徒を追捕せるを賞して、金千兩を賜ふ、  
五日征長の勅諭江戸に達す、依りて旨を守護職所司代に下す如左、

長防征伐之儀諸家へも被仰付候得共猶引續き御進發も可被遊旨被仰出候  
依ては銘々彌忠勤を勵み御主意之趣厚く相心得候様可致旨被仰出候

十三日幕府薩摩肥後安藝久留米土佐彦根等三十餘藩に命じて、征長を部署し、  
徳川茂承卿を以て、征長總督となす、尋いでこれを罷め、徳川慶勝卿を以て之に  
代ふ、始め朝廷の内議慶喜卿を征長軍の總督とし、慶永卿を之が副たらしむる  
に内定せしに、關東に於て別に任命したるを以て、長州處分等百事御委任の事  
になりたるを以て、内議は遂に實行に至らず、  
幕府我公の功を賞して、左の感狀を與ふ、

松平大膳太夫家來共入京迫禁闕砲發反亂妨候節其方早速參内御守護相勤  
家來共及烈戰兼而御委任之新選組にも速に出張多人數打取候段巨細達御  
聽候處常々申付方宜一同勵忠勤候段無比類働神妙思召候此段可申聞旨上  
意に候事、

阿部正外朝臣の東下するや、其目的とする所は全く將軍家の上洛にあり、然る  
に其後何等の報する所もなく、又隨行せる家臣等には老中の人々未だ謁見を  
も許さず、今日猶豫すべきにあらざるを以て、此月十九日幕府の監察に小出五  
郎左衛門に柴太一郎と桑藩の森彌一左衛門を附し、大坂より海路東下せしめ、  
左の書を關東の閣老に送る、

一書拜啓仕候追日秋涼相催候處天朝益御安全於御地も上々様倍御機嫌克  
被遊御座恐悅至極奉存候次に各様彌御安健可被成御勤奉恐賀候然者長州  
御征伐諸藩江被仰付引續御進發被遊候旨被仰出一統踴躍奮興罷在實に千  
載一時不可再得之好機會に御座候間何卒一刻も早々御進發被爲遊候様奉  
仰望候萬一御遅延に相成候様に而は討手之諸藩に於ても自然氣勢相弛み  
顧慮傍觀之念生候哉も難計兵は拙速を貴とも有之吳々も急速御進發御座  
候様奉存候儲本月五日より夷人共長州江砲戰に及候由仍而は長州御處置  
振議論も色々に御座候處何れも夷人共是非戰相止候而急に引取候様説得  
被仰付可然筋と一橋殿始評議相決既に於朝廷も尤と御聞濟にも相成肥薩



土州久留米等外藩之向よりも不打置説得急に引取候様於幕府御處置無之候而は議論紛々相生可申との建言も有之直様引取候様一橋殿より御差圖有之可然義と存候得共元來横濱出帆之砌御應接之次第も不相分前後不都合之應接に成行候而は外國に對し候事にも有之御取戻しも難相成少々手後に相成候とも其御表より速に引取候様使節被遣候様致し度委細之儀は一橋殿より小出五郎左衛門被差遣候得共猶又家來へ申含差下候間當地之事情御尋御座候様奉存候十八日十九日

柴太一郎が東下の後書を其同役に送りて關係の事情を報ずるものあり頗る其形勢を知るに足る其書に云く、

着後御模様相伺候處御地とは一體氣候違居兎角因循沙汰之限に而第一御進發夫々御手配有之御様子には御座候得とも未だ御發途之御日限等も不定急には御六ヶ敷勢に御座候來月中旬御旗本行軍御上覽被仰出候右御覽後之事に候得ば來月末歟十月始に可相成とも申候又此度は前廣御日限等は不被仰出臨時御進發と申に相成候儀に而右之行軍御上覽に

は御合も有之様との風評も御座候いづれ急には御運びには不相成形勢に御座候

一御總督之儀老公勝公慶より御詫被仰上候其趣意總督之儀は至極重任に候處不肖儀殊に所勞に而不行届義關原大坂神君御親征之例を以御進發被遊候は、譬へ病中ながらも押而出陣幕下に附盡力可仕候間總督之名義は御免被下候様被仰立候由右に付彦三郎尾張藩土野彦三郎出府致候然るに是非々々御請被成候様との事に而も御許容無之趣に而彦三郎歸國致申候仍而好機會故橋公に被成替候様と頻に周旋致居候得共御同公爰許に而存外御疑被居候振合に而中々御冰解に至兼遺憾之事共に御座候

一長州襲來之外夷御説得之義は御趣意通に御處置に相成候由に御座候間御安堵被下度候儲此度出府仕見候處大壅蔽之極に相成居御役人御逢無之着後御城に而御目附衆に申上候迄に而未だ閣老方へ拜謁も不仕候左

兵衛野村直臣先生杯も同様未だ拜謁無之阿部様へ兩度御親類家三世正容公の室は阿部正武朝臣の息女なり又我五之譯を以御内々拜謁被致候世容頌公の室は阿部正允朝臣の息女なり



由小生共被差下候詮も無之候故左兵衛先生始森小寺〇共に桑名藩士森彌左衛門杯一同に閣老へ罷出迫而拜謁相願候而も委細は小出又は監察より聞届候儀に候迎御逢無之途には激論に及候得共御用多又は御所勞迎いつも空敷歸候次第不得止公用人に御模様相伺候處是又近頃は何も御洩無一切不存候由に而窃に伺候處近年言路御洞開之蔽近頃は猥に相成御威光にも相響折角御治定に相成候事も入説より相變じ却て御都合に不相成故藩士等へも御逢無之且廟堂之儀一切不洩様との御趣意に而御役人御申合之上實は御逢無之よし御目附様杯へ相願候而も御伺の上ならでは御面會無之振合に候猥りに御逢無之者至極御尤に御座候得共事柄に寄人に寄此度之御使などは御事柄餘事とも違野村先生始御逢無之と申は論を不得言語同斷之儀何とも憤怒に不堪仕合種々手を盡し右壅蔽より破却不仕候而は餘事之周旋も致方無之次第に而日々桑藩はじめ打寄誠に枝葉之事に而空敷日を送り居何とも歎息之至不及是非儀御推察可被下候此度阿部侯小出様御登りに相成候處其御用振すら相伺候事不

相成仕合御局中〇我藩御人少之處只空敷滯留致居候も恐入候間御同船相願歸京可仕とも存候へども右之通に而何分報命仕候様も無之候間最少し滯留御進發之日限に而も相分次第歸京仕候積に御座候

一廣澤事も小生着以前親對面として歸國一兩日中には出府と被考候

一其後御地之御模様は如何御座候哉嘸御心配共と遠察罷在候箇様に御處置御因循相成候而は折角諸藩憤發仕候處瓦解可仕と懸念罷在候尙此上諸君之御盡力爲國家奉願候〇八月廿八日

別啓今日御城へ罷出御勘定奉行小栗上野介様へ御逢申御進發之儀相伺候處御同人様には一々御同論之御様子に而被仰候は自分杯も是非此度は急に御進發に不相成候而は第一御職掌も不被爲立儀に而箇様に御遅緩相成居もし瓦解仕候得ば迎も御挽回之道者有之間敷義彼是存寄も申上候得ども近頃自分共にも閣老衆容易に御逢無之事に相成尤筋違之儀として御採用無之次第に候右御進發急に御運びに相成兼候には屹度云云有之事に而阿部公杯も大に御盡力も有之候様子に御座候得共爰許に



而は迎も被成方無之故御上京之上御名様○我公指すはじめ被仰談御一策被遊候御積に而之御上京と被察候旨被仰候に付右御差支之次第は如何様之御事哉と押而相伺候得共實に自分之愚察に候得ば委詳は不存とて決而不被仰聞小出様に相伺候御咄之内同様御進發急に御運びに相成兼候には大に次第有之事に而何程爰許に而盡力仕候而も右之病は去兼申候其次第只今申聞候而も無詮儀尤申聞兼候由候迎御口外無之委細は京師に而可相談との事に御座候○中略御兩人の御口氣をトし候に何歟閣老中御異論之御方に而も有之様被察申候右之通大小御目附衆抔へも容易に無之様子にて大分御不平之御方も有之隨分沸騰致居候事に覺申候右之次第共に而阿部様小出様にも爰元に而他之都合も有之御逢無之候とも其地にては御仔細も有之間敷候間委詳御同人様より御聞取可被下候○八月二十日夜

八月廿四日幕府勅により慶親卿父子の官位を褫ひ并に松平の稱號諱の一字を褫ふ

松平大膳大夫家來共迫禁闕發砲候條不恐天朝次第特に父子之軍令狀家來へ遣し候始末重々不届之至に付父子共官位并に御一字御稱號被召放候旨被仰出候此段爲心得向々へ可被達候爾後慶親自ら敬親と稱す

三十日朝廷更に左の勅を下して將軍家の上洛を促す、長防追討被仰出候に付大樹にも進發可有之旨至當之儀に被思召逐日支度有之彌進發とは被思召候得共自然及因循候而は人心にも差障候間早々上坂有之様に被遊度被仰出候事

是日池田筑後守等歐洲より歸航し、通商拒絶の議遂に就らざるを復命す、幕府其使命を果さざるを謹めて、職を褫ふ、此頃英佛兩國軍艦馬關を砲撃して去歲の事に報ゆ、長門藩應戦するも輒く敗らる、遂に辟易して、和を講ず、

九日朔日幕府元和大坂征討の例に倣ひ、將軍家親ら師を帥ひ征長せんとするを以て、是日令して文久二年以前の制に復し、諸侯各隔年に江戸に參觀し、且家



眷を再び江戸邸に置きて人質に擬す、然れ共朝廷許可なく、遂に實行に至らず、是時に於て參觀人質等の制度復舊を實行し能はざるは、上國の状況に通ずるもの誰か之を知らざるべき、然るに關東の有司輩一時過激黨の失敗を誤認し、幕威の舊に復したるものとなし、此行ふ可からざる法令を分布するに至る、我公曩に病を勉めて凝華洞に宿衛せし以來日夜神身を勞する事多々なるに、七月十九日以降或は徹宵すること數夜、或は庭上に露營する等頗る勞苦を極む、故を以て事變鎮定するに及びて、病頓みに重きを加ふ、

九月二日殿下、家臣神保利孝を召し、主上には容保の病氣甚だ被爲掛叡慮、天下多事の今日、一日も早く全快の事被爲望候、依りて極内々にて煎藥菓子を賜ふ、越えて六日殿下又家臣を召し、主上内侍所に出御ありて、容保が疾病平癒を祈らせ賜ひ、其洗米を下賜せらる、但此事は極内々にすべしとなり、蓋し此事攝籙槐門に於てすら、古來稀有の殊恩たり、況んや武門に於てをや、眞に千古未曾有の恩遇なり、

五日聖上、我公が七月十九日の戦功を叡感あり、左の勅賞を垂れ、御劔一口○赤銅鳩

主上我公の平  
慮を祈らせ賜  
ふ

丸金桐御紋鞘梨子地を賜ふ、

今度長藩之士及暴舉候處速に出張凶徒を追退段叡感不斜候依之御劔一腰賜之候

別紙

度々宿衛家來共にも大儀に被思食候事

我在江戸の重臣書を同役に送りて、關東の情況を報す、

當九日御逢に相成候趣に付私○野村直臣并富次郎○廣澤安任才一○柏崎留守居桑名様

にて小寺秋山罷出候處伯耆守様○宗朝和泉守様○忠精朝臣御逢に相成候に付

委細是迄申上候御進發之儀始段々申上候處御尤と被仰聞候得共御心に入

候御様子に無之御式一通之御逢と被存候其節被仰聞候には二百年來泰

平打續武備弛候故簡易之御取調にても何分不果敢取然し軍裝御上覽○是

先幕府旗下の士にも相成候順序に相運候事故御進發期限は難申聞候得

共面々心に占ひ候は、大方相分り可申旨被仰聞候に付而は近寄候儀と被

存候尾州前様御總督之儀御請に不相成趣に付一橋様御相當之儀申上候へ



ば御選舉筋私共より申上候儀御腹立之様子に御座候處御名様○我公より被仰聞候儀機密と雖ども是迄申上來候次第申上候へば御落意に相成尙御評議も可有之旨被仰聞但尾州前様御病氣御模様依り京師迄は御出張可被遊趣委細は久太郎○小森京師へ申上候筈之旨○以上野村左兵衛○直申出御老中様より御名様江之御書御渡に相成候由に而差出候儲又一昨十一日大御目附衆より御呼出に付罷出候處京都御守護職重き御用向に付早打に而罷下候者中には公用人調役體之者罷下候哉に相聞其上御役宅へ罷出相伺甚不宜以來は公用人に限り可申右御用振に寄御逢等願候節は御役宅へ不罷出西丸へ罷出御逢願候は、早速御逢被成筈土井出羽守様京極越前守様御出座に而御口達有之此程御老中方野村左兵衛始御逢有之候處左兵衛儀日數相立候迄御逢無之何歎不快に存候様に而者不宜實に御用多不得止延引に相成候儀に候間不惡存候様可申聞旨をも被仰聞候○以上荒川登留守居○我江戸申出候右に付而は左兵衛儀此上逗留罷在候外に周旋方之見込無御座候間右御書持參罷登是迄之順序委細に申上候方可然哉○野村直

臣口之旨演說申出候處御上坂御促之義に付而は在京之諸藩よりも罷下り周旋致居候哉にも相聞候處御家に而不殘歸京致候形相聞候は、右罷下居候者之氣込も如何有之哉何れ御出馬之御模様不相濟内不殘相登候儀は然間敷候間御自分并才一儀相殘一同精力致秀次富次郎儀右御書持參早々出起罷登是迄之手續委細申上候様○以上我重申聞候○九月十四日十四日幕府特に守護職勤中毎月金一萬兩米二千俵を賜ひ費用に充てしむ、そも將軍家の進發するや否やは、幕府死活の關する所なるに老中の人々之を察せず、遷延日月を送り、我家臣の東下せるものに謁見を許さへ容易ならず、畢竟上國の形勢に疎く、征長進發の事を以て大事視せざるに坐せるのみ、我公深く之を憂へ九月十七日書を直に將軍家に奉り、其進發を促す、其書に云く、  
伏奉啓上候秋冷彌増候處益御機嫌克被遊御座候御儀拜承仕恐悅至極奉敬賀候然者過日長藩人恐多も不憚禁闕發砲仕不届至極言語に絶候儀に候處早速諸藩へ追討被仰付引續御進發可被遊旨被仰出候に付於天朝も深く御頼敷被思召候様奉伺一統にも難有奉存勇躍奮起罷在中興之御大業可被爲



立と大旱之雨久霖之晴を祈る思を成實千歳之一時不可失之好機會と御進發を奉仰望居候處今以御日限も不被仰出於天朝も甚御案思被遊候様奉伺一統にも疑惑致し氣勢弛み惰氣生候様見聞仕候昔唐國楚莊王は荆楚一國之重に而すら自國之使者敵國に而被殺候旨聞哉否投袂して素足丸こし丸にこし丸に而只一人驅出劍履車等は跡より漸追付參候位急速進發致候而攻圍候故難なく敵を討平げ致服從候増而堂々たる神州征夷之御職掌に被爲在餘多之大小名推戴羽翼候儀に而楚莊とは格別之御儀に御座候仰願は神祖之沐雨櫛風萬死一生嶮岨艱難飽迄被爲嘗候御事深厚御想像被遊創業開基之思召被爲在御一己様御方寸より勇斷御憤發被遊候は、不靡從者は一人も有之間敷奉存候將又御一己様へ御不敬仕候儀とも違禁闕へ發砲致候程之者爲御征伐御進發御遲緩に相成候而は天朝御尊崇筋へも相響折角一心一致奉翼戴踊躍奮起仕候諸藩追々瓦解可致中興之御大業如何可被爲在歟と杞憂仕罷在候當節柄自餘之事は暫く被差置只々一刻も早く御進發被遊上は被安窺慮下は一統之望に被爲叶速に御退治中興之御大業被爲

立候様仕度不顧不肖不憚忠諱寸忠不包言上仕候何卒深く御諒察被成下候様萬々奉願上候恐惶再拜謹白

奉再白候次第に秋冷相増候處爲皇國厚御自愛被遊被下候様奉願候私儀春來之長病今以平癒不仕不勤曠職罷在候身分に而御進發奉促候も恐縮至極に御座候へども皇國安危之機會難默止乍病中執事筆献芹仕候螻蟻之微忠御諒察被成下候様伏奉懇願候

奉三白候御進發御遲緩相成候に付爲可奉促肥後薩摩久留米桑名等之諸藩より夫々家臣出府爲仕候由に有之私よりも家臣差下御老中迄申遣置候處情實貫徹不致儀と相見え今以御日取も不被仰出病軀萬事行届兼胸中甚切迫仕候に付今般は御煩勞奉掛をも不憚御直に奉献言候幾重にも御垂仁御採用納被下置度奉歎願候

又在江戸重臣書を京師の重臣に送りて關東の形勢を報す

一御進發之儀追々御延引に相成居今に御比合等も不相分振合に而實に被爲失機會候而は御取戻にも不相成儀に付御主意を奉じ精々盡力致候様



野村左兵衛石澤民衛○我江戸守居へも吳々申聞置晝夜奔走致居候儀に候處  
 御憤發之御様子も著敷不相見段當惑之事に候既に此間久留米藩久徳與  
 十郎罷下候由に付薩州海江田武治○今の信義の熊本藩上村彦次郎等申合頻に  
 御果敢行之儀盡力致候由之處先達而より於御家左兵衛始餘り迫り候而  
 申上候儀閣老方尤御嫌ひに相成御城へ罷出大小監察へ申上候儀も何と  
 なくうるさく被存候様子追々相分候由右に付與十郎存寄申には尊藩被  
 仰立之趣至極尤とは御聞被成候而も公邊御事業不相運上より前段之通  
 御嫌ひ被成候に而可有之候間少々手を御引御見合被成度左候は拙者  
 共申合閣老方へ不激様天下公論を以て尊藩之御論へ應援可致候是非と  
 も御急被遊候様致度趣談事有之候由に付任其意暫時手を爲引居候儀に  
 候

一昨廿二日薩州岩下佐治右衛門○今の方平の早追に而上京致候由右之譯柄は元  
 御側御用御取次被相勤當時勤仕並大久保越中守殿心附に而京都表島津  
 備後様より之御口上を以而御進發御促之儀天障院様へ申上候は御同

方様には兼而御勢ひも被在候由に付京地之事情御吞込之上御沙汰出候  
 は御果敢行に可相成との策略之由機密に承り候由に候

一松平伊豆守○信古朝臣様御留守居閣老方之内へ罷出公用人を以伺候には吉

田○信古朝臣の居城御宿城之御調に付修復罷在候處十日未迄に無之候而は出来

兼候趣に御座候處右に而御差支は有御座間敷哉之旨申候へば公用人相  
 伺候上來月末迄に御出来に候は御氣遣有之間敷旨内密申候由右等を  
 以而も來月中には御六ヶ敷敷に被察候趣申出候

一京都織殿へ御進發御入用之御旗御注文に相成未だ出来不申候由

一久留米藩下村貞次郎儀御目附石野民部殿へ罷出密々相伺候には何れ御  
 進發近々に相成候由被申候由右石野殿は久留米末家之由に而被存候儀  
 は腹藏なく被相咄候方之由に候

右條々左兵衛申出候尙此先機會見合存分盡力致候様申聞候猶々此節公  
 邊御取計振先達而中と違諸藩周旋等之爲に御處置附候と申體に無之凡  
 而之機至極密し被置頓に被發候と申御振合に相成候處近頃異國より至



極堅牢なる軍艦御買入に相成未だ着船に不相成由右着にも相成候は、  
俄に海陸被轉御出帆なご、申御都合等に萬一相成間敷儀にも無之と被

察候由左兵衛申出候廿〇九月三日

二十二日幕府我公の名代安部攝津守を江戸城に召し、老中台命を傳へて、左の  
賞賜あり、

御上洛之節御用向格別心配取扱候に付被下之〇大和包清  
作刀一腰

山内豊信朝臣過激之徒が國家之大計を誤るを憂へ、土佐藩士中京地に在りて  
有害無益の暴論を主張するものに歸藩を命せしが、其徒等猶先非を悔悟せず、  
跋扈奮に倍するを怒り、是月五日安岡誓馬等二十餘人を斬り、武市半平、太平井  
收次郎等を幽し尋いで之を誅す、

十月朔日老中阿部豊後守、正外朝臣、二條殿下に入謁し、攝海防備の未だ整はざ  
るを説いて、暗に通商拒絶のなすべからざるを諷す、殿下怫然として、外船を攝  
海に入るゝも、將軍其職に堪ゆるとなすかと、正外朝臣語なし、殿下重ねて先に  
征長の勅を發して、將軍の上洛を促すと雖も、絶えて其消息なし、因りて不日更

に勅使を遣し、上洛を促すに決せり、正外朝臣愕然として、正外謹みて致命を奉  
ず、勅使東下の如きは敢而請ふにれを止めんことを、將軍上洛の事死を失つて、  
これを促さんと、殿下色解く、正外朝臣翌日京師を發して東歸す

曩に幕府徳川慶勝卿を以て征長總督となすや、卿城邑に在り、命を受くるも輒  
く發せず、既にして朝廷將軍家の上坂を促すに至るも、卿猶途に上らず、依りて  
我公九月二十六日家臣小森久太郎を名古屋に遣し、之を促すに及び稍く入京

すと雖も、亦西征の色なく、十月七日始めて先鋒諸藩の重臣等を其館智恩に招

き之を宴す、衆其緩漫を怒り直ちに辭し去り、更に肥後藩上田久兵衛、道家角左

衛門、久留米藩吉村武兵衛、安藝藩梶川虎藏等諸藩士〇薩摩肥後土佐久留米安

小田原を我藩士手代木勝任の許に會し、尾張藩士を招きて出征緩漫の事由を

詰り、征長總督の大任に膺りて、遲緩此の如くんば諸藩これより惰氣を生じ、人  
心解體して遂に不測の變を生ずるに至らん、且夫れ戰は機に投するにあり、此  
機一たび失せば、幕府の威權忽ち地に墜ち、瓦解土崩の亂境に陥らん事必せり、  
氏等之を如何となすと、尾張藩士等陳辯して、兵は國の大事萬一失措あらば、獨



り尾張一藩のみならず、延いて宗家の興廢に關す、故に百事完備を待ちて發せんとす、且つ先に幕府の旨を請ふ事數條、未だ其令に接せず、故に然りと、諸藩士之を駁して、先づ敵境に莅み機變を制するは、軍旅の常套なり、徒らに坐して事の完備を待つは、實に兵を知らざるなりと、尾藩士辭屈し、遂に十四日を以て大坂に至り、諸藩を部署するを約して去る、

我公屢家臣を東下せしめ、將軍進發の猶豫すべからざるを老中に説かしめたり、れ共、はか／＼しき返事さへなかりしに、漸く是月十一月十九日老中の人々、左の書を我が公に送る、

毛利大膳父子等之儀は素より朝敵御征伐御急務之事に付御所向へ被爲對候而も片時も御遅緩有之譯には無之は勿論之儀に候間速に御進發御征討可被遊思召に而既に右御用意等も夫々急速に被仰付御進發之儀に付而は決而御動は不被爲在事に候得ども尾張前大納言殿始追討之面々未だ一戰之合も無之候間右之面々攻掛之注進次第速に御進發可被遊思召に而猶此度別紙に申進候通前大納言殿始め夫々被仰出候に付右注進次第早速御進

發被遊候筈に候得共當節御地之形勢如何に候哉當地に而は大膳父子御處置振寬緩之御沙汰も可出哉之風聞諸藩にも有之右等一同甚心配致候上にも深く御心配被遊候儀に御座候前書之通注進次第速に御進發被遊候に付而も堂上方其外御所向面々之内猶彼に心を傾候歟其餘にも彼是如何之周旋等致候様之輩有之候而は一同人氣立候折柄一層混雜を生じ御所向御取締は勿論當節之場合猶更御一大事に、も有之不容易次第に候以後諸藩より何様之儀申出候とも關白殿を始堂上之面々等一同彌決心御所向に於而御不都合之御處置は決而無之と申儀を稔と御承知被爲在度最早右様之儀も有之間敷候得共もし大膳父子等寬緩之御所置等之説有之次第に至り右等の勅諭に而も萬一出候様に而は何分御處置も難相立其邊深く心配致候間御自分より其筋へ被仰立右様之儀は決而無之と申儀御所向より稔と以御書付出右を當地へ御差越し相成候様致し度此段厚く御合可然御勘考御取計有之候様奉存候〇十月九日

別紙



毛利大膳父子始御征伐之儀最御急務之事に付追々尾張大納言殿始追討之面々へ被仰出候次第も有之最早御手順も相整候得共右は面々未攻掛之注進無之候に付猶此度別紙之通前大納言殿へ被仰出攻掛之注進次第速に御進發可被遊思召に候間右之御心得に而傳奏衆へも可然御達被置候様にと存候○十月九日

猶以前大納言殿へ被仰出候儀は今便美濃守○老中稻葉長門守へ被申越同人御使相勤候筈に候且前文之趣一橋殿にも被御申上置候様にと存候

尾張前大納言殿へ

毛利大膳父子始御征伐之儀は兼而被仰出候通御急務之事に付御遅延相成候而は被爲對御所へ被仰譯も無之既に御進發御用意等も最早相整居即今御發途可被遊思召に候得ごも一戰之御左右も無之候に御輕卒に御進發は難被遊思召に付右之御注進を被爲待候御儀に候間急速御出張討手之面々へ御指揮被在攻掛之次第迅速被仰下候様との上意に候

右之書に據れば、關東の關老等は、關ヶ原の役東照公が容易く江戸を發せられ

ざるを學びしもの、如し場合の同じからざるをも知らず、其轍を踏まんとなし、遷延時期を失したるは笑止の極と云ふべし、且長州を寬に處置すべからざる旨の書付を、朝廷より下賜せられん事を、我公に委託せるが如きは、上國の形勢を知らず迂愚を盡せるものと云ふ可し、

十二日征長總督徳川慶勝卿、副將松平越前守茂昭朝臣入朝階辭す、朝廷劍馬を賜はり以て節刀に擬す尋いで二將大坂に之く、我公家臣小野權之丞等四人を遣し征長の諸藩を勞ふ、

是時に當り、過激派の堂上悉く要路を去り、今は朝議を翻すの憂なきが如くなれども、大炊御門家信卿を始め三條毛利荷擔の人々堂上に少なからず、時の非なるが爲め一時雌伏すれども何等の隱謀を爲さんも知るべからず、先づ長州征討に際し、三條等の人々を處置するに一歩を誤らんには、過激派の人々之を口實とし、何等の事を企てんも知るべからずと、是月幕府關老稻葉正邦朝臣をして、參内して三條以下の處置に關し、朝廷の旨を請はしむ、朝廷之に令して、彼等今は庶人なれば、朝廷に於て一切關せられずと、



十六日傳奏衆飛鳥井雅典卿を以て我公に左之勅を下す、

於凝華洞御警衛詰今暫勤仕有之様先達而被仰出候處追日向寒之頃一入苦  
勞被思食候得共征長相濟候迄は於同所守護可有之更に御沙汰候事

二十五日聖上更に我公の勤勞を叡感あり左の勅を下し御短刀一口兼恒作  
金具模様

時繪等下繪原内匠少九平在照金具を賜ふ、  
造後藤勘兵衛光文蒔繪永田習水齋

爲國家實に勵忠出格之廉殊に去七月以來之苦勤厚被爲褒賞候事

我公の屢々將軍家進發之建議あるにも關せず幕府老中の人々は征討戰爭の  
始まるを待ちて關東を發せんとせるの愚なるは今更論するの必要なし然る  
に中川宮殿下を始め皆將軍家の進發ありて早く征長の事を處分あらん事を  
希望せり是頃中川宮我家臣小林一貫を召し將軍進發の事勅命再三に及ぶも  
未だ發途の様子もなしもはや朝廷に於ては專命の勅使を發せらるゝの外な  
しと云ふに朝議殆んど決せりと一貫歸りて之を我公に報す我公依りて久太  
郎を東下せしめ親書を將軍家に上る其書に云く、

一札謹而奉申上候此度征長御進發之儀兼而御所に而深く御案被遊候に付

阿部豊後守朝正外へ御深切被仰含も御座候處是又不勤之由相聞愈御案を

増し勅使差立相成候外無之この御評議に御座候趣奉伺候然固より上様思

召より出候へば御威光も相立候儀に候處勅使之御促を御請被遊候様に而

は折角之思召も不相立候故右は御控被下候様一橋殿并所司代一同固く相

願置候場合に差迫り最追討之諸藩は勿論一統手を合て御進發を仰望仕候

氣向に御座候間何卒御英斷を以急に御發被遊候様仕度伏而奉懇願候月二十

日十九

一筆拜啓仕候追日寒冷相募候處公方様益御機嫌克可被遊御座珍重奉存候

各方にも愈御精勤に御座候半奉賀候緒追々御進發も其御地御都合も被爲

在候半なれども當表風評區々相成最先達而奏聞致候御申遣之儀も有之程

克申上置候得ども御所に而は愈御案被遊候下豊後守殿御不勤之由相聞畢

竟過日御深切に被仰含候廉々不相立儀と益御案を増し勅使差下し候外有

之間敷この御評議に御座候由相伺候乍然夫に而は御威光も難相立に付御

控に相成候様強而相願置先々勅使之處は相止居候得共此上御延引相成候



而は勅使愈被差下候勢に相見候拙夫においても毎々申上此上申上方も無之乍然勅使被差止候力も無之候間何卒御精々之程奉願候別封上將軍云ふ右之趣意に而奉申上候間御前へ御差上被下候様奉願候十月廿九日

尙々時下折角御自愛可被成爲國家奉願候當今時情之儀紙上に難盡事共公用人態と差下候間御用繁の御中御聽取可被下候

十一月四日朝廷十五萬俵増獻の事を嘉納す

是月十八日征長總督徳川慶勝卿廣島より使を上り長門藩謝罪の事を上奏す、毛利大膳家來志道安房儀當月十三日藝州二十日市と申處迄罷出申達候者當七月於京都及暴動候罪魁益田右衛門介福原越後國司信濃三人之首級持參仕實檢に備度宜差圖有之様仕度旨松平安藝守家來迄申立候右は右衛門介等存命に候は、生活之儘可爲差出筋合之處安藝守を以先達而申聞候趣未相達内斬首差出候に付右首級廣島國泰寺へ護送之上同寺へ差置警衛爲仕置臣慶勝儀一昨十六日廣島表へ到着仕候に付今日右衛門介始首級實檢仕候處相違無御座候且及暴動候砌參謀大膳家來宍戸左馬介佐久間左兵衛

竹内庄兵衛中村九郎儀於國元斬首申付並久坂義助寺島忠三郎來島又兵衛儀暴舉之節於京師相果候旨安房申立候就夫右衛門介始三人首級實檢濟之上吉川監物へ差遣申候右等之趣幕府へ申達候に付依之奉言上候誠恐敬白是より先、水戸藩重臣武田正生等攘夷之先鋒と唱へ浮浪を嘯集して常野之間を横行す幕府若年寄田沼玄蕃頭意尊を以て總將となし隣邦諸藩に命じて之を伐たしむ、正生等支ふる能はず殘兵を牽ゐて亡命し慶喜卿に歎訴する所ありと聲言し中山道より越前に入る沿道之諸藩之を防ぐ能はず急を慶喜卿に報ず慶喜卿自ら出で、之を蕩平せんと奏請す是日十一月十八日傳奏衆勅を傳へて我兵を隨伴せしむ

此度常野脱走之徒爲鎮撫一橋中納言出張相成候間其藩人數差添べし尤京都守護職に有之候間必多人數には及間敷候

依りて我公隊長生駒直道山内藏人大砲奉行林安道權助軍監井深重義等をして其部下を率ゐて之に従はしむ

是比東下せしめし家臣小森一貫太郎久より關東の情報を其同役に送る



尙々圓覺院○上野東叡塔中より承候には固く口留めの誓紙を差出候事故御心得被下度中將様○我公へも上申吳間敷旨

御道中彌無御障御上着被成候半奉賀候然ば豊田少進○上野宮侍なるべし事委細承候處今曉出立致候由別紙之通申越候昨日圓覺院より承候處御門主様○上野宮には御上京之御沙汰は先づ無之併京師模様次第には何とも難申候趣ふ云申候右少進御差登せ之儀は素々政府と御懇談之上去月廿五日御門主様御登城御書付御老中様へ御渡被成夫より當月六日伯州公○老中松平宗秀朝臣上使として上野へ御出相成少進爲御登之事に相成候由右之御主意は諸藩に而此節は疲弊甚敷此上御追討等被仰付候而は益難澁に行迫候次第殊には關東に而も兩度御上洛諸方海防御手當等御散財而已打續此上御進發被遊候様に而は御取賄附兼候仕合故御進發御延引朝廷より被仰出候様尤長州へは御門主様より御説得有之是迄之罪狀赦願致候様被成度左候へば萬民塗炭の苦を免かれ候事且長州も大國之事に候得ば中々早速の御追討にも相成間敷此節御進發被成外國も間近に旋泊致居候事なれば其虚を伺ひ如何様

之事を仕出候哉も難計且長州之事是迄も御堪忍被成置候事故此所にて御堪忍之袋を御切被成候而は是迄之御仁惠も無之相成候故是非々々寛仁之御處置被遊候様御門主御歎願之由に御座候其餘細々之儀も有之様子に候得共先大意は右之趣に御座候昨日迄は少進出起相分兼候に付今日問合遣候處今曉出立候趣別紙○此別紙いらず之通申越候間明朝高松氏○阿部出起早追ふに而登候由に而此事而已申上候○十一月十二日野村直臣宛豊田少進上京之趣は委細高松佐吉登り候節野村氏へ書狀を以申上候間御承知被下候筈に候高松出起に付十二日暮頃參り吳候に付右の一件相咄候處一向に不存趣申候に付尙豊後様○白川藩阿部豊後守正外朝臣老中有無相伺吳候様相頼候處早速相伺右之次第實事においては手紙を以て早速申遣候筈若虚説に候は、不申遣筈に相約候處何事も不申遣出起致候仍而は豊後守様にも御承知之由被仰候事と相見候右を以相考候へば矢張豊後様も一穴狐には有之間敷哉甚不審成事に被存候併少進上京之上如何様之事申候哉小子より申上候次第に候は、彌不審此事と奉存候右之節は高松はじめ御家臣共同



藩同様之心得に而何事も打明し候は御見合被成度事に御座候箇様之節には御家へ間者に附被置候も難計候間(中略)

御用心專一と奉存候二條様宮様徳大寺様邊へも可然御都合被成置候様愚考仕候且不審之廉最一事に御座候石の上にも三年と申事を豊州様被申候趣に御座候處左程之事に候得者營中に而皆々存居坊主共悉存居候物に御座候處一向不存由に御座候間是等之處は猶探索之上後より可申上候且又尾州様より嚴敷御進發御促し豊州公御策略も段々愚考仕候には右等を以御追討を引延し置御門主様之御歎願を以寛大之御處置杯之御注文には有之間敷哉仍而は尾州様より御促しは可宜候得共御促しは御促し御取詰は御取詰と申様に有度事に御座候何れに而も當時之形勢に而は日々に御進發之氣候は薄く相成様被伺候

酒井侯○老中酒井雅樂頭忠義朝臣泉州侯○老中水野和泉守忠精朝臣豊州侯も小子へ御逢被成候事と申事に相成居于今何れ様よりも御日取は不申參候小子持參仕候御直書之御模様は右之次第に而一向相分不申候間尙追々申上候吳々も白川藩之御

用心は肝要之御事奉存候全く懷中之蟲に可有之と被存候右等之次第共篤と御評議之上御用之間○我在京都の御前へも被仰上置候様云々十四日追啓長州近邊へ御老若御用之趣は御座之間に而被蒙仰候儀故一切不相分候

別紙豊州様之儀愚考之趣取調上田一學○我在江戸の若殿へも相伺候處御同人御心附には豊州様には京都方之仁と爰元御閣老方被存候處より此度之一條豊州様へは御咄合無御座故全く御存無之事にも可有之哉一學殿御心附に御座候間此段も御含み迄に申上候乍去本書申上候通此一事計に候は上田殿御心附御尤に候得共石之上三年之所を以考候へば如何可有之哉と奉存候猶御勘考可被下候○十一月十四日

又

水野様○水野和泉守忠精朝臣へ御逢之儀相願候處今日は御不勤故御逢被成兼候得共其中御逢可被成旨一應御用人値賀を以申上候様被仰候に付七左衛門○値賀のを以申上候は此度御名直書を以申上候次第先暫時之處は御差控に相成



候得共此上御進發御日取も不被仰出彌御遲寛と申に相成候而は迎も一橋  
様桑名様御名も御盡力可被成様無之段に相至可申と御一統様御苦心至極  
思召併勅使御下向相成候は、箇様御申開有之候間御下向相成候而も宜と  
申御居りも被爲在候は、其段相伺御一統様御苦心不被遊様仕度奉存候左  
なくば幾日頃迄には御進發被仰出候御都合に候間夫迄勅使御沙汰御差控  
に相成候様と申御都合に候は、其處を以御一統様御盡力被遊候様にも可  
申上奉存候乍去餘り寛々被遊候中に打手之方々御取懸に相成吉川之見込  
之通手を束ね降を願候節は最早爲御追討御進發之名目も無に相成御進發  
可被遊期節御失ひ被成候様可相成哉と奉存候偕向禁闕斯迄亂暴致候朝敵  
を御見懸只餘所々々敷御覽被遊候様相響候而は臣子之於情實如何可有御  
座哉他より非を入候節は非も可入事と奉存候此節御進發被遊候得ば第一  
御尊奉筋相立御武威更張仕諸藩之氣請も宜人氣引立候次第毎々被申上候  
通大機會に御座候處御進發無之候得ば右に反し候は顯然之儀に御座候畢  
竟此度之勅使御沙汰は右等之處厚く御合被爲在誠に御深切より出候事に

而關東を悪しかれたとの御沙汰には無御座候得共萬一□□れ候節は御  
信切の深きほど御悪しみも深く相成候は人情に候得ば甚御大切之御場合  
と御一統様御苦心被遊候次第に御座候且只今は諸藩之□□關東を押立天  
下を不治候而は不相成と申所一定致居候様には候得共勅使御下向之節は  
程克御斷相立候御妙策被爲在候共後日に至り又々激論沸騰致間敷も難計  
尤諸藩共に激徒大分有之様子に候得ば依時勢當時は鎮り居候得共中には  
隙を伺ひ居候者も多分可有之左候得ば一昨年昨春之如き世に相成候は誠  
に紙一重に御座候處左様相成候節は屹度違勅と申儀相唱候は必定と被存  
候其節に至候而は中々御名盡力には迎も行及不申候尤當職被仰付京都表  
へ被遣候も乍恐上様御手長仕御尊奉筋を始關東之御都合相整候爲め之儀  
に候得共京地御模様何程申上候而も右に御應じ不被下候而は彼地に罷在  
候詮も無之如何とも盡力可仕様無御座其上自然京都方坏と申名目を唱出  
し離間説を申觸候様相成候は目前に御座候既に此節御上には有御座間敷  
候得共京都方坏と申居候者も有之哉に相聞候右様之御振合に相成候而は



彼地に罷在御爲筋は差置却而御不都合を生じ候段に相至可申と苦心至極に奉存候右等之次第とも厚く御勘考之上御返書被下度旨申上候へば逸々御尤之次第に而一存に而御挨拶相成兼候次第も有之候間尙出勤之上逢候様可致旨被仰聞候に付罷歸其後御出勤被成候翌日御退出へ相伺候處値賀を以被仰出候は逸々御尤之次第に御座候得共當春上京之砌御直談申上置候通何も爰元形勢相替候儀も無之御進發之處は御總督様より御一左右次第と申事に相成居候得ば間もなく御左右も可有之被存候春中上京之節關白様へ御直談申上候事共も罷下候而は何分其通にも運び兼候事情も有之苦心致居候次第に而御名様御思召通にも不參甚心配致居候事計に候御返書之儀は御用番取計候事に候得ば尙阿部様へ篤と申上候様可致逢候而も外に可申様も無之尤御用も取込居候に付不逢趣被仰聞候

白川候には委細野村氏御承知之通藩中より罷出候嫌疑を御厭被成候趣に付御用人迄手紙に而問合居候處十八日に至り日取を極候事は御用之有無に寄六ヶ敷候間御退出へ罷出相伺候様被申聞候間直様十八日に參殿相伺

候處御用有之御逢被成兼候趣に付夫より日々廿三日迄相伺候處御用多に而何分氣之毒ながら逢兼候間御返書認相渡候節は御逢可被成旨河久保右衛門阿部の家臣を以被仰聞候に付御返翰御認被成候上御逢と申に而は申上候而も無詮事故水野様へ申上候通同人より申上吳候様相願候其節同人申候は三四日之内には御返翰御出來可被成哉と相伺候處出來候と被仰候得共廿六日は御寄合日に候間其節御同職様へ御相談に可相成候間廿七日に罷出候様申候に付同日參殿致候心得に候得共多分御返書御渡には相成間敷と存候何れ御進發の有無御談に不相成内は御返書は出申間敷此御返翰は餘程御ひねり被成候事と被考候

一廿二日に松前老中松前伊豆守崇廣朝臣公御出起甲州路より御上之由武田耕雲齋甲州へ越候風聞有之候に付御見廻り被成候由愚察には成丈手間取藝州邊へ御出被成候比は最早長州邊は降參に成居候得ば御進發は御見合之注進可被成御策畧歟と相考候其外上野豊田之一條も有之旁御進發御延引と相成候上に而御返翰も入らぬものに被成度御合歟も難計何れにも手之付様無之



仕懸けに計御取計附候様被伺右之様子とも御局中御評議之上御用之間我〇  
家老を指す御前へも宜御取計被成下度奉願候〇十一月十四日

尙々先便豊田少進一條阿部様御承知不被成様に申上候處河久保へ高松  
頼參候由跡に而相分り候營中之御様子は全虚に御座候此段御心得迄に  
申上候

十二月三日慶喜卿其弟徳川昭武〇我公嗣子と共に京師を發す幕府の歩兵及  
我藩兵加賀筑前小田原等の兵之に従ひ大津に次す會ま大垣藩檄を飛ばして  
武田正生等越前より西近江に向はんとすと急報す因而堅田より今津岡村を  
經て十六日慶喜卿海津に昭武山中村に次す即ち左の令を諸隊に下す

賊徒共歎願之筋有之趣を以加州始段々手配之模様相聞候間右様之儀に取  
合襲撃之機會取失候而は大事に可及は勿論假令如何様歎願筋有之候共一  
旦公邊人數へ敵對致者に付加州始早々手筈之上不殘打留候様可致候

是夜加賀藩兵賊新保に至り明日開戦すべきを報す慶喜卿乃ち我藩兵をして  
疋田前越に向はしむ時に天大に雪降り近寒殆ど膚を裂く所在村民皆亂を避け

比々空屋故を以て兵士飢寒甚し我兵糧奉行河原善左衛門四方に奔走してこ  
れに供給す十九日疋田曾曾木に達して險要を扼す尋いで二十二日幕府目附  
織田市藏來りて賊加賀藩に降るを報す慶喜卿乃ち令を下して嚴を解き降人  
を加賀彦根若狹の諸藩に致す既にして之を敦賀の寺院倉庫に綱す明年二月  
幕府命じて悉く斬に處す

是月〇十一月十八日幕府我公の名代米津伊勢守を江戸城に召し老中左の台命を  
傳へて將軍家佩用の刀筑前國弘作を賜ふ

七月戦役の行賞

毛利大膳家來多人數押而入京迫禁闕及亂妨候節病中之處早速參内御守衛  
之儀格別勉勵相勤家來共には不惜身命致烈戰諸手之救應並防禦之差圖等  
諸事相届且賊徒集屯罷在候山崎表へも人數差出速に攻落拔群相働候段達  
御聽候處兼而被仰付置候職掌厚く相心得家來末々に至迄申付方宜敷一同  
忠勤不惜身命相働候段御満足被思召依之拜領物被仰付候  
又我將士に金七千兩を賞賜す我公と同時に左の賞を行ふ

刀備前國倫光一に兼光

井伊掃部頭直憲朝臣